

41-103ハ



1200501255192

41

103ハ



始





26/11

飯田武郷著



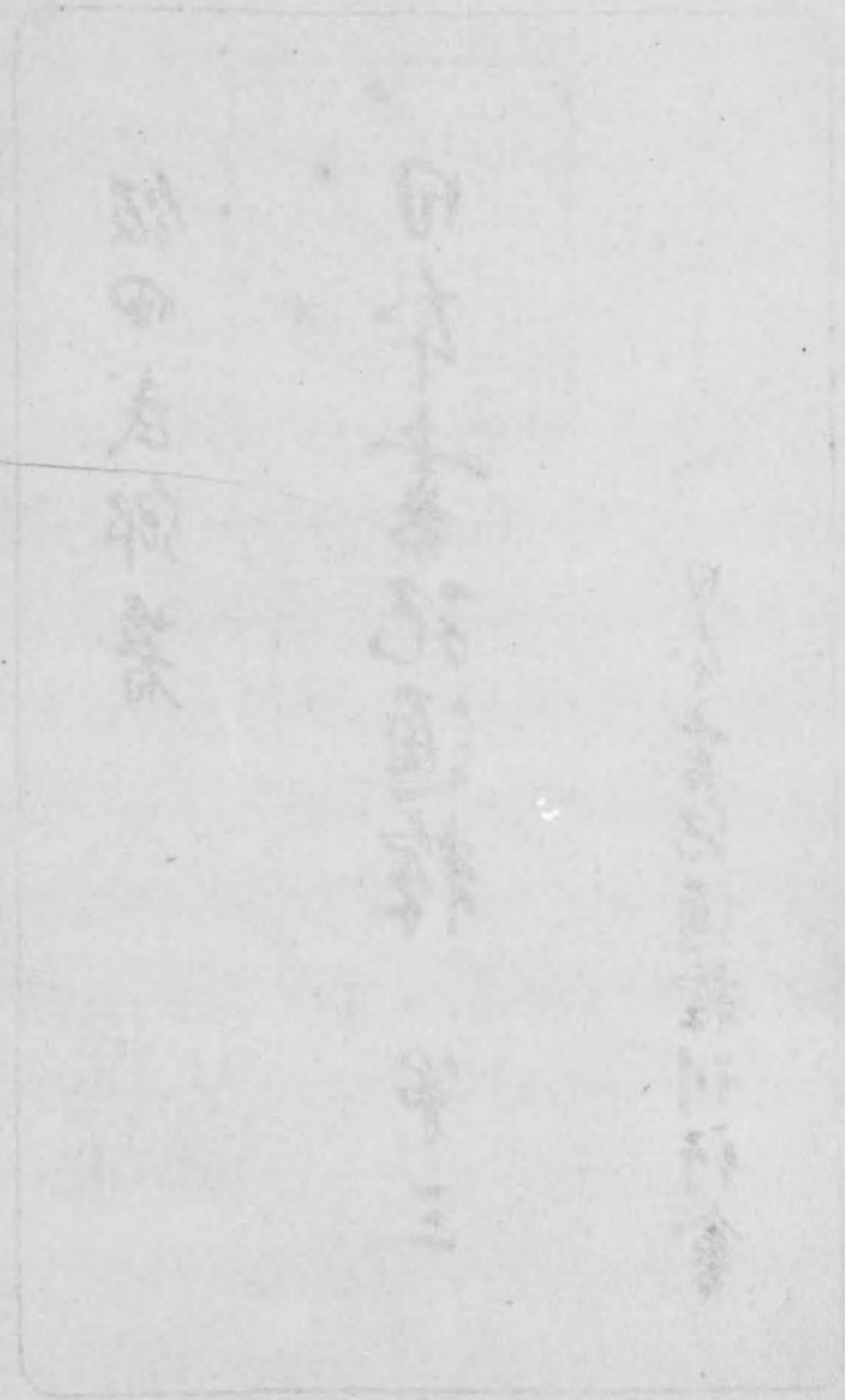
日本書紀通釋

第三



皇紀二千六百年記念出版

日本書紀通釋刊行會





日本書紀通釋第三

目次

卷之二十八	
日本書紀卷第六	
垂仁天皇紀	一四三三
附錄(加羅の起源)	一五〇三
卷之二十九	
垂仁天皇紀續	一五〇五
卷之三十	
日本書紀卷第七	
景行天皇紀	一五六九

○日本書紀通釋第三目次



卷之三十一

景行天皇紀續 ..... 一六四一

卷之三十二

景行天皇紀續 ..... 一七〇一

成務天皇紀 ..... 一七六三

卷之三十三

日本書紀卷第八

仲哀天皇紀 ..... 一七七七

卷之三十四

日本書紀卷第九

神功皇后紀 ..... 一八二五

卷之三十五

神功皇后紀續 ..... 一八八一

卷之三十六

神功皇后紀續 ..... 一九五一

卷之三十七

日本書紀卷第十

應神天皇紀 ..... 一九九七

卷之三十八

應神天皇紀續 ..... 二〇三九

卷之三十九

日本書紀卷第十一



仁德天皇紀

二〇八三

卷之四十

仁德天皇紀續

二一三九

卷之四十一

日本書紀卷第十二

履中天皇紀

二一九九

反正天皇紀

二二三五

日本書紀卷第十二終

日本書紀通釋第三目次終

# 日本書紀通釋卷之二十八

飯田武鄉謹撰

## 日本書紀卷第六

活目入彥五十狹茅天皇 垂仁天皇

新序善讀曰。漢王垂仁而帝。文選七命曰。其垂仁也。富乎有般之在。毫。

垂仁天皇

活目入彥五十狹茅天皇。御間城入彥五十瓊殖天皇第三子也。母皇后、  
日御間城姬。大彥命之女也。天皇以御間城天皇二十九年歲次壬子春  
正月己亥朔。生於瑞籬宮。生而有岐嶷之姿。及壯。儻大度。卒  
性任真。無所矯飾。天皇愛之。引置左右。二十四歲因夢祥。以立爲  
皇太子。六十八年冬十二月。御間城入彥五十瓊殖天皇崩。



歲次の事は。神武紀大歳に既に云り。○偶儻。文選注に卓異也とも。説文に不羈也ともあり。○卒性。卒は卒とも率ともあり。古書通用の文字なれば。何れにても同じ。さて本の訓に。二字をヒト、ナリとあれど。卒シヤカヒト、ナリ性シヤカヒト、ナリと訓むへし。○天皇愛之。通證に。上當レ有ニ父字とあるはさる言なれど。かゝる處は。紀中御名を申す例なれば。御間城天皇とあるへきなり。○左右の訓。モトコ。下文及清事紀。其他にも多し。許處シヤカヒト、ナリの義なり。○二十四歳。集解云。夢祥在ニ崇神天皇四十八年。天皇以ニ二十九年。生。則至ニ四十八年。年二十。未レ知ニ孰是。とあり。

元年壬辰

元年春正月丁丑朔戊寅。皇太子即天皇位。冬十月癸卯朔癸丑。葬御間城天皇於山邊道上陵。十一月壬申朔癸酉。尊皇后曰皇太后。是年也太歲壬辰。

戊寅は二日なり。○即天皇位。大日本史云。時年四十一。據ニ本書崇神帝二十九年生之文。按水鏡愚管抄皇代紀作四十三誤。とあり。○冬十月云々。崇神紀には。秋八月甲辰朔甲寅葬とありて。こゝとたかへり。この事既に云。○癸丑。十一日。○癸酉。二日。

二年癸巳

二年春二月辛未朔己卯。立狹穗姫爲皇后。后生譽津別命。生而天皇愛之。常在左右。及壯而不言。冬十月更都於纏向。是謂珠城宮也。

己卯は九日なり。○狹穗姫は。彦坐王開化天皇の皇子の御子なるよし。既に記を引て云り。兄王狹穗彦王と共に。狹穗大和國に住玉ふよし下に見ゆれば。其地を御名に負玉へるなり。記に亦名佐波遲比賣とあるも。狹穗道姫なるへし。さるは姓氏錄に。兄王の御名を澤道彦命とあるも。狹穗道彦なるへければなり。豐碓公彦坐命男澤道彦命之後也。と有り。○譽津別命。此皇子は。記には狹穗彦王が謀反せし時。城中にて生れ玉ひしかは。抱かしてめて城外に出し玉ひし時。天皇詔ニ其後一言。凡子名必母名。何ニ稱。是子之御名。爾答曰。今當下火ニ燒稻城之時。而火中所生。故其御名宜レ稱ニ本牟智和氣御子。とあり。記傳云。上には品牟都和氣命とありて。都と智との差あるは。下品牟都とあるをも。當通音にて。智とも都とも傳へたるにやあらむ。御名意。本は火。牟智は大穴牟遲などの牟遲に同じかるへし。とあり。されど此紀には。抱王子譽津別命。而入ニ之於兄王稻城。とあれば。是より先に生れ玉へるなり。さらば譽津には別意有か。なほよく考ふへし。○生而。永享本に此二字なし。○愛之常在左右。此皇子を愛し玉ふ状は。記に。故率ニ遊其御子之状者。在ニ於尾張之相津。二侯楯作小舟。而持上來以浮倭之市師池輕池。率ニ遊







還之得省親歎。崇峻紀に。早須滅族。可不息歎。などあり。此等のうち。疑ふ意のこもれるか  
 如くなるもあれども。語の助に置る例にて。上に引るとは。文意大に異なり。よくよく見分ちてさ  
 るへし。○赤絹。下文に赤織絹とあり。民部式に。丹波國に白絹赤絹の目あり。○一百疋。疋を麻伎  
 と云は。通證に。卷也。今亦云幾卷とあり。又紀中牟良と訓る處もあり。神功紀五色綵絹各一疋。  
 それも古言なり。疋は小爾雅。倍。兩謂之疋。二丈爲一兩四丈也。とあり。○任那王。紀中王を許爾伎志とも。許伎志とも訓める。此は  
 北史又杜佑通典などに。百濟王號於羅瓊。百姓呼爲健吉支。夏言並王也。と云り。なほ次なる新羅王  
 子とある處に云へし。○遮。訓タヘテとあるは誤にて。サヘテなるへしとおもへども。此訓も往々あ  
 り。○二國之怨。通證云。二國謂任那與新羅也。藤齊延爲日本  
 與新羅者不。是。然神功皇后討新羅。則實兆於此矣。又新羅拒歸化人。見于應神紀三代實錄等。と  
 あり。○此蘇那萬叱智の事をも。また二國相怨云々の事をも。次の一云の傳にては。都怒加阿羅斯等  
 の事とせり。信友云。新羅人の赤絹を奪へる事の。同じ趣に云々と記されたるを合考るに。此時蘇那  
 萬叱知。阿羅斯等と。相共に暇賜はりて。打連れて本國に歸りたりけるを。ひとりくの上に。語傳  
 へたるに依て。別々にきこゆるなるへし。と云れたるは然る言なるへし。

一云。御間城天皇之世。額有角人。乘一船泊于越國筥飯浦。故號其

處。曰角鹿也。問之曰。何國人也。對曰。意富加羅國王之子。名都怒我  
 阿羅斯等。亦名曰于斯岐阿利叱智干岐。傳聞日本國有聖皇。以  
 歸化之。到于穴門時。其國有人。名伊都々比古。謂臣曰。吾則是國王  
 也。除吾復無一王。故勿往他處。然臣究見其爲人。必知非王也。  
 即更還之。不知道路。留連島浦。自北海廻之。經出雲國。至於此間  
 也。是時遇天皇崩。便留之仕。活目天皇。逮于三年。天皇問都怒我阿  
 羅斯等曰。欲歸汝國耶。對語甚望也。天皇詔阿羅斯等曰。汝不  
 迷道。必速詣之。遇先皇而仕歎。是以改汝本國名。追負御間城  
 天皇御名。便爲汝國名。仍以赤織絹給阿羅斯等。返于本土。故號其  
 國。謂彌摩那國。其是之緣也。於是阿羅斯等。以所給赤絹藏于己國  
 郡府。新羅人聞之。起兵至之。皆奪其赤絹。是二國相怨之始也。



額有角人。記傳云。此は實の角にはあらし。頭に冠りたりしもの。角と見えたるなるへし。と云り。されと信友説に。此は贊の角の如く高くふくれて。尖りたりしなるへし。今越前敦賀。又若狹わたりの俗言に。額を物に打つけて腫たるを。角か生へたりといへり。萬葉に。角のふくれとよめるに。おもひ合すへし。其はかの任那の宰に遣はされたる。松樹君か頭上に。三岐の贊の有しと云へるを思合するに。阿羅斯等もしくは。松樹君の彼國にてもてる子にて。贊は父に肖たるか。王の子となりたるにか。また松樹君かもてる女のありて。其か王の妻となりて。生る子阿羅斯等にて。贊も肖たるにか。いつれにされ。由ありけに通ゆ。と云れたり。阿羅斯等か名に冠らせたるも。眞の角と見たらむ方勝るへし。藤原廣嗣の事を。松浦社本後起に。額上角寸餘。さあるなを思へし。また三笠山に引て。人角。日本紀略寛平九年七月二十三日陸奥國。安積郡所産小兒。額生一角。又新羅國集に。額に角二本ありし子を産たるとあり云々せり。此○箭飯浦。越前國敦賀郡なり。神名式敦賀郡氣比神社名神大あり。萬葉三に。飼飯海乃庭好有之苅薦乃。亂出所見。海人釣船。名義は箭飯正字なり。さるは此氣比神社七座のうち。主神は保食神に坐り。神代より御食都大神の坐々す異なる所由のありけるなるへし。故自ら神の御名ともなり。其より地名とされるなるへし。○角鹿。即敦賀なり。記に都奴賀とあり。名義は次に云。萬葉三に。角鹿津。乘し船時云々。越海之。角鹿乃濱從。大舟爾真梶貫下云々。今も名高き湊なり。さて式に角鹿神社もあり。氣比神社の。攝社なり。此社の事次に云。○意富加羅國王之子名都怒我阿羅斯等。亦名曰于斯岐阿利叱智干岐。信友云。又名の于斯岐の三字。姓氏錄になきそ正しかるへき。武部云。姓氏錄の。紀なるは撮入を文以下に引出。

るへし。さて名の都怒我は。角額にて。かの額有角人。泊于越國箭飯浦。故號其處曰角鹿。と見え。我か額の贊の高く異なるをもて。此方人の。名に加へて呼る言にて。本よりの名は阿羅斯等なるへし。また又名阿利叱智とあるも。別名にはあられて。かれか韓言もて名告たるを。此方にて二様に聞なして。阿羅斯阿利。新等と叱智。音近し。武部云。集解體天皇二十三年紀。阿利新等。其變。傳たるを。後に別名の。由此文。望之。蓋阿利新等謂王也。猶句奴謂王。王于平。羅利五音相通。とあり。如くに。書傳たるものなるへし。任那人の名に。余留智。蘇那馬叱智といふも見え。その外にも其智と。名の下に智と云るかあるとおもへは。智とは其身のほとにつけて云ふ。一種の科賦にもやあらむ。さらば阿利叱智といへるかや正しからむを。古書干岐は韓の國の王。又王族の號なる由。師の説れたるか如し。武部云。干岐ともみな阿羅斯等とのみ記せり。又意富加羅國の意富は。御國言にて。大の義なるへし。其は欽明紀に。任那は。加羅國安羅國某々の十國の惣名なる由。注されたるか如く。加羅國は一國の名ながら。其十國を領る王の。住る本國なるか故に。惣ての國號をも。加羅と云たりけるを。御間城天皇の大御名を負せて。彼か國の大名を任那と賜ひたるなり。さて和漢の籍ともにも。みな加羅とのみ見えたれば。意富は皇國言にて。一國の加羅にはあられて。彼十國はかりの惣合て。大加羅國と云りしなるへし。かくて。すへて西の外國々を加羅といふは。既に崇神の御世に。かの加羅國王歸化て。請奉れるまゝに。鎮守をも置せ玉ひたりければ。此加羅國の名より出て。その方さまの外國を。せへてひろく云なれたるものなるへし。武部云。集解體南齊書東南夷傳。作加羅國。曰三韓之種也。爾時作迦羅國。東國通語。大加羅國。意富加羅を云に分たる。其一名なり。此事も通語に見えたり。されはこゝに意富とあるは。信友の説の。又かの越の箭飯浦は。今も越知くたるへし。さて或人云。此加羅は今の豊前道の金海府にして。大加羅は高麗國なり。と云り。



前敦賀郡敦賀に在り。敦賀古くはツヌガといひて。字には角鹿と書り。郷人は今もしか。其はかの阿羅斯等か事を角額とよひ。それが参渡り來れるを珍らしみて。其處の名に呼たるが大名となりたるなり。然るを記に。應神天皇の御名易の云々の事によりて。號<sub>三</sub>其浦<sub>一</sub>謂<sub>二</sub>血浦<sub>一</sub>。今謂<sub>二</sub>都奴賀<sub>一</sub>也。とあれど。其事の後に。同天皇の御歌に。都奴賀と謠しめ玉へれば。既くより都奴賀と號たりし事はアモラカ證なり。されは記の傳説は。かの御名易の事によりて。中たひ血浦とも呼へるか。今はまた舊の如く。都奴賀と謂ふと云ふ意に見るべきなり。武藏云。此説は少しいかなり。但彼も是も一の傳と見てあるへし。さて式の敦賀郡角鹿神社は。氣比神社の傍に在て。俗政所<sub>マトコロン</sub>神と稱ふ。都怒我阿羅斯等此處に留りて在しを以て。祭れるなりと語傳へたり。其子孫の氏神と祀りたるなるへし。と云れたり。今に其子孫あり。○日本國。ヤマトと訓へし。此をニホンと訓はよからし。此時未皇國を指て。日本と云しにはあるへからず。此事はなほ神功紀に委く云り。○穴門。仲哀紀の釋に。弘仁私記曰。今長門國。とあり。委くは其卷に云へし。○伊都々比古は。伊登都比古と訓て。筑前國怡土縣主の祖ならむ。と云る説もあれど。いかうあらむ。定めかたし。怡土縣主の事は。仲哀紀に委く云。○留連。本にツタヨヒツ、と訓るに就て。通證に傳<sub>フタヒヤコフ</sub>蕩也。と注れたれどおほつかなし。フはタの誤なるへし。たしし散木○彌摩那國。名義彌摩は天皇の大御名なる事明らかなり。那と云事は。既にも云る如く。此國名を文獻通考には任羅ともありて。那羅通音なり。さて韓土古代の地名を檢索するに。語尾に羅耶二音の附着せるもの殊に多し。加羅を加耶とも云り。是れ羅と耶とは一音の轉にして。語源

は異らざるなり。さて那も右の羅耶と通音なれば。これも添云辭にて。なほ彌摩の國と云に。那音の添はれるなりけり。○其是之縁也。姓氏錄未定雜姓右京。三間名公。彌摩奈國主牟留知王之後者不見。初御間城入彦五十瓊殖天皇<sub>神</sub>御世。額有角人。乘<sub>レ</sub>船舶<sub>三</sub>于越國<sub>一</sub>。遣<sub>レ</sub>人問曰。何國人也。對曰。意富加羅國王子。都努我阿羅斯等。亦名阿利叱智干岐。傳聞日本國有<sub>二</sub>聖皇<sub>一</sub>。歸化到<sub>二</sub>穴門<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>人名伊都々比古。謂<sub>レ</sub>臣曰。吾是國王也。除<sub>レ</sub>吾復無<sub>二</sub>一王<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>往<sub>二</sub>他處<sub>一</sub>。臣察<sub>二</sub>其爲<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>。知<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>王也<sub>一</sub>。即更還不知<sub>二</sub>道路<sub>一</sub>。留<sub>二</sub>連島浦<sub>一</sub>。北廻經<sub>二</sub>出雲國<sub>一</sub>。至此國也。是時會天皇崩。便留仕<sub>二</sub>活目入彦五十狹茅天皇<sub>一</sub>。詔曰。汝速來者。得<sub>レ</sub>仕<sub>二</sub>先皇<sub>一</sub>。是以改<sub>二</sub>汝本國名<sub>一</sub>。追負<sub>二</sub>御間城皇號<sub>一</sub>。曰<sub>二</sub>彌麻奈<sub>一</sub>。因給<sub>レ</sub>絹即還<sub>二</sub>本郷<sub>一</sub>。是改<sub>二</sub>國號<sub>一</sub>之縁也。牟留知王は。都努我阿羅斯等の祖の如くにも通ゆ。よく考へし。また左京諸蕃任那に。大市首。任那國人都怒賀阿羅斯止之後也。清水首同上。彌前國敦賀郡海邊に。奥村と云あり。ミツと呼り。此氏名に據ありてきこゆ。また大和國諸蕃任那に。辟田首。任那國王都奴加阿羅斯志等之後也。などあり。○所給赤絹。本に所字脱たり。熱田本に従て補ふ。

一云。初都怒我阿羅斯等。在<sub>レ</sub>國之時。黃牛負<sub>二</sub>田器<sub>一</sub>。將<sub>レ</sub>往<sub>二</sub>田舎<sub>一</sub>。黃牛忽失。則尋<sub>レ</sub>迹<sub>一</sub>。覓<sub>レ</sub>之。跡留<sub>二</sub>一郡家中<sub>一</sub>。時有<sub>二</sub>一老夫<sub>一</sub>。曰。汝所<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>牛者<sub>一</sub>。入<sub>二</sub>於此郡家中<sub>一</sub>。然<sub>レ</sub>郡公等曰。由<sub>二</sub>牛所<sub>一</sub>負<sub>レ</sub>物<sub>一</sub>。而推<sub>レ</sub>之。必設<sub>二</sub>殺食<sub>一</sub>。若其



主竟至。則以物償耳。即殺食也。若問牛直欲得何物。莫望財物。便欲得郡内祭神。云爾。俄而郡公等到之日。牛直欲得何物。對如老父之教。其所祭神是白石也。以白石授牛主。因以將來置于寢中。其神石化美麗童女。於是阿羅斯等大歡之欲合。然阿羅斯等去。他處之間。童女忽失也。阿羅斯等大驚之。問己婦曰。童女何處去矣。對曰。向東方。則尋追求。遂遠浮海以入我國。所求童女者。詣于難波。爲比賣語曾社神。且至豐國前。郡復爲比賣語曾社神。並一處見祭焉。

一云。此段の故事。記には天日矛の事とせり。今何れとも決めかねたけれど。姑く記の方を正しとすへきか。そは次々に云へし。記の文をも次に引て云。○在國。本在を有に作る。今信友校本に據る。○黄牛。通證に。倭名抄黄牛和名阿米宇之。蓋其色如飴。とあり。註に。阿米宇之見。空物語及枕草子。新撰。字訓。阿女萬大真。意即黄牛二合字也。○田器は。集解云。禮記鄭玄曰。田器鐵鐵之屬。疏曰何胤曰。鐵今之鋤類。とあり。○田舍。倭名抄人倫部。田舍兒俤那迦比斗。とあり。加茂翁云。田居中の上略ならむ。と云り。○牛所負物。集解云田器。

とあり。○推之は。推量り思ふになり。これを集解に推に改めて。史記馮唐傳曰。五日一推牛糞。賓客。索隱曰推擊也。とあるによれるは。甚しき非なり。さてかく推量れる意は。或説に。按田器以爲屠牛具。故曰由牛所負物推之。と云れたるか如くなるへし。○牛直。通證云。阿多比當也。字書直準當也。とあり。賦役令集解。以大豆一斗。當稻一束。以小豆二斗。當稻三束。とあれは此説然るへし。和訓栞古言梯に。價の假字は當易の約言なりと見ゆ。和字正誤抄には。あたひあるあたふたはす。皆一類なりと見ゆれど。自他混合して。差なき云ふなり。此語の古くみえたるは。顯宗紀不直買。萬葉三に價無實云々と。みえたるのみにて。いまだ眞字かきの明證なければ。此假字つかひさたかならず。伊呂波字類抄に。價アホ同など見ゆ。今の玉篇にも。價をアホと訓めり。此等は正しき證とも云かたけれど。姑其等に據の外な。○郡内祭神。こは神實にて。俗に云神祇の事也。即次に白石とあり。○俄而。桓二年公羊傳注に。俄者謂須臾之間とあり。訓も其意なり。○牛主。主字中臣本北野本とも。直字とせり。其方勝れり。○入我國。本に入日本國とあり。集解に據古本改とあるに従れり。さて此童女が皇國に來りし故事は。記に新羅王子天之日矛。賤女が日耀に感て生たる女を。妻と爲たりけるか。其妻吾は汝の妻となるへき身に非ず。我祖の國に去むとて。皇國に參渡り。難波に留りて。比賣茶曾社坐阿加流比賣神と爲れり。とあると同じ傳説なるか。信友説に。此は日矛が事のまされたる傳なり。よみ合せて考參へし。と云れたる如くなるへし。阿羅斯等が事は。傳聞日本國有聖皇以歸化。とある方正しく。天皇の其を厚く賞玉ひて。國名を賜へるなども。童女を追て皇國に來りしものには。更に似つ



かはしからず。○比賣語會社神。神名帳に。攝津國東生郡比賣許會神社。名神大月次 相嘗新嘗四時祭式に。下照比賣社一座。或號比賣許會社。臨時祭式に。比賣許會神社一座。亦號下照比賣。記傳云。下照比賣とは。此社の神號にて。即かの新羅國より來坐る。此娘子を朝れるなり。然るに此を。神代卷なる下照比賣と。混に心得たる説あるは。いみじきことなり。さて此社は。今世に云。高津宮なりと云り。然るに此高津宮を。今は仁徳天皇なりと申すは。心得ぬことなり。其は彼朝代の高津宮を。思ひてのれしめて。今世に云。高津宮なりと云り。今の高津宮とは別なるや。今の高津宮は。孝德紀に。高津宮とある處なるへし。うつは物語の歌には非ざるか。今の高津宮といふ名は。かの高津宮とは別なるや。今の高津宮は。孝德紀に。高津宮とある處なるへし。うつは物語の歌にも。かうつとありと或人云り。さも有るへし。と云り。なほ此社のこと。其跡のさたかならぬにつきて。或人云。難波古園を見るに。今の大坂より西に延島あり。又一古園を見るに。延島なし。或。四成郡に神島村ありて。比賣許會神を祭れり。神島は延島の轉也と云り。又は東生郡玉造近所に森宮あり。此邊を云り。など定かならず。また東生郡孫野村より。西北に方る所延島なり。とも云り。いつれかまことならん。三代實錄。貞觀元年正月。攝津國下照比賣神社。從四位下。とあるも此神社也。攝津國風土記に。比賣島松原者。昔輕島豐阿岐羅宮。御宇天皇世。新羅國有女神。遁去其夫。來。暫住筑紫國。岐伊比賣島。乃曰。此島者猶不遠。若居此島。男神尋來。乃更遷來。遂停此島。故取本所住之地名。以爲島號。と見え。和名抄に肥前國基肆郡に延社。郷もあり。なほ次に云。右の文を記傳五に引るには。伊岐比賣島とあり。さて其傳云。伊伎とは。彼女神新羅よりまつ伊伎の島に着。伊岐より此島に。武野云。此即比賣島なり。來着坐る故に云か。と云るは。壹岐島のことと見られたるなり。されとこれは。萬葉緯通證等に引るに。岐伊とある方宜し。また記傳三十四に引れたるは。伊波比乃比賣島とあり。此誤しき誤なり。岐伊は上に云る如く。肥前國基肆郡なり。さて其郡に延社の社もあることは。風土記に見えたり。されと其社は。風土記に。延社郷。此郷之中有川。曰山途川。其源出北山。南流而會御井大川。昔者此門之西有荒神。行路之人多被殺害。半渡半殺。于時ト求崇由。兆云。令筑前國宗像郡人珂是胡。祭吾社。若合願者。不起荒心。竟珂是古。令祭神社。珂是古即

捧幡祈禱云。誠有欲吾祀者。此幡順風。飛往隨吾之神邊。使即舉幡順風放遣。于時其幡飛往。墮於御原郡延社之社。更還飛來。落此山途川邊之田村云々。於是亦織女神即立社祭之。自爾已來。行路之人不被殺害。因曰延社。今以爲郷名。とあるは。此とは別神なるか如くなれど。猶按ふに。古昔延社の社のありしに。風土記の説は附會したるものならんも知りかたし。かにかくに。基肆郡の延社は。此の所由によることなるへくもはるれば。岐伊比賣島は肥前と定むへく。さてそれより後に。また豊國次に攝津と。互り來坐るなるへし。○豊國。名義は豊後國風土記に。豊後國者。本與豊前國合爲一國。昔者纏向日代宮御宇大足彥天皇。詔豊國直等祖苑名手。遣治豊國。往到豊前國仲津郡中臣邨。于時日晚偶宿。明日味爽忽有白鳥。從北飛來翔集此邨。苑名手即勸看其鳥。々々化爲餅。片時之時。化更芋艸數十許株。花葉冬榮。苑名手見之爲異。歡喜云。化生之芋未曾有見。實至德之感。乾坤之瑞。既而參上朝庭。舉狀奏已上本朝。天皇於是歡喜之。有即勸苑名手云。天之瑞物地之豊草。汝之治國。可謂豊國。重賜姓曰豊國直。因曰豊國。後分兩國。次豊後國爲名。とあり。○前郡。豊前國なり。本に國前郡とあり。今永享本に國字无に據る。さるを本のまゝに。古來これをクニサキノ郡と訓て。豊後國國崎郡の事と爲せしより。此の古事に合さるから。種々の疑を起せる説あるなり。決して非事也。さるを本の訓に。字は衍なから。ミチノクチノクニ。と訓るは。さすかに舊訓の殘れるにてめてたし。そは豊前國を和名抄に豊前。止與久瀨乃 美知乃久知とある是なり。郡をも古く久瀨と訓



れは。國字に通し用ひしなり。○復爲比賣語會社神。記傳云。神名帳に。豊前國田川郡。辛國息長大  
 姫大目命社。これを續後紀承和四年條には。豊前國田川郡香春岑神。辛國息長大姫大目命。三代實錄  
 貞觀七年。辛國息長比咩神とあり。此神社をも比咩語會社と云こと。書記釋に。豊前國風土記曰。田河郡  
 鹿春郷。昔者新羅國神。自度到來。住此川原。使即名曰鹿春神。案之豊州比賣語會社。不見神名帳并風  
 土記也。而任那新羅同種也。辛國之號寄來歟。若田川郡之神社等爲比賣語會神之聖跡歟。とあり。さ  
 て此香春嶽は。豊前志云。此山唐木多し云々。又云。神宮院法華院高座石。いつれも香春神社の宮寺  
 なり。昔は六坊あり。又云。香春嶽風土記云。鹿春郷北有嶽。頂有沼。周三六步許。黃楊樹生。兼有龍骨。  
 第二峯有銅并黃楊樹龍骨。重春云。風土記に云る如く三山あり。南に在て高きを一嶽と云ひ。其北  
 なるを二嶽といひ。其北なるを三嶽と云。社は一嶽の南の麓に在て。南に向り。往昔は三嶽の麓に在  
 したそ。と云り。○並二處見祭。二處は右の攝津國東生郡。豊前國田河郡なり。然るを上にも辨云  
 る如く。これを豊後國々埴郡と思誤りしより。記傳にも。豊前の田川郡の香春を。かく傳へ誤りたる  
 にやあらむ。豊後には此神あること。物に見えたることなし。と云れたる。又通釋集解に。みち思ひ漏さ  
 れたるを。此誤を見出たるは。栗田寛なるか。今は其に據て説を成せるものなり。既く扶桑國考に。右の誤  
 郡。伊波比洋の西南に。今現に姫島と稱する島あり。こは記に女島亦名謂天一根とある島なり云々。攝津國風土記と。日本紀とを併せ考  
 るに。比賣語會社の始めて著たる處は。國前郡伊波比の比賣島なり。と云れしは。かの姫島に附會けたる説なれば。もとより信するに足ら  
 す。また或説に。國崎郡四北海中二十町に。比賣島あり。周廻一里餘。此島に比賣語會社と  
 云傳たるありて。社殿なく。石三ばかり並ひ。廻に楠四五株植り。と云り。これも疑はし。○記云。昔有新羅國主之子。名謂

天之日矛。是人參渡來也。所以參渡來者。新羅國有二沼。名謂阿具奴摩。此沼之邊。一賤女晝寢。於是  
 日。耀如虹。指其陰上。亦有賤夫。思異其狀。恒伺其女人之行。故是女自其晝寢時。姪身生赤玉。  
 爾其所伺賤夫。乞取其玉。恒裹著腰。此人營田於山谷之間。故耕人等之飲食。負一牛而入山谷之  
 中。遇逢其國主之子。天之日矛。爾問其人。曰。何汝飲食。負牛入山谷。汝必殺食此牛。即捕其人。將  
 入獄囚。其人答曰。吾非殺牛。唯送田人之食耳。然猶不赦。爾解其腰之玉。幣其國主之子。故教  
 其賤夫。將來其玉。置於床邊。即化美麗孀子。仍婚爲孀妻。爾其孀子常設種々之珍味。恒食其夫。故  
 其國主之子心奮。其女人言。凡吾者非應爲汝妻之女。將行吾祖之國。即竊乘小船。逃渡來。  
 留于難波。此者坐難波之比賣基會社。謂阿加流比賣神者也云々。此これ上に云る記の全文なり。引合  
 せ見るへし。記傳云。阿加流比賣神は。比賣基會社の神號なり。比賣基會と云は社號なり。名義かの  
 玉に依れるか。神代卷に。羽明玉。天明玉。櫛明玉など云神名あり。皆玉に依れる名なり。さて下照  
 比賣と申すも同意にて。玉の光照る由か。又二共に玉に依れるには非て。彼孀子の容貌を美て稱へた  
 る號か。何にてもあるへし。神名帳に。攝津國住吉郡赤留比賣命神社あり。此は比賣基會社の神を。  
 又別に此にも祭れるなるへし。とあり。

三年春二月。新羅王子天日槍來歸焉。將來物。羽太玉一箇。足高玉一箇。



鵜鹿鹿赤石玉一箇。出石小刀一口。出石梓一枝。日鏡一面。熊神籬一具。并七物。則藏于但馬國。常爲神物也。

新羅王子。記中卷新羅國主とある下に。記傳云。今書紀を考るに。コニキシ。コキシ。と訓を附たるは。百濟王のみにして。新羅高麗などの王には訓を附ず。然れば此は。百濟王に局れる稱にそありけん。武郡云。此説はたかへり。新羅王下にも。コキシと附たる處。此のみ。さて朝鮮國の三國史記と云物に。新羅の世々のにあらす。神功卷にもあり。訓を附ずとは。見おとされたるなり。王を記したるを見るに。始のほとのほ。皆某尼師今とあるを。東國通鑑と云物には。皆改めて某王と記せり。然れども此號は。書紀の私記。又釋。又今本の訓などにも。見えたることをなければ。今たやすく用へきに非ず。故姑百濟王の號を取て訓るなり。垂仁卷に任那王新羅王子など。訓る例もなきには非れはなり。と云れたるに據て。今も本の訓のまゝにてあるなり。さて新羅王の先祖などのことには。神功紀に詳に云へし。集解に。按東國通鑑。是年當漢成帝河平二年。新羅始祖居世三十二年也。とあり。○天日槍。記傳云。此名は參來て後に。皇國にて稱へたるなるへし。とあり。古語拾遺には。新羅王子海檜槍と云り。名義矛を以て稱たるか。次に説あり。此日槍の事。記には應神段に。昔有新羅國主之子。名謂天之日矛。全文は云々。と記せり。此は異國の人々彼此と。多く此御世に參來つる事ありしかは。其因に此處には記せるなるへ

し。昔とは此御代より前なるよしなり。其は何の御代と云事は。傳の詳ならざる故に。泛く昔と云るなり。記傳云。書紀には此事。垂仁天皇三年に記されたれども。其は疑はし。何と云に。同九十年に。常世國に遣し田道間守は。天日矛の玄孫なり。其間八十餘年にして。成人れる玄孫あらむは。決てあるまじきにもあらねど。他の例を合せて思ふに。なほ疑はし。故思ふに。此は同八十八年。天日矛之曾孫清彥云々の事の末に。昔云々とて。天日矛の渡參來し事を記されたる。昔とはかの三年の事を指ても云へけれど。なほ其御代より往昔の事と聞えたり。されは日矛の來たりしは。其御代よりは前の事なりけむを。かの清彥の事につきて。一にまきれて。同御代の事とも語傳へしにやあらむ。又津國風土記に。比賣基曾社神の渡來坐る事を。此明宮の御世のこととして。記せるもたかへり。と云れたるはけにさる事にて。此日槍の來りしは。遙に遠き神代の事也けり。信友は。孝靈天皇の御代頃の事なり。其は播磨國風土記に。楯保郡楯保里粒丘。所以名粒丘。天日槍命從韓國一度來。到於宇頭川底。而乞宿處於葦原志舉乎命。曰。汝爲國主。欲得吾所宿之處。志舉即許海中。爾時客神以劔攪海水。而宿之。主神即畏客神之盛行。而先欲占國巡上。到於粒丘。而淦之。於此自口落粒。故號粒丘云々。夫粟郡比治里川音村。天日槍命宿於此村。勅川音甚高。故曰川音村。谷。葦原志許乎命與天日槍命。一相奪此谷。故曰奪谷。以其相奪之由。形如曲萬。高家里。所以名巨高家者。天日槍命告云。此村高勝於他村。故曰高家。柏野里伊奈加川。葦原志許乎命與天日槍命。占國之時有嘶馬。過於







馬名義未詳。或説に谿間なりと云り。記云。故其天日矛持渡來物者。玉津寶云而。珠二貫。又振浪比禮切浪比禮。振風比禮切風比禮。又奥津鏡邊津鏡。并八種也。此者伊豆志之八前大神也。此寶等の名義は。記傳に委く解れたればいまい

す。とある。即伊豆志坐神社八座並名 是なり。此社の事は。なほ次に云。此に辨へおくへき事あり。記傳云。然るに右の神寶と。武庫云。即此に云る。羽。大玉以下の七物なり。記の八種武庫云。右の玉津寶。以下八種なり。とは。數も合す。名も異にして。物も多く同じからず。一傳なるは。武庫云。此大なる一云の傳也。類は八種なれども。其も皆此と異なり。故つらゝ考るに。記に擧たる八種と。書紀なるとは皆別物なるへし。さるは初新羅より持渡來たる寶物は。種々多く有けむ中に。記の八種は。ある中に重く。際殊なる物ともなりける故に。殊に出石大神と齋祀りて。其社の御靈實に坐させは。倭へ召て見賜ふへき限にはあらず。されはかの清彦か献りしは。此八種の餘の寶物にそ有けむかし。なほ然思はるる故は。かの京へ召たりし寶物は。皆關に於神所とあれば。倭に留まりて。但馬には遷らず。云類名のあるは。若出石の由にもやあらむ。さて彼一傳の方には。彼寶物共を貢獻する物とあり。これ又出石御靈實に非る一の體なり。さて

は。淡路島にして。神と稱するは。是又出石御靈實の類に非ることを知へし。淡路に此神は物に見えず。たゞ和名抄に淡路郡志と云類名のあるは。若出石の由にもやあらむ。さて彼一傳の方には。彼寶物共を貢獻する物とあり。これ又出石御靈實に非る一の體なり。さて書紀には。出石大神の事は凡て見えず。かの出石小刀を淡路に調れることすら。記されざるは。彼寶物とも若出石大神ならむに。必其由記されずは。あるへからず。記されざるは。彼社の御靈實に非るか故なり。かくて一傳の方の數の記と同一く。八種なるは。唯まきちらひしけれど。其は出石大神と稱する寶の類八種なるに依て。其よりまされて。か。と云れたるは。實に然る言なり。○常爲三神物也。記に伊豆志之八前大神。神名帳に。但馬國出石郡伊豆志坐神社八座。並名 是なり。此社の事は。なほ次に云。とある神の御前の。神物と爲れりとなり。即御寶 物なり出石は。記傳に。和名抄に但馬國出石伊豆 郡出石郷。とある是なり。名義は。此地の山より異き石の出ると云へは。其由なるへし。其山は石山と云て。高き山なる其

傍に大なる洞ありて。石は其洞の奥よりそ出る。其石の異きことは。形おのつからに皆方にして。石匠の作りなしたらむか如し云々。かゝれば出石と云は。此石より起れる名とそ聞えたる。然るを出石刀子出石槍より出たる地名と云は。本末たかへり。かの刀子などの名は。此地名によれる物なるをや。武庫按に。此石山と云は。予も行見たることあれど。出石郡にはあらで。城崎郡なれば。郡さて和名抄に。備前國御野郡にも出石郷と云あるは。此處に由縁ありて負る名にやあらむ。書紀一傳に出島とあるも。此地を云るなるへし。とあり。さて古語拾遺に。新羅王子海槍槍來歸。今在但馬國出石郡。爲三大社。とあり。此決く古傳なり。式に八座とあるは。八種寶物なるか故なり。されど八種寶物を。悉く海槍槍の靈寶とせむは。いかんなるやうなれど。然らず。合せては一となり。又分れては七とも八ともなれるか靈の常なり。たゞに寶物を神と調れるにはあらず。また式同郡に御出石神社名神 槍。並併七物。爲八座。といへるは誤なり。と云もあり。これも同神を調れるか。集解に按所。祭天日。

一云。初天日槍乘艇泊于播磨國。在於完粟邑時。天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨。而問天日槍曰。汝也誰人。且何國人也。天日槍對曰。僕新羅國主之子也。然聞日本國有聖皇。則以己國授弟知古。而化歸之。仍貢獻物。葉細珠。足高珠。鵜鹿鹿赤石珠。出石刀子。出石槍。日鏡。熊神籬。膽狹淺大刀。并八物。仍詔天日槍曰。播



磨國完粟邑。淡路島出淺邑。是二邑汝任意居之。時天日槍啓之曰。臣將住處。若垂天恩。聽臣情願地者。臣親歷視諸國。則合于臣心。欲被給。乃聽之。於是天日槍自菟道河泝之。北入近江國吾名邑。而暫住。復更自近江經若狹國。西到但馬國。則定住處也。是以近江國鏡村谷陶人。則天日槍之從人也。

此一云傳は。上にも云るか如く。天日槍の事と。都怒我阿羅斯等の事とを。一に紛らわして。語傳へたるものなれば。時代の違へる事とも多し。今一々に辨へ定むるを見て知へし。○乘艇泊于播磨國云々。上に引る此國風土記。楳保郡粒丘云々。天日槍命從韓國度來。到於宇頭川底云々。とある。其泊たりし處は。楳保郡なる事知られたり。さて此に乗艇などありては。いと小き舟に乗て。從人もいと少きさまなれども。風土記に。天日槍命軍在八千云々。伊和大神與天日槍命二神。各發軍相戰云々。などあるを見れば。もとより此國を占るの意ありて。來れるものにて。歸化など云るさまには非ず。これ都怒我阿羅斯等の參來れるとは。大に異なる所あるなり。次々に云へし。○在於完粟邑。倭名抄播磨國完粟志佐波。風土記。完禾郡。所以名完禾者。伊和大神國作堅了以後。堺此川谷

尾巡行之時。大鹿出已舌。遇於矢田村。爾勅云。矢彼舌在者。故號完禾村。名號矢田村。さて完粟邑に在し事。風土記には見えぬと。しはしは完粟邑に在し時もありしなるへし。○時天皇云々。此よりは此御代のことにて。天日槍の時のことにはあらず。さらば都怒我阿羅斯等の事かとおもへば。彼は穴門より北海を廻りて。出雲を経て越國に泊れりと前にあれば。播磨國には到りしこと見えす。さらばこゝに三輪君等を。播磨に遣はしたることは。いと疑はし。○三輪君祖大友主。三輪君既出。大友主は。地神本紀に。素戔鳴尊十世孫。大御氣持命子十一世孫。大鴨積命弟。此命磯城瑞籬朝御世。賜賀茂君姓。次大友主命。此命同朝御世賜大神君姓。とあり。素戔鳴尊十一世。大友主命十世孫なり。此命の事は。尙下に云へし。抑此命は。此三年の所に始て出たれと。已に崇神天皇御代に。大神君姓を賜はりし事。地神本紀に見え。かくて仲哀紀九年に。皇后詔大臣及中臣烏賊津連。大三輪大友主君。物部膽昨連。大伴武以連云々。則命四大夫。領百寮令守宮中。と見えれば。當時甚重き列の大夫にて。御在しけるなりけり。已に崇神天皇御世に。大神君姓を賜はりし人なりければ。垂仁天皇三年に。凡三十歳計の人を見て。推すに。凡二百五六十歳の齡なり。此時右の四大夫の列にて。供奉られしは。猶眞盛に御在し坐けるにこそ。と云り。○倭直祖長尾市。既に出。○問天日槍曰云々。上に云る如く。時代の甚く違へれば。誤なることは著明きを。此にかくあるは。他新羅人の此御代に參來れるを。問しめ給ひしにもあらんか。又は天日槍か子孫なりと稱して。來れるなどにもありぬへし。○國主。



通證に。主。爾利牟。韓語也。又見武烈紀敏達紀こととあり。○化歸。永享本に歸化とある方まされり。  
 ○葉細珠。通證に羽太之反名。と云れたるか如くなるへし。此事上○膽狹淺大刀。此は上にも云る如く。出石刀子と一物なるへし。さるは下の八十八年の處に。是後出石刀子。自然至淡路島。其島人謂神。而爲刀子立祠。とあると。ここに天日槍に淡路島出淺邑を賜へる事見えたるは。其出淺と膽狹々イデアサの約イサ、と同一なるへく。彼此因あれば。出石刀子と同物なから。聊か名の異なるに依て。別物と語傳へ。かの伊豆志神社の八座なるにも合へて。八物とは爲しものなるへし。さて出淺も膽狹々も。名義とは更なり。さて式部卿實古郡日調坐天伊佐々比古神社もよしあるか。  
 ○播磨國宍粟邑云々。本に播磨國出淺邑。淡路島宍粟邑。とあるは誤なるを。集解及信友校本に改め訂されたるは然ることなり。今はそれに依れり。○淡路島出淺邑。物に見えず。訓もイデサカイヅサカ未詳。姑く木の○菟道河。和名抄山城國宇治郡宇治郷。久世郡宇治郷あり。二の宇治郷一地にて。二郡にわたれるなり。山城志に。宇治郡宇治川。萬葉以下の歌ともに見えて。地も河も甚名高在。郡南。源自。江州。流。爲。久世郡。至。六地。入。紀伊郡。とあり。  
 し。名義未詳。詞林采葉抄に引る山城風土記に。宇治若郎子造桐原日術宮。以爲宮室。因御名號三字治。本名曰許乃國。とあるは。記傳にも云れたるか如く。本末たかへり。此王の御名は。此地に住坐るに因て。負玉へるにこそあれ。さて本名許乃國といふは。武郡云。許は紀國と云ことにて。昔は宇治のあたりまで。紀伊郡の地にてありしなるへし。○泝之。本に之字なし。今永享本北野本に依て補ふ。さて泝とあれと。舟にて近江國までは。古も今も通はず。世に所謂田原道を経て。河に副て上れる

を。かく云る者なるへし。さるを通證に。當訓。伊加太志。云々。と云るは強言なり。○近江國。記には近淡海國ともあり。記傳云。和名抄知加津阿不三とあるは。遠江に對へて。後に云る名にして。古も今も常には近江と書ても。たゞ阿布美と云なり。さて此は湖ある故の名にして。即阿波宇美の切まりたるなり。淡海とは湖ならぬ。淡しき海と云なり。とあり。  
 ○吾名邑。倭名抄近江國坂田郡阿那。これなるへし。或人云。今同郡朝妻村に屬る天川は。即アノ川の訛ならむと云り。神社啓蒙凡例に。今吾名邑有<sub>二</sub>天日矛之故蹟<sub>一</sub>とあり。○而暫住。而字本に脱たるを。今永享本北野本に従ふ。○若狹。倭名抄和加佐。神名帳に遠敷郡若狹比古神社あり。名義は。信友が考に。稚櫻部より出たり。下に若櫻を和加佐と云例は。和名抄因幡國八上郡若櫻を。印本ウと云り。ウと假字。點たれど。國人は和加佐といひ。鳥取城下の町名にも。若櫻町といふもありと。其國人驚見安歡いへり。カサクと云り。扱其證として引かれたるは。高橋氏文に。景行天皇膳臣の祖磐鹿六彌命の功を譽給ひて。堯れりし後に宣して。和加佐乃國六雁命爾。永久子孫等乃。遠世乃國家止爲止。定天授介賜天支。とある。其子孫なる膳臣余磯と云人。履中天皇三年に。稚櫻部臣と姓を賜ひ。允恭天皇御世に。更めて國造と定賜へり。國造本紀其嘉名の稚櫻部と云ふを。元より領ける國の名にも。改め負はせて。和加佐と稱ことなりしにそあるへき。但し其より前の國名は。今考へき由なし。といへり。委しきことは履中紀に全文を引出へし。さて又同人が官社私考云。自<sub>二</sub>近江<sub>一</sub>經<sub>二</sub>若狹國<sub>一</sub>とある全文を熟考るに。徒に經通りたるには非らて。若狹にも又暫逗留住たる由の文なり。もしたる經歷たる國々を擧んには。丹波を



經通らずして。但馬には入かたきものをや。と云れたるはさる説なり。○到但馬定住處。天日槍か此國に住る事は。上に引る播磨風土記。讃容郡御方里條に。葦原志許乎命と。黒葛三條を足に着て。投たまふ時。天日槍命之黒葛。皆落於但馬國。故占但馬伊都志地而在之。とあれど。かくあまたの國々を。經廻りし事は見えす。播磨より。直に但馬國。と定めたるよしなり。然るを此にかく見えたるは。まことに。天日槍の事にはあらて。上に云ふ如。他新羅人また日槍か苗裔のものともか。後に參來れる時。處々に住て。遂に但馬國に住處を定しを。日槍のことと。まきらかして。語傳へしにもあるへし。上に云ふことも考合す。特。阿波波之間云々。故更漢泊多遲麻國。即留其國云々。とある。此は彼部部。我阿羅新等事と。一に混ひて語傳へしものなれども。此國々を經廻し事は載せず。○鏡村谷陶人。今近江國蒲生郡鏡村鏡山あり。谷。皇極紀に此云。波佐末とあり。これも地名にて。鏡村のうちなる。谷里と見るへし。中臣本に鏡村谷陶人と村字あるよろし。陶人は陶器物作の人の。古くこゝに住けるか。名高かりしなるへし。通説に。今鏡山近邊有陶村とあるも。其人どもの住たる跡なるへし。○天日槍之從人也。これも日槍か從人にはあらて。其裔孫の從人か。はた他新羅人を。かくも云傳へしなるへし。

故天日槍娶但馬出島人太耳女麻多鳥。生但馬諸助也。諸助生但馬日槍杵。日槍杵生清彦。清彦生田道間守也。

記云。於是天之日矛云々。泊多遲摩國。即留其國。而娶多遲摩之俣尾之女名前津見。生子多遲摩母呂須玖。此之子多遲摩斐泥。此之子多遲摩比那良岐。此之子多遲麻毛理。次多遲摩比多訶。次清日子云々。此次の文とあり。此紀と異なるよ。以下に引。しは次々に云。又下なる八十八年の處には。天日槍娶其國前津耳。一云太耳。女麻拖能鳥。生但馬諸助。是清彦之祖父也。とあり。○出島。出石を出島と書るは。鳥をも古へ志そののみ云りしなり。○太耳女麻多鳥。記には俣尾を父の名とし。女の名を前津見とせり。然るを右の八十八年の文には。前津見を父の名とせり。さて麻多鳥を。八十八年には。麻多能鳥とあり。考本には此にも麻多能鳥と書り。されど記にも俣尾とあれば。能字なくともありぬへし。鳥は女の名に。袁といふはめつらしとあり。されど異意あるにもあるへければ。強ては云かたし。○但馬諸助。記に多遲摩母呂須玖とあり。記傳云。助も須久と訓へきにや。名義未思得ず。神名帳に但馬國出石郡諸杉神社あり。此人を祭とあり。○記には。諸助か子。多遲摩斐泥あり。神名帳但馬國出石郡日出神社。又比勢神社とあり。其子。多遲摩比那良岐なり。○但馬日槍杵。記傳云。名義未思得ず。比は靈。岐は君か。神代に比那良志毘賣と云あり。○清彦は。スカヒコと訓へきよし。信友考あり。下に云。記には多遲麻毛理の弟とせり。さて清彦は。記にては天日矛の玄孫なるに。紀にては曾孫なるは。紀には斐泥一世なればなり。此人の事は下に出。○田道間守也。本に也を之とあるは誤りなり。今は考本に依れり。永享本には。焉ともあり。さて記には。多遲摩比那良岐か子とあり。本書には。誰か。守か森か。詳ならず。神名帳に但馬國。香父郡社内神社。さて此族世々の名。みな多遲摩某と云は。國名を標て呼るなり。そは書紀を考るに。清日子など。



倭にものほりて居住りし間ゆれば。其族人を但馬某と。倭にて呼喚たるまに傳はりたるものなるへし。然るに此多  
 運麻毛理の名を。備守の意とするは。本未たかへり。返りて檢と云は。此人の名に因れる事。玉垣宮段に云るか如し。  
 出つ。と云り。さて天日槍か暫く若狭國に逗留住たりしより。其子孫又其國に住み。其地名のスカを  
 名としたること。又次なる清彦も。即スカヒコと訓て。其國に住たりしことなとの委しき考は。信友  
 か官社私考云。式若狭國三方郡須可麻神社。志在菅濱村。今稱二世永明神。蓋此也。郡縣志には。菅濱  
 村麻氣明神。世永明神此也。と云り。今麻氣世永明神と申て。二座一社にます。須可麻神社これなり。  
 今按に。當社の祭神は。天日槍の子。タチマモロス。其子タチマヒ子。其子タチマヒナラキ。其子  
 タチマモリ。次にタチマヒタカ。次に清ヒコ。其子スカノモロヲ。次妹菅竈由良度美とみえ。其ヒタ  
 カ。姪スカカマユラトミに婚て。生る女子。葛城之高額比賣命。息長宿禰王の御妻となりて。其腹に。  
 神功皇后生れさせ玉へるよしなり。其御縁によりて。菅竈由良度美を祀れるやとおほし。紀に天日槍  
 か。自近江。經若狹國。西到但馬國云々。とあるに。古事記に。建内宿禰命率其太子。爲將。將  
 而。經歷淡海及若狹之時。於高志。前之角鹿云々。とあるを思ふに。此度皇后建内宿禰命に詔ひ  
 つけて。太子に御覽爲させ玉へるに。仕奉りて。若狹に坐まつれる時。皇后の御祖母菅竈由良度美姫  
 を。祭り玉へるにもやあらん。然おもはるよしは。其遠祖天日槍。はしめ當國に逗留住たりつる所  
 縁にて。由良度美此菅濱わたりに住て。地名を以菅竈と。名にも負たりけん。  
近江の磯谷に。日槍か從人  
の留守たりしを准思へし。  
 さるは上に擧たる如く。日槍か子タチマモロスより。其住所の但馬の地名を負て。世々タチマ某と

稱ひ。タチマモリか三男を清彦。其子スカノモロヲ。次妹スカカマユラトミと。みなスカといふ言  
 を。名に負たるを准おもふに。スカは菅濱のもとよりの地名にて。菅濱は其濱邊を云るか。後に里名  
 をも。菅濱と呼つるなるへし。清彦そのスカに住たりしか。又由ありて名にも負ひ。其男女の名にも  
 負たるなるへし。菅濱の里の後の。南山の嶺上を境にて。あなたは越前敦賀郡也。敦賀津氣比へ  
 は。其山にそひて。直路三里あまりなり。かの御覽しに。近江より若狹に入玉ひ。皇后の由縁に依れ  
 る。この菅濱を撰ひ御覽し給ひ。さて敦賀の假宮には入坐るなるへし。右の説によれば。清彦をは必  
 スカヒコと訓へきなり。と云り。さもあるへきか如し。なほよく考ふへし。

四年乙未

四年秋九月丙戌朔戊申。皇后母兄狹穗彥王。謀反欲危社稷。因伺  
 皇后之燕居。而語之曰。汝孰愛兄與夫焉。於是皇后不知所問之  
 意。趣。輒對曰。愛兄也。則詭皇后曰。夫以色事人。色衰寵緩。今天下  
 多佳人。各遞進求寵。豈永得恃色乎。是以冀吾登鴻祚。必與汝照  
 臨天下。則高枕而永終百年。亦不快乎。願爲我弑天皇。仍取七首。



授皇后曰。是七首佩于裯中。當天皇之寢。廼刺頸而弑焉。皇后於是心裏兢戰。不知所如。然視兄王之志。便不可得諫。故受其七首。獨無所藏。以著衣中。遂有諫兄之情歟。

戊申。二十三日也。○母兄。倭名抄母兄波良比止豆乃古乃加美とあり。こゝは舊訓に。ハラカラノイロ子と訓るよろし。又たゞに伊呂勢ともよむへし。○狹穂彦王は。記に開化天皇々子彦坐王。娶春日建國勝戸賣之女。名沙本之大間見戸賣。生子沙本毗古王。とあり。全文は既にも引出たり。天の御孫交兄弟に坐り。○謀反欲危社稷。本の訓に従て。此六字引合せてミカトカタフケクニヲアヤフメムトハカリテ。と訓へし。○夫。記傳云。袁と訓へし。夫を以勢とも勢古ともいへども。此は兄と對へて云なれ。○詔。續紀二十詔に。小野東人呼上道朝臣斐太都而詔云久云々。萬葉九。相詔良比言成之賀婆。後には阿都良閉と云り。古今集。詔は説文に相呼誘也。史記注に。以之微言動之也。なとあり。○必與汝云々。本に與字衍れり。今永享本其他の本とも。なきに従て訂す。○弑の訓シセマツレは。奉令死の意なり。○七首。記に八鹽折之紐小刀とあり。記傳云。八鹽折といふは。上卷なる八鹽折之酒と考合するに。幾度も折り返し折返し。銷冶精熟鍛鍊たる謂にて。其刀の利きことを云稱なり。紐小刀は。和名抄に。大刀太知。小刀加

多奈とありて。加多那は片刃の小刀なり。紐と云は。懷中に佩て下帯に挿す故の名なり。此小刀は密に皇を刺奉む料なれば。必懷中に隱志賜ひたるへし。倭建命段に。以之劍納于御懷。幸行。なともあり。と云り。七首は。集解に。史記吳世家索隱曰。劉氏曰七首短劍也。按鹽鐵論以爲長尺八寸。通俗文曰。其頭類七。故曰七首也。短劍可袖者。○兢戰。訓フルヒワタキテは。フルヒワナナキテなり。ナハの約。記中卷。手足和那々岐豆とあり。綏靖紀。戰慄の下に云り。○不知所如。如字永享本に如を由に作れり。所如と云事も。漢籍文選にも見えたれば。本のまゝにてよろし。説文に如从。隨也と有り。○遂有諫兄之情歟。此七字後人の挿入なる事。已に云るか如し。然るを集解に。歟字をのみ衍として。削られたるは。またし。永享本に歟字と爲るもあれど。其もよろし。

五年丙申

五年冬十月己卯朔。天皇幸來目。居於高宮。時天皇枕皇后膝而晝寢。於是皇后既無成事。而空思之。兄王所謀適是時也。即眼淚流之。落帝面。天皇則寤之。語皇后曰。朕今日夢矣。錦色小蛇繞于朕頸。復大雨從狹穗發而來之濡面。是何祥也。皇后則知不得匿謀而悚恐伏地。曲上兄王之反狀。因以奏曰。妾不能違兄王之志。亦不得



背<sup>シ</sup>天皇之恩<sup>ヲ</sup>。告言<sup>シ</sup>則亡<sup>ス</sup>。兄王<sup>ノ</sup>不言<sup>シ</sup>則傾<sup>ク</sup>社稷<sup>ニ</sup>。是以<sup>テ</sup>一則以懼<sup>シ</sup>。一則以悲<sup>シ</sup>。俯仰<sup>シ</sup>喉咽進退<sup>シ</sup>。血泣<sup>シ</sup>。日夜懷悵<sup>シ</sup>。無所<sup>ニ</sup>訴言<sup>ス</sup>。唯今日也。天皇枕<sup>シ</sup>妾膝<sup>ニ</sup>。而寢<sup>ス</sup>之。於是妾一思<sup>ハ</sup>矣。若有<sup>シ</sup>狂婦<sup>ノ</sup>。成<sup>シ</sup>兄志<sup>ヲ</sup>者。適遇<sup>ス</sup>是時<sup>ニ</sup>。不勞<sup>シ</sup>以成功<sup>ス</sup>乎。茲意未<sup>レ</sup>竟。眼涕自流<sup>シ</sup>。則舉<sup>テ</sup>袖拭<sup>テ</sup>涕<sup>ヲ</sup>。從<sup>テ</sup>袖溢<sup>シ</sup>之。沾<sup>シ</sup>帝面<sup>ニ</sup>。故今日夢也。必是事應焉。錦色小蛇則授<sup>テ</sup>妾七首<sup>ヲ</sup>也。大雨忽發<sup>シ</sup>。則妾眼淚<sup>シ</sup>也。天皇謂<sup>シ</sup>皇后曰<sup>ク</sup>。是非<sup>ニ</sup>汝罪<sup>ニ</sup>也。即發<sup>シ</sup>近縣卒<sup>ヲ</sup>。命<sup>シ</sup>上毛野君遠祖八綱田<sup>ニ</sup>。令<sup>シ</sup>擊<sup>テ</sup>狹穗彥<sup>ヲ</sup>。

來目。大和高市郡なり。既出。○高宮。倭名抄大和國葛上郡高宮多加美也とあり。集解に。按高市葛城疆界相接とあり。○適是時也。此紀にては。かく心中に思ほしたまへるのみなり。記には。以<sup>ニ</sup>紐小刀<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>刺<sup>シ</sup>其天皇之御頸<sup>ヲ</sup>。二度擧<sup>テ</sup>而不<sup>レ</sup>忍<sup>シ</sup>哀情<sup>ヲ</sup>。不<sup>レ</sup>能<sup>シ</sup>刺<sup>シ</sup>頸<sup>ヲ</sup>云々。とあり。あな可畏。○帝面。訓ミオモワ。ミオモテ。とあり。記傳云。萬葉にまた御面謂<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>。美<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>毛和<sup>ニ</sup>とあり。されど於<sup>テ</sup>毛和<sup>ニ</sup>とは。面の狀貌を云<sup>フ</sup>ときの言<sup>ハ</sup>なれば。此には叶はず。又皇極紀の歌に。於<sup>テ</sup>謀<sup>テ</sup>提<sup>テ</sup>とある。此は後を字志呂傳と云

と同くて。提は是も其狀貌を云言なり。たゞ何となく云時は。於<sup>テ</sup>母<sup>ノ</sup>正<sup>シ</sup>しき名<sup>ヲ</sup>なりとあり。○錦色小蛇。記も同じ。記傳云。錦色とは。錦の如くなる文彩のあるを云なり。然る一種の蛇あり。和名抄に。蝮蛇。文字集略云。蛇文如<sup>シ</sup>連錢<sup>ノ</sup>錦<sup>ノ</sup>也。和名仁之木倍美。とある類なり。○狹穗。記傳云。大和國添上郡なり。諸陵式に見ゆ。武烈紀影媛歌に。播磨比能簡須我鳴須擬。迦摩御妻。鳴佐哀鳴須擬とあり。鳴佐哀の鳴は。をばつせ。をつくは。などの。裏と同じ。今佐保口奈良の内に於<sup>テ</sup>北方なり。此地山も川も里も。萬葉卷々に歌多し。後世のにも多くよめり。さて沙本昆古王は。此地に居住る故に。如此御夢に見玉ふなり。○曲上。漢書武五子傳。海氏曰。侯賀死。上<sup>ニ</sup>當<sup>リ</sup>爲<sup>シ</sup>後<sup>者</sup>子充國。師古曰。上<sup>ニ</sup>謂<sup>フ</sup>申<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>有<sup>リ</sup>可<sup>シ</sup>とあり。○喉咽。通證に。又見<sup>シ</sup>景行紀。蓋與<sup>シ</sup>硬咽<sup>ノ</sup>同。硬咽悲塞也。倭名抄無須とあり。集解に喉を硬と改められとも。景行紀にも見えたれば。本の儘にてあるへし。○進退血泣。本に退下<sup>シ</sup>に而<sup>シ</sup>字<sup>アリ</sup>あり。永享本信友校本に據<sup>テ</sup>削<sup>レ</sup>れり。而血二字を集解に哭一字に作れり。○一<sup>ノ</sup>の訓は誤あるへし。ヒトヘニとありしにや。○勞の訓。子キ功紀の歌に見ゆ。そこに云り。○一<sup>ノ</sup>の訓は誤あるへし。ヒトヘニとありしにや。○勞の訓。子キラフとは。人を慰勞する意なれば。此に叶はず。神功紀慰勞。自<sup>レ</sup>が身を勞するは。イタクと云り。○錦色小蛇云々。大雨忽發云々。記には天皇の御言は。此紀と同くして。皇后の御答には。たゞ云々必有<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>表<sup>ス</sup>。とのみなるを。此には天皇の御言を。一々に御心に思合せて。答給<sup>ヘ</sup>るにて。いと詳かなり。○謂<sup>フ</sup>皇后曰<sup>ク</sup>云々。記云。爾<sup>レ</sup>天皇詔<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>。吾殆見<sup>シ</sup>欺<sup>ル</sup>乎。乃與<sup>シ</sup>軍<sup>ヲ</sup>云々。とあり。今<sup>ニ</sup>を合<sup>セ</sup>せて按<sup>ズ</sup>ふに。



是非汝罪の四字。記の殆見欺乎の下に入らば。此處のすへての御言盡せりと云ふへし。吾は殆に欺れつるかも。然れども其は兄王の惡きにこそあれ。是汝が罪にはあらずと。詔へるなり。其大御意下に次々見えたり。記にも。天皇詔雖怨其兄。猶不得忍愛其其后云々。などあり。○近縣卒。屢中紀に發當縣兵と云事も見えたり。通證に。古者農兵無別故云爾。と云るは然るへし。これを記傳に疑はれたるは。却りて此頃のさまを。おもはれざるもの也。○八綱田は。姓氏錄和泉皇別。登美首。豐城入彦命男。倭日向建日向八綱田之後也。未定攝津。我孫。豐城入彦命男。八綱多命之後者。同和泉。我孫公。豐城入彦命男。倭日向健日向八綱田命後者。とあるにて。豐城命の男なる事は著明きを。此紀に王とあるへきに。然らぬはいかなる事にか。これは記傳にも。疑ひおかれたり。記には此命の名見えす。此時の討使の人名は。誰とも傳はらず。○令擊狹穗彦。次に云。

時狹穗彦興師距之。忽積稻作城。其堅不可破。此謂稻城也。踰月不降。於是皇后悲之曰。吾雖皇后。既亡兄王。何以面目莅天下耶。則抱王子譽津別命。而入之於兄王稻城。天皇更益軍衆。悉圍其城。即勅城中曰。急出皇后與皇子。然不出矣。則將軍八綱田放火焚其城。

於焉皇后令懷抱皇子。踰城上而出之。因以奏請曰。妾始所以逃入兄城。若有因妾子免兄罪乎。今不得免。乃知妾有罪。何得面縛。自經而死耳。唯妾雖死之。敢勿忘天皇之恩。願妾所掌后宮之事。宜授好仇。丹波國有五婦人。志並貞潔。是丹波道主王之女也。道主王者。推日日天皇之孫。彦坐王子也。日本根子大當納掖廷。以盈后宮之數。天皇聽矣。時火興城崩。軍衆悉走。狹穗彦與妹共死于城中。天皇於是美將軍八綱田之功。號其名謂倭日向武日向彦八綱田也。

積稻作城は。俄に事發覺れて。討手の向へるに。城を作るへき餘暇なく。さりとして要害なき地に。兵を引受へきならねは。取敢すかねて貯へ置きたる稻を。苞なからに積重ねて。今世土を倭に入れたるを土。俵といふ。其代に稻を用ひし。高き城を築けるなり。近古のことながら。懸崖絶壁に。我家の事を。出會中較石引置爲城。とあるも是に同じ。播磨風土記。根保郡越部里下に。御嶺山。山石似。樹放。御嶺山。と云事あり。似たる事なり。さるに通證に。此事可疑。蓋古有別制。今不可考也。と云れしは。稻城といふものに。制ありと見られたる誤なり。さるは記に此處を。其王作稻城以待戰云々とあり。また雄略紀に。根使主逃匿至



於日根。造稻城而待戰云々。崇峻紀に。大連親率子弟與奴軍築稻城而戰云々。とあるなど。に據て古へ稻城と云ものありと。見られたるよりの疑なり。記傳にも思はれたり。しかのみならず。此紀に續し稻作さるは上に云る如く。急ニハカにて取あへぬ時のしわざに。稻を積て城に作りし。其城の名を稻城とは云りしなり。始より稻城といふものあるへくもあらず。かの雄略紀崇峻紀なる稻城とあるも。みなこれなり。其時のさまを思ひめくらしめて。よく考ふべきなり。○抱王子譽津別命。王子は次文に皇子とあれは。こゝもしか有へきなり。集解には改め訂されたり。さて記には。此時沙本毘賣命不レ得レ忍ニ其兄。自ニ後門ニ逃出而。納ニ其之稻城。此時其后妊身云々。とありて。皇子は未生まざる。此と大く異なり。御名義も。其に續て異れるよし。既に二年の下に云ひかけり。○奏請の奏。本に奉とあるは誤なり。今應永本永享本北野本に従る。○面縛の下。永享本に之字あるよろし。○自經。訓は綱ツナきなり。綱に繋るをわなきと云は。縊にするをわづらき。項ウデに掛るをうなき。など云に同じ。雄略紀にも經死とあり。集解紀には禾タキテと訓る。タはナの通音に云るか。はたナの誤字にもあるへし。○敢勿忘。勿は不の誤かと云る説は。中々にわろし。記紀に勿を不の字の意に書る所甚多し。○妾所掌以下。記にては天皇の皇后に問しめ玉ふ詔に。汝所堅之美豆能小佩者誰解。とあるに答へ賜つる御言とせり。其方義甚勝れり。○后宫。北野本永享本に後宮とあり。○五婦人。訓イツトリは。イツタリと云に同じ。此事神武紀に云り記には。丹波比古多々須美智宇斯王之女。名兄比賣弟比賣。玆二女王。とあり。此女王等には。記にもまかへる事ともあり。十五年の下に云へし。○志並貞潔。記には。玆二女王。淨公民。故宜レ使也。とあり。記傳云。公

民とは奴婢に對へて。良人をいふ稱にて。古書に常多くみゆ。孝德紀には王民ともあり。良。良人。良男。良女など。共に皆意富美多訶羅と訓り。續紀四十に。公民之徒變作奴婢云々。など見えたり。但し必しも奴婢に對へぬとも。たゞ天下公民などいふは。民といふことなり。淨キヨとは種族ウヂの貴きをいふなるへし。此時に當りて。種族のいと貴きは。此女王等にそありけん。孝德紀に。以ニ神名王名。爲ニ人賂物之故。入ニ他奴婢。穢ニ汗清名。とあるも。清名は貴名を云りと聞ゆ。抑古より。皇后には族の殊に清く貴きを撰て。立賜ふこと申もさらなり。外國のいとみだりにして。貴き賤きを選はざる比には非ずかし。たまはぬと見えて。四品以上とあり。は又身の操行貞しきを云るかとも聞ゆめれと。公民としもつゞけ云るは。親王の位なり。臣下には品とは云はず。卒立スツタテ清淨民云々とあるも。此と同意なるへし。さて民と云へは。下さまの賤き者に限れる如くなれとも。然にあらず。天皇の御上よりは。貴人をも押並て公民と稱ことなり。と云れたり。さるを此に志並貞潔とのみにては。身の操行に專にかゝりて事狭し。されと道主王の種族の最貴きことは。言はずして。天皇にも所知たまへれば。今略きて言はずとも。強ち事意を失へりとも云へからず。記傳に。記に淨公民とあるを。志並貞潔と書れたるは。意を取置られたるものな。と云れたれと。然にはあらず。○丹波道主王の事は次に云。皇后の異母の御弟なり。○稚日本根子大日日天皇之孫云々。本に之を子に誤れり。今信友校本によりて訂せり。彦坐王は。開化天皇の御子なり。さて記云。日子坐王。又娶ニ近淡海之御上祝以伊都玖。天之御影神之女。息長水依比賣。生子丹波比古多々須美知能宇斯王。とあるに合へり。○一



云彦湯產隅王子也。本に湯を陽に誤れり。今は永享本に據る。また産字脱せり。永享本集解又舊事紀に據る。さて此王は。開化紀に見えて。彦坐王の異母兄なり。然るをこゝに。此女王等を此皇子の子也とあるは誤なり。此は御母の竹野媛と。五女王の中にも。竹野媛と申すお坐れば。それらの混ひにて。かくは誤傳へたるならむか。○掖庭を。ウチツミヤとよめるは。後に中宮と云稱あるより。起れるなめれど。舊き稱にはあるへからず。されど十五年にも安閑紀にも掖庭を訓めれば。さてありぬへし。○后宮。こゝの后をも。永享本北野本ともに後とあり。○共死于城中。記に遂殺其沙本比古王。其伊呂妹亦從也とあり。記傳云。御兄の殺さるゝに従ひたまひて。共に御亡坐るを云なり。上に燒稻城とあれば。武郷云。此紀に御兄妹共に其火中にて。御亡坐けむ。とあり。○記の趣は。始より聊か異なるさまなるか。譽津別命の城中に生れ給へる事は。大に異なり。故今其文を擧ぐ。爾天皇詔之。吾殆見欺乎。乃與軍擊沙本比古王之時。其王作稻城。以待戰。此時沙本比賣命。不レ得レ忍其兄。自後門逃出而。納其之稻城。此時其后妊身。於是天皇不レ忍其后懷妊及愛重至子三年。故廻其軍。不レ急攻迫。如此逗留之間。其所妊之御子既産。故出其御子。置稻城外。令白。天皇若此御子。天皇之御子所。思看者。可治賜。於是天皇雖怨其兄。猶不レ得レ忍愛其后。故即有得后之心。是以選聚軍士之中力士。輕捷而宜者。取其御子之時。乃掠取其母王。或髮。或手。當隨取獲。而掬以控出。爾其后有豫知其情。悉剃其髮。以髮覆其頭。亦腐玉緒。三重纏手。且以酒腐御衣。如全衣服。如是設備而抱其御子。

刺出城外。爾其力士等取其御子。即握其御祖。爾握其御髮者。御髮自落。握其御手者。玉緒且絶。握其御衣者。御衣便破。是以取獲其御子。不レ得其御祖。故其軍士等還來奏言。御髮自落。御衣易破。亦所纏御手之玉緒便絶。故不レ獲御祖。取御子云々。亦天皇命詔其其后。言。凡子名必母名。何稱是子之御名。爾答曰。今當火燒稻城之時。而火中所生。故其御名宜稱本牟智和氣御子云々。又問其王。淨公民故宜使也。然遂殺其沙本比古王。其伊呂妹亦從也。とあり。此紀と參考すへし。さて記傳云。此稻城を燒たりしことにつきて。聊疑しきことあり。既に城に火を著たらむには。内なる人も何も。燒亡むに時を移すへからざるに。其間に御使の師木京より往還て。種々の事を問答へ。定め賜ひけん事。本牟智和氣御子の生坐るは。既に城に火の著たるうへなり。かくて云々天皇の御許より。此御子を受取に遣したる。是御使の往來一週なり。又御子の御名を問玉ひし事云々の御問は。御子を受取奉て。后を以取奉得すと。復命せらるうへにて。立返り又問に遣はせるにて。御使の往來。初と共に二週なり。心得かたし。といはれたるに就て考ふるに。紀にては放火焚其城。しかは。元來其城に率て奉りし。皇子の焼れむことを哀み恐みまして。皇子を懷抱しめて。城外に出さしめ玉へるなり。さて御使の往來とてもなく。たゞ皇后より奉遣したまへるのみなり。されは此時の事情を考ふるに。此紀の傳を正しかるへき。○功の訓いかゝなり。但し兼行紀仁徳紀にもしかよめり。集解に。イサラシと訓れたるは然るへし。○倭日向建日向彦八綱田。本に倭字脱たり。今永享本北野本應永本に據て補へり。集解に。姓氏錄にもしかあればなり。上に出名義は未詳。集解に。日火此語通。



向平亦通。蓋美<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>火攻平<sub>一</sub>之故。賜<sub>ニ</sub>此名<sub>一</sub>也。とあり。信られぬ説なり。倭武彦は美稱なり。さて此命の裔は。上に引る姓氏録に。我孫<sub>ニ</sub>豐城入彦命男<sub>一</sub>。八綱多命之後者不見。我孫公。豐城入彦命男。倭日向建日向八綱田命後者不見。とありて。正しく其子は見えず。されど景行紀に彦狹島王とあるは。決く此八綱田命の子とあはし。そのよしは景行紀に委しく云。

七年戊戌

七年秋七月己巳朔乙亥。左右奏言。當麻邑有<sub>ニ</sub>勇悍士<sub>一</sub>。曰<sub>ニ</sub>當麻蹶速<sub>一</sub>。其爲人也強力。以能毀角申<sub>レ</sub>鉤。恒語<sub>ニ</sub>衆中<sub>一</sub>曰。於<sub>ニ</sub>四方<sub>一</sub>求之。豈有<sub>ニ</sub>比<sub>一</sub>我力者乎。何遇<sub>ニ</sub>強力者<sub>一</sub>。而不期<sub>ニ</sub>死生<sub>一</sub>。頓得<sub>ニ</sub>爭力<sub>一</sub>焉。天皇聞之。詔<sub>ニ</sub>羣卿<sub>一</sub>曰。朕聞當麻蹶速者天下之力士也。若有<sub>ニ</sub>比<sub>一</sub>此人耶。一臣進言。臣聞出雲國有<sub>ニ</sub>勇士<sub>一</sub>。曰<sub>ニ</sub>野見宿禰<sub>一</sub>。試召<sub>ニ</sub>是人<sub>一</sub>。欲當<sub>ニ</sub>于蹶速<sub>一</sub>。即日遣<sub>ニ</sub>倭直祖長尾市<sub>一</sub>。喚<sub>ニ</sub>野見宿禰<sub>一</sub>。於是野見宿禰自<sub>ニ</sub>出雲<sub>一</sub>至。則當麻蹶速與<sub>ニ</sub>野見宿禰<sub>一</sub>。令<sub>ニ</sub>搦力<sub>一</sub>。二人相對立。各舉<sub>ニ</sub>足相蹶<sub>一</sub>。則蹶<sub>ニ</sub>折當麻蹶速之脇骨<sub>一</sub>。亦踏<sub>ニ</sub>折其腰<sub>一</sub>。而殺<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>。故奪<sub>ニ</sub>當麻蹶速之地<sub>一</sub>。悉賜<sub>ニ</sub>野見宿禰<sub>一</sub>。是以其邑有<sub>ニ</sub>腰折田<sub>一</sub>之縁也。

也。野見宿禰乃留仕焉。

乙亥七日なり。通證云。後世爲<sub>ニ</sub>相撲節<sub>一</sub>者起<sub>ニ</sub>于此<sub>一</sub>。類聚國史歲時部七月七日。平城天皇大同二年七月壬辰。御<sub>ニ</sub>神泉苑<sub>一</sub>觀<sub>ニ</sub>相撲<sub>一</sub>。令<sub>ニ</sub>文人賦<sub>一</sub>七夕詩。又宜<sub>ニ</sub>與<sub>一</sub>天武十年<sub>一</sub>併考<sub>ニ</sub>と云<sub>レ</sub>り。但し天武紀十一年なるは。七日にはあらず。○當麻邑は。和名抄に。大和國葛下郡當麻多以末。正しくは紀に當麻道とある如く。多岐麻なるを。多伊麻と云は。後に吾便に願れたる也。神名帳に。同郡當麻都比古神社。當麻山口神社などあり。當麻寺當麻村。世人のよく知れる處なり。天武紀に當麻衢。記若櫻宮段に當麻道とあり。○蹶速。通證云。以<sub>ニ</sub>蹶速<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名也<sub>一</sub>とあり。○毀<sub>ニ</sub>角申<sub>一</sub>鉤。此等はたゞ漢文のかさりのみなり。景行紀に。小碓尊の御事を。力能扛<sub>ニ</sub>鼎<sub>一</sub>などある類なり。○爭力。通證云。後漢書注。角力猶<sub>ニ</sub>爭力<sub>一</sub>云々。一説爭<sub>ニ</sub>角字<sub>一</sub>之誤寫。應神紀亦角誤作<sub>ニ</sub>爭<sub>一</sub>と云<sub>レ</sub>り。信友校本には。○詔<sub>ニ</sub>群卿<sub>一</sub>曰云々。此詔のさまを以按るに。天皇にも。彼か力に甚くほこりて。驕慢なるを。惡まし賜へるなり。故即日云々。とあるにても然通えたり。後世の角力とは。其心はへ異なり。されど角力の蹶速とは云へし。○野見は。地名。出雲風土記に飯石郡野見。倭名抄因幡國高草郡能美あり。神名帳攝津國島上郡野見神社ありて。姓氏錄同國神別に土師連あり。また尾張國中島郡。近江國伊香郡などに。野見神社あれども。これらは後に此命を稱へて。神と崇めしよりの名と見えたり。さて此命は。姓氏録に。大和神別土師宿禰。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。攝津土師宿禰。秋篠朝臣同祖。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。土師連同上。和泉石津連。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。なとありて。十四世孫なる事はさたかなれど。誰の子と云事見えぬを。よく考ふるに。右の土師秋篠等



を。右京神別記。乾飯根命之後ともあるを見れば。乾飯根命にも末なることは灼く。さらば野見宿禰は。此乾飯根命の子かと思ふに。或書にもし國造系圖に。氏祖とあるを以てみれば。宇賀都久怒命にも末なり。かく見てもゆくときは。此野見宿禰は。宇賀都久怒命の子なる事明らかし。此御世に國造と云ふこと見えたれば。其子なること。さて宇賀都久怒命は。乾飯根命の子なるよし。既に崇神紀に云り。さて神名帳。因幡國高草郡天穗日命神社。大野見宿禰命神社あり。三代實錄。貞觀八年。授因幡國無位大野見宿禰神從五位下。○携力。倭名抄術藝部相撲漢武故事云。角觥今之相撲也。和名須末比。雄略紀皇極紀天武紀同訓なり。伊勢物語に。もとより歌詞は知らざりければ。すまひけれと。また女も賤しければ。すまふちからなし。後拾遺集。秋風にをれしとすまふをみなへし。いくたひのへにおきふしぬらむ。なとあり。須末不と云用語を。體語にしたる也。携考本に一本角とあり。正字通に○蹈折。和訓栞云。くしく日本紀に屈をよみ。又折をよめり。抉と訓通す。新撰字鏡に軀又該をもよめり。注に軀は屈也斷也。該は折曲也と見えたり。くじきは名目にいふ折傷也。又躡折と見えたり。とあり。○腰折田。大和志云。葛下郡腰折田在良福寺村。即此とあり。今もありや○留仕。仕字本に任に誤れり。今永享本北野本による。さて此命。垂仁天皇の御喪の事を掌り。子孫世々其陵側。菅原伏見村に居住せると。菅家傳記に見えたり。

十五年丙午

十五年春二月乙卯朔甲子。喚丹波五女。納於掖庭。第一曰日葉酢姫。第二曰淳葉田瓊入媛。第三曰眞砥野媛。第四曰筋瓊入媛。第五曰竹野媛。秋八月壬午朔。立日葉酢媛命爲皇后。以皇后弟之二女爲妃。唯竹野媛者。因形姿醜。返於本土。則羞其見返。到葛野。自墮輿而死之。故號其地謂墮國。今謂弟國訛也。

甲子は。十日なり。○丹波五女。上に見えたる丹波道主王の御女等なり。○日葉酢媛。姫字諸本媛に作る。今並河本に據る。されと以下の女等をも。みな媛とあるは誤なり。御名義未思得す。下に一云日葉酢根命とあり。○淳葉田瓊入媛。記には沼羽田之入毘賣命とあり。記傳云。名義未思得す。沼羽田は丹波の地名なにもやあらむとあり。瓊は記に依に之の轉なり。次なるも同じ。○眞砥野媛。此も名義未詳。地名か。後の史には的野と云處あり。○筋瓊入媛。筋を本に筋とある誤なり。中臣本北野本舊事紀ともに。筋とあり。一本には筋ともあり。倭名抄筋和名阿佐美とあり。記に阿邪美能伊理毘賣命とあるにて明らけし。これも記傳云。名義未思得す。丹波の地名にやとあり。○竹野媛。和名抄丹波國竹野多加郡竹野あり。



此なり。されど此御名にはまきれあり。次に云。右女王等の御事は。記伊邪河宮段。美知能字志王娶。丹波之河上之摩須郎女。生子比婆須比賣命。次真砥野比賣命。次弟比賣命。次朝廷別王。註とありて。女王は三柱なり。又玉垣宮段に。氷羽洲比賣命。沼羽田之入毘賣命。阿邪美能伊理毘賣命を娶て生云々とあり。次に上にも已に引けり沙本比賣命の白し玉へる所には。兄比賣弟比賣。妹二女王云々とあり。又女王等を喚上玉ふ處には。比婆須比賣命。次弟比賣命。次歌羅比賣命。次圓野比賣命。並四柱とあり。かくて此紀なるは。此に見えたるか如くなるを。記傳に辨へて云く。右各其名も數も次第も異ありて。一しからず。此に擧たるも又異ありて合はず。今何れを何れと當てか。一には定め難きに似たるを。つらく思ひて思ひ得たる考あり。其はまづ比婆須比賣命は。何處も皆同じくして。紛ふことなく。兄比賣とあるも此王なること論なし。次に弟比賣とあるは。凡てを相照して考るに。別に一柱の名には非ず。沼羽田入毘賣と。阿邪美入毘賣とを。併せて申せる稱なり。其故は。此段の初と。書紀には。此二王の名ありて。弟比賣と云はなく。又弟比賣とある處には。此二王はなし。是姉を兄比賣と云に對へて。妹なるをは幾人にて。弟比賣と稱る例にて。皇極紀に。長女少女とあるか如し。彼二王をも。共に然申しならへるなり。此二王は。共に紀となり給ひて。同じ列に坐する故に。平常に二柱を共に弟比賣と申しならひたるまに。語傳へたるものなり。さて此例を以て見るに。兄比賣弟比賣とのみ擧たる所は。又圓野比賣をもこめて。三柱を弟比賣とせるものなり。然るを其處に。二女王とある由は。彼處にいへり。然るを彼の伊邪河の宮段と此とに。圓野日賣をは。別に擧たるは。圓野日賣は。本土に返され賜ひて。離れたる

一柱なれば。其名をは別に云て傳はれるなり。殊に此は其人の事を。次に云處なれば。其名を先擧すはあるへからず。さて又此段の初めにのみ。彼沼羽田比賣。阿邪美比賣を。弟比賣とは擧すして。別に其名を擧たるは。各其生賜へる皇子等を擧る處なれば。常の如く。共に弟比賣と擧ては。皇子等の御母分らず。同腹と聞ゆればそかし。さて右の三柱の次第。伊邪河宮段には。真砥野比賣。次に弟比賣。沼羽田比賣。阿邪美比賣。と擧たるに。此には打反して。弟比賣を先に擧たる。此處は如何と云に。先凡ての美比賣三柱なり。次第は。書紀の如くにて。第一比婆須比賣命。第二沼羽田之入毘賣命。第三圓野日賣命。第四阿邪美能入毘賣命なりけり。然るを弟比賣と云は。其第二なる沼羽田比賣と。第四なる阿邪美比賣とを合せて申せる稱なれば。第三なる圓野比賣の。上に列も理りあり。下に列くも理りありて。共に妨なし。故伊邪河宮段には。真砥野比賣を上にして。弟比賣を下にせる。其は弟比賣と云は。常に姉に對へて。妹を云稱なるに依てなり。此も委曲にいはず。沼羽田。真砥野。阿邪美と擧くへきなれども。上に云る如く。沼羽田阿邪美は。紀とに引れて。第二なるものづか。なり坐て。常に二柱を一に弟比賣と。申しならへる稱のまに。擧たる傳へたるを。其弟比賣といふ名に第四の處にこもれるなり。又此は其二柱の弟比賣は。京に留りて妃となり坐る故に。皇后比婆須比賣に連ねて上に列き。圓野比賣は。一柱離れて。返され給へる故に。末に擧たるなり。かの伊邪河宮段は。たゞ美知能字志王の。皇子たちを擧たる處なる故に。弟比賣は弟比賣と云稱につきて。其次第に擧たるを。此は京に留り玉ふことと。本國に返され玉ふこととを云處にて。彼段と違異なるが故に。此次第はかへさまなる也。此等につきても。凡て古傳の趣の。みたりならさりしこと。又此記のさかしらなきほと知られて。甚たふとし。さて并四柱とは。本は比婆須比賣。沼羽田比賣。阿邪美比賣。圓野比賣にて。四柱と云傳へたりけむを。此は弟比賣を。



一柱の名とし。歌疑比賣を。別に一柱として。四柱と云るは。傳へ誤れるものなるへし。歌疑比賣と云は。圓野比賣の一名なるへきこと。下に云へし。さて又書紀には。右の四柱の外に竹野媛ありて。并せて五女とせるは。是又竹野媛と云るは。記の歌疑比賣と同じく。圓野比賣の一名なりしが。まきれて別に一柱とはなれるにて。實は四柱にそありけむ。そのまきれば。書紀此卷に。丹波道主命は。一云彦湯產隅王之子也ともあると。伊邪河宮段に。丹波大縣主女竹野比賣と云ありて。其生る皇子を比古由牟須美命と申せるとを合せていへり。竹野比賣と云は。道主命の御祖母の名にて。國も同く丹波なると。又かの歌疑の多許と。竹野の多加と。普通へるから。彼此によりて。歌疑比賣といふ名のまきれて。竹野媛とはなれるなるへし。然れば實は。これも又圓野比賣なり。なほ其證は。本土に返されたるは。記にては圓野比賣なればなり。又三女を妃とすとあれとも。其中に眞砥野媛のみは。生る皇子もなし。是れ本土に返されたる竹野媛なればなり。舊事紀に。眞砥野媛生三盤撞別命稻別命。と云れと。取るに足らず。此御母は。此記にも書紀にも。他の妃にて眞砥野媛には非るを。私に換て如此は記せるなり。右の如く定めて見れば。段々の異りあのく其由あることにて。其實は皆一に合ひて違ふこと無し。委曲に辨へ見へきなり。と云れたるにて。此女王等の混甚明らけし。○以皇后弟之三女爲妃。集解には。古本に據て以皇后之三女弟爲妃。と改めたり。應永本には以字をし。さて記には。留比婆須比賣命弟比賣命一柱と云々あり。記傳云。弟比賣と云を一柱とせるは誤

なり。上に三柱各御子を生賜へることあるを。いかてか二柱とは云む。○唯竹野媛者云々。記には。其弟王二柱者。因甚凶醜。返送本土。於是圓野比賣慚言云々。とあり。記傳云。弟王二柱とは。歌疑比賣と圓野比賣とを云るなれとも。歌疑比賣とは圓野比賣のことにて。武尊云。竹野媛。即圓野比賣の一名なる事。既に記傳の數を引て云るか如し。實は一柱なれば。是も又誤なり。其故は。此次に本土に歸坐ことを云る。たゞ圓野比賣の事のみにして。歌疑比賣の事は見えす。若別に其人あらむには。今一柱の事を云るからは。歌疑比賣者云々と。其落着をも。必いはてはえあるまじきわさなるに。其は如何とも云る事なきは。實には其人は無ければそかし。若云へき事無くは。故歌疑比賣一柱。返。於丹波。とも云とちむへきことなり。書紀にも本土に返され賜ひしは。たゞ一柱なるをも思へ。と云り。○到萬野。本に到宇脫たり。類史舊事紀に依て補ふ。萬野は。山城國萬野郡是なり。此地のこと。神武紀に云り。記には。到山代國之相樂。一時。取懸樹枝。而欲死。故號其地謂懸木。今云相樂。相樂は。山城國相樂郡。今もさかると云り。又相樂村と云もあり。其は今もさかると云ふ。○自墮輿而死故號其地云々。輿の事始てみゆ。輿倭名抄和名古之とあり。名義は。崇神紀の歌に。手越に越はとある義にて。地に置かず手より手を以て。越し渡すよりの名なるへし。記云。又到弟國之時。遂墮峻淵而死。故號其地謂墮國。今云弟國也。記傳云。書紀には相樂の事も。又淵に落入たまひし事も見えす。されどたゞに地に墮たらむはかりにては。死坐へくもあらされは。輿より淵にそ墮賜ひたりけんかし。又記には輿よりと云こと無けれとも。實に輿より墮玉ひしなるへし。弟國は和名抄に山城國乙訓郡。於止。神名帳に。同郡乙訓坐火雷神社。繼體紀に。十二年遷都弟國。一



とみゆ。記傳云。古弟國と云し地は。今の井内村今里村のあたりなり。井内村に乙訓明神の社あり。又今里村なる法皇寺と云寺は。昔は乙訓寺と云つと。或書に云り。宇治拾遺物語に。長岡の邊をすきて。乙訓川のつちをすくと思へは。又寺戸の岸をのほる云々。と云り。寺戸村と云も今もあり。さて萬野郡と乙訓郡とは。今は異なれども。古は萬野と云しは大名にて。乙訓郡のあたりまでかけて。泛く萬野と云しなりけり。式萬野郡鹽川神社。神名帳考云。源氏物語。月のすむ河のをちなる里なれば。桂のかけはのとけかるらむ。信友云。於の假字を記てよみかけたり。竹野媛の靈を祭るか。水鏡に其事を記して云。桂川を渡りて。心うしとやおほしけむ。車より墮て。やがてはかなくなり給ひき。と云とあり。重胤云。山城風土記に。月讀尊受天照大神勅。時。于豐原中國。到。于保食神許。時。一過津桂樹。月讀尊乃倚。其樹。立之。其樹所。有今號。桂里。と見えたり。神代記。右は乙訓郡の邊に傳て。泛く萬野と云しなり。と云れたり。其萬野は。始此桂木に依て起れる地名なるへし。太子傳に。臨。萬野大塚。而宿。遺。個宮於峰岡之下。と云る萬野にして。和名抄に山城國萬野郡萬野郷有る是なり。神名式に萬野郡萬野坐月讀神社(名神大月次新嘗)と見えたる。此地を神天皇六年に。知照能御豆忍地例應と。大御歌にも詠はせ給へれば。其郡名の如く。萬野なる事更に論ひ無き物から。猶風土記の取の如く。桂樹の生立りし由に據て。桂里と號けたるが。本にて有しを。又萬の多在りし所なりけむから。似たる言の二合る故に。終に郡名の名共は萬野と成れるを。其傳に又桂里と云名も。遺存り傳はれるにて有る可き。と云り。

皇后日葉酢姫命生三男二女。第一日五十瓊敷入彦命。第二日大足彦尊。第三日大中姫命。第四日倭姫命。第五日稚城瓊入彦命。妃淳葉田瓊入媛。生鐸石別命與膽香足姫命。次妃筋瓊入媛。生池速別命。稚

淺津姫命。

日葉酢姫命。姫字例に依て改む。○三男二女。記には四男一女なり。○五十瓊敷入彦命。記に印色之入日子命とあり。記傳に。印色は御名義。印は印惠崇神天皇大御名の印と同しく。色は磯城なるへし。入の意は上に云るか如し。三代實錄四に。磯城國に伊爾色神と云見ゆ。とあり。○大足彦尊。下には大足彦忍代別天皇とあり。記には足を帯に作る。記傳云。帯は字は借字にて足。淤斯呂は押知なるへし。和氣の事は日代宮段に云へし。文德實錄八に。伯耆國大帶孫神と云見えたり。とあり。○大中姫命。記には大中津日子命とあり。記傳云。御名義殊なる事なし。應神卷に中子。繼體卷欽明卷に仲子。舒明卷に仲子。萬葉十四に等能乃奈可知名とあり。○倭姫命。記傳云。御名義殊なることなし。此天皇の御妹に。千々都久倭姫命御弟に倭と申すも坐り。さて此比賣命。古語拾遺には。天皇第二皇女母皇后狹穗姫とあり。武尊云。神宮の書。異れる傳なり。書紀に御母水羽州より召上しは。十五年と云年の事にて。此比賣命は其第四の御子なれば。十八九年以後に生坐つらむを。二十五年に天照大神を祀奉れるは。御年いた七八歳以下なるへければ。年紀合さる如くなり。此に因て思へば。御母狹穗姫と云る方正しきに似たり。然れども凡て書紀の年紀。しひて讀かたきこと多ければ。拾遺はた異なる一の傳としてあるへきなり。書紀の年紀の。ひたふるに讀かたきゆまは。景行天皇は。其御世の六十年に崩坐て。百六歳とあれば。垂仁天皇の五十四年に生坐るにたれるに。其御妹の倭姫命の。二十五年に世に坐しは。いかにそや。又十五年に召上し水羽州比賣命は。五十四年には七十歳にも餘り五ふへきに。御子生給はむこといかも。凡てかく相違へることいと多きものをや。又倭姫命世祀に。崇神天皇の五十八年の歲に。此比賣命の御事を云る。其は讀ふに足らず。又口訣に。及。雄略天皇御世祀の妾に依れるひか。とあり。とあり。此皇女の御事は。下に重胤説あり。記云く。次倭比賣命者。拜祭伊勢大神宮也。○稚城瓊入彦命。記に若木入日子命とあり。御名義。此紀の字の意なるへし。○



鐸石別命。記に沼帶別命とあり。記傳云。奴多孫斯。奴傳斯。環足の義なるへし。姓氏錄に。和氣朝臣。稻城壬生公。山邊公などを。此命の御裔とせり。借記に。大中津日子命者。此記には皇女なること上に云り。山邊之別。三枝之別。稻木之別。阿太之別。尾張國之三野別。吉備之石无別。許呂母之別。高巢鹿之別。飛鳥君。牟禮之別等祖也。とあり。然るに山邊之別は。山邊公と同じかるへく。稻木之別は。稻城壬生公と同じかるへく。吉備之石无別は。和氣朝臣と同じきに就て。姓氏錄續記。類聚國史等。記傳に。此御世の御子たちの中に。書紀には大中姫命ありて。大中津日子命は無きを思へは。大中津日子命と申すは。沼帶別命の亦名なるか。大中姫命と混ひて。別に一柱となり玉へるにやあらん。若然らば。此は書紀の傳を正しとすへし。と云れたり。○膳香足姫命。名義嚴足なるへし。記には伊賀帶日子命とあり。記傳云。伊賀の義詳ならず。かくて記にも書紀にも次下に。又五十日帶日子王と申すも坐り。伊賀と五十日とは。たゞ加の清濁のみの異なり。これ書紀にては姫と座は。いささか意。とあり。按に此記に皇女と説る方。正しかるへし。○池速別命。記に伊許婆夜和氣命とあり。此の池も。記に據て訓むへし。記傳云。名義未思得ず。或者に。此命は下野國室八島に居住すと云り。室八島と云は池にて。中に小島八か。池もたゞすと云り。六帖の歌にも。下野や室の八島に立烟云。若此歌の如くならば。池と云御名は彼池に依れるにや知らず。姓氏錄三代實錄などには。息速別命とあり。伊許婆夜と云別を取れるなるへ。神名帳に。陸奥國牡鹿郡に伊去波夜和氣命神社あり。と云り。さて記に。伊許婆夜和氣王者。沙本穴太部之別祖也とあり。沙本穴太部のこと。續紀。延曆三年十一月。建部朝臣人上等言。臣等始祖息速別皇子。就伊賀國阿保村。居焉。逮於遠明日香朝廷。詔皇子四世孫須禰都斗王。由地賜阿保名に依れる御名をるへし。

二十三年  
甲寅

君之姓。其胤子意保賀斯。武藝超倫。足示後代。是以長谷旦倉朝廷。改賜健部君云々。望請返本正名。蒙賜阿保朝臣之姓。詔許之。於是人上等。賜阿保朝臣。健部君。黑麻呂等。阿保公。また姓氏錄に。阿保朝臣云々。息速別命幼弱之時。天皇爲皇子。築宮室於伊賀國阿保村。以爲封邑。子孫因家之焉云々。なとあり。此に就ても。記傳に。説あり。披見るへし。三代實錄。貞觀十七年。小槻山公云々等。并賜姓阿保朝臣。息速別命之後也。神名帳。近江國滋賀郡建部神社。小槻大社。小槻神社あり。○稚淺津姫命。記に阿邪美都比賣命者嫁稻瀨毘古王とあり。記傳云。御母の名に依れる御名をるへし。

二十三年秋九月丙寅朔丁卯。詔羣卿曰。譽津別王。是生年既三十。髻鬚八掬。猶泣如兒。常不言何由矣。因令有司而議之。冬十月乙丑朔壬申。天皇立於大殿前。譽津別皇子侍之。時有鳴鶴。度大虛。皇子仰觀。鶴曰。是何物耶。天皇則知皇子見鶴。得言而喜之。詔左右曰。誰能捕是鳥。獻之。於是鳥取造祖天湯河板舉奏言。臣必捕而獻。即天皇勅湯河板舉。曰。汝獻是鳥。必敦賞矣。時湯河板舉遠望。鶴飛之。



方。追尋詣<sup>ツク</sup>出雲國<sup>ツク</sup>而捕獲<sup>ツク</sup>。或曰得<sup>ツク</sup>于但馬國<sup>ツク</sup>。十一月甲午朔乙未。湯河板舉獻<sup>ツク</sup>鵠也。譽津別命弄<sup>ツク</sup>是鵠<sup>ツク</sup>。遂得<sup>ツク</sup>言語<sup>ツク</sup>。由是敦<sup>ツク</sup>賞<sup>ツク</sup>。湯河板舉<sup>ツク</sup>則賜<sup>ツク</sup>姓而曰<sup>ツク</sup>鳥取造<sup>ツク</sup>。因亦定<sup>ツク</sup>鳥取部<sup>ツク</sup>。鳥養部<sup>ツク</sup>。譽津部<sup>ツク</sup>。

丁卯。二日なり。○生年既三十。當年二十に成坐とあれは。逆<sup>ツク</sup>に數ふるに。此皇子は崇神天皇六十二年に生坐るなり。されは天皇未皇太子にまししくし間の御子にて。記とは甚くことなり。されは被扶  
養の殿さ  
れける時。十二に  
そなり玉へりける。○髻鬘八掬猶泣如兒。記云。故幸<sup>ツク</sup>遊其御子<sup>ツク</sup>之狀者。在於尾張之相津。二侯相<sup>ツク</sup>作<sup>ツク</sup>二侯小舟<sup>ツク</sup>而持上來。以浮<sup>ツク</sup>倭之市師<sup>ツク</sup>池輕池<sup>ツク</sup>。幸<sup>ツク</sup>遊其御子<sup>ツク</sup>。然是御子八拳鬘至<sup>ツク</sup>于心前<sup>ツク</sup>。眞事登波受云々。八拳鬘の事は神代紀に云り。出雲風土記。仁多郡三津郷下に。大神大穴持命御子。阿遲須伎高日子根命。御須髮八握于<sup>ツク</sup>生。晝夜哭坐之辭不通。爾時祖神御子乘<sup>ツク</sup>船而幸<sup>ツク</sup>。巡八十島。宇良加志給稱。猶不止哭之云々。とあるよく似たる事なり。○令<sup>ツク</sup>有司<sup>ツク</sup>。本に令字脱たり。集解に據<sup>ツク</sup>古本<sup>ツク</sup>補とあるに依る。信友校本には。命とあり。されと令の方まされり。○壬申。八日なり。○有鳴鵠云々。記にも高往鵠之音とあり。今本に鵠の訓なし。記傳には鵠を多豆とよみて。其説に。上代には鵠をも鵠をも。共に多豆と云るなり。久具比。意富登理など分れたる名あるは。やゝ後の事なるへし。さて此は鵠なるを通は

して。鵠とは書るか。はた久具比なるを多豆と云るか。其差は辨へかたし。何にまれ訓は多豆なるへし。と云れたるさることなれども。和名抄に。野王按。鵠大鳥也。漢語抄云古布。日本紀私記云久々比。とよまれたれば。私記には久々比と訓たることしるく。其上同抄に。鵠をは豆流。また多豆。鵠をは於保止利と訓み分たれば。久々比と訓て。字鏡にも。鵠久々比。此も鵠の事として見る方まされる心ちす。さて此三の辨は。記傳に。漢語抄の古布と。字鏡の古比とは。通ひて一名なるへし。さて今右の三を字にていはく。鵠は都流。鵠は白鳥といふ物。鵠は許布と云物なり。然るに右の書どもに。鵠を古布と云も。古比とも云るは。違へるに似たり。今許布と云物は鵠に當れり。さて又久具比と云しは。鵠のことなりとも云。鵠のことなりとも云。鵠なりと云は誤なるへし。神樂歌。湊田に。美奈止多仁。久々比也。川乎利也云々。東遊彼乃行に。加乃由久波。加利加久々比加云々。師云。久々比は今白鳥と云物なり。古布には非ず。古布はたゞ雌雄一つかひのみ居る物にして。群居る物にあらざれば。八居と云るにかなはず。白鳥は多く群集る物なり。と云れたるか如し。又雁かと思まかへたるも。白鳥にてこそ然るへけれ。と云れたり。然るに和名抄箋注云。新撰字鏡。鵠久々比又古比。按古布古比一聲之轉耳。久々比又見<sup>ツク</sup>神樂湊田歌。又景行紀仲哀紀孝德紀所<sup>ツク</sup>云白鳥。蓋是<sup>ツク</sup>今俗呼<sup>ツク</sup>白鳥<sup>ツク</sup>音讀。貝原氏以<sup>ツク</sup>久々比<sup>ツク</sup>爲<sup>ツク</sup>鵠。本居氏以<sup>ツク</sup>古布古比<sup>ツク</sup>爲<sup>ツク</sup>鵠者並非。と云り。○得言。記に聞<sup>ツク</sup>高往鵠之音<sup>ツク</sup>。始爲<sup>ツク</sup>阿藝登比<sup>ツク</sup>とあり。阿藝登比の事は。神武紀に已に云るか。なほいはく。口を動かして。物言はむとする其形容を云こ



となり。蜻蛉日記に。泊瀬詣に音せて渡る杜の前を。さすかにあなをかまあなをかまど。手を掻き面を振。そこらの人のあきとふやうにすれば。せんかたなくをかしく見ゆ。とある。あきとふやうにするといへるは。物言ふか如きさまをするをいふ。此にて明らかし。神武紀に喙鳴をよめるは。魚の其口を動かして。物言か如きさまするを以て云るなり。仲哀紀に博浮を訓るも。それに。言義は未詳。信かたし。○鳥取造。記云。天皇因<sub>二</sub>其御子。定<sub>二</sub>鳥取部。鳥甘部。品連部。大湯坐若湯坐。記傳云。鳥取部はかの鶴を捕得し人に。鳥取造と云姓を賜へるのみに非ず。其事に因て此部を定めらるゝなり。さて鳥取造は。其部の長と云り。姓氏録右京神別。鳥取部連。角凝魂命三世孫。天湯河板命之後也。垂仁天皇皇子譽津別命。年向三十二不言語。于時見飛鶴。問曰。此何物。爰天皇悅之。遣天湯河板。尋求。詣出雲國宇佐江。捕貢之。天皇大喜。即賜姓鳥取連。山城國鳥取連。天角己利命三世孫。天湯河板舉命之後也。此外にも河内國和泉國鳥取あり。並同し。○天湯河板舉。名義詳ならず。重胤云。板和也。あり。掛板と云ことなるへきなり。湯河板命も湯河の板に由れるなるへし。玉篇に屋板屋板木也とあり。此人右の姓氏録に。角凝魂命三世孫天湯河板命之後也。とある。式に河上に十字など脱たるかと。記傳に云れり。同書河内神別に。美努連。角凝魂命三世孫天湯河板命之後也。とある。三を一本に四とあるよしなれども。それにてはなほいかとなり。○内國大縣郡天湯川田神社。和名抄。同郡鳥取。坂野鳥取郡有。○板舉此云捨體。此六字上の湯河板舉の下に入へきなり。○汝献是鳥云々。記には遣山邊之大鶴。此者人名。令取其鳥云々とあり。記傳云。鳥を追尋ねし例は。景行卷に。倭建命の化坐る白鳥を。使者を遣して。追尋ねしめ玉ひし事とあり。と云り。○追尋詣出雲國云々。一本に國字脱たり。今永享本に従て補ふ。記云。故是人追尋其鶴。自木國到針間國。亦追

越稻羽國。即到旦波國多遲摩國。追廻東方。到近淡海國。乃越三野國。自尾張國傳。以追科野國。途追到高志國。而於和那美之水門。張網。取其鳥。而持上献。故號其水門。謂和那美之水門。とあり。但馬書印本。和名抄に。因幡國邑美郡鳥取郡あり。式に但馬國城崎郡久比神社。娶夫郡に和那美神社あり。又丹出雲國の事は記には見えず。後國竹野郡に網野神社。和名抄同郡網野鳥取郡あり。又式に越中國婦直郡白鳥神社あり。和名抄同國新川郡鳥取郡あり。和那美之水門は。何國何郡に。記傳に云り。記傳云。そもく。虚空を飛鳥の往方を。かく遠き國々まで追尋行て。捕獲むことは。疑はしきに似たれども。今鳥の事をよく知れる人に聞に。打思ふとは遠て。遠國までも尋行て。得らるゝ物なりと云り。とあり。さて上に引る姓氏録に。出雲國宇夜江に詣て。此鳥を捕へし事見えたり。風土記に宇夜は出雲郡に見えたり。また出雲風土記に。神門郡に來食池と云あり。内山真龍云。こは。鶴池にて。此の故事に由れる名には非るか。○或曰得于但馬國。此七字永享本には。一云。至于但馬國。而捕取之献之矣。とありて分注とせり。重胤云。式但馬國城崎郡久々比神社を。出石人井上觀か著せる。其國の續風土記に。在三江鄉下宮村。稱胸肩大明神。といへるは。後人の思寄まじき神名なり。故思ふに。古事記には。途追到高志國。而於和那美之水門。張網取其鳥。而持上献。故號其水門。謂和那美之水門。也。とありて。高志國の趣なれども。熱思ふに。高志國より。多遲麻國の和那美之水門には。歸到けめども。言少なるに依て分明しからざるなり。神名式に但馬國養父郡和奈美神社御在し坐て。今網場村と云に立せたまへるは。體なる證と云者なり。此は朝來川と屋岡川と落合ふ川合なる所に。城崎川と云ふ大河と成る所。右の和奈美神社。即和那美之水門なる時は。此なり。右の網場村を。字には然書けども。頃は今訛りて那半と云ゆり。



神社も其時の事にて。被定たる所なること云も更なり。其皇子の言語爲させ給はさることを。古事記には。出雲大神の御心なる由。所見たるに就て考るに。出雲風土記。仁多郡三津郷條に。大神大穴持命之御子。阿遲須根高日子根命。御須髮八握于生。晝夜哭坐之辭不通。爾時祖命御子乘船而。率巡八十島。宇良加志給。猶不止哭給。大神夢願給告御子之哭由。夢爾願坐。則。夜夢見坐之御子之辭通。則寤問給。爾時御津申。爾時何處然言問給。即御祖前立去。出坐而。石川度坂上至留。申是處也。爾時御津。水沼於而。御身沐浴坐。とある。祖命とも御祖とも申すは。味耜高彥根命の御母田心姫命に坐が。御子の言問さぬに。甚く御心を盡させ給へる神に坐故に。此にても皇子の言問し給はむ爲に。其鵠の事に就てず。胸肩大神は祝奉れりけむ。天皇則知皇子見鵠得言而喜之と有も。此鳥をたに居置かば。皇子は言問給はむと。思ほしなれば。此鳥を捕に就ても。其御祈とも有けむこと。云も更なる御事なり。と云れたり。○乙未。二日なり。舊事記には己未とあり。二十六日なり。○弄此鵠。出雲國造神賀詞に。白鵠乃生御調能玩物とあるは。此故事よりや出たりけん。○遂得言語。此紀にはかくあれども。記には。亦見其鳥者。物言如思。爾而勿言事。此九字舊印本のまじりなり。於是天皇患賜而御寢之時。覺于御夢。曰。修理我宮。如天皇之御舍者。御子必眞事登波牟。如此覺時。布斗摩邇々占相而。求何神之心。爾崇出雲大神之御心。故御子令拜其大神宮。將遣之時。中其御子語言。是於河下。如青葉山者。見山非山。若坐出雲之石闕之會宮。葦原色許男大神以伊都玖之祝。大廷乎問賜也。中於是覆奏言。因

拜大神。大御子物語故參上來。故天皇歡喜云々。とありて甚詳なり。此紀には此等の事をは略きて。其最後の言語を得給ひし事を引上せて。此鳥の處に記せるは。然る一傳によられたるものにもあるへけれども。なほ記の如くあらまほし。尾張風土記に。丹羽郡吾後郷。式に同郡阿豆。其神あり。卷向珠城宮御宇天皇。品津別皇子生七歲。此紀と蓋異なり。而不語。傍同群下。無能言之。乃後皇后。日葉野。命を申す。夢有神告曰。吾多具國之神。名曰阿麻乃彌加都比女。吾未得祝。若爲吾充祝人。皇子能言。亦是善考。帝卜人。覓神者。日置部等祖建岡君卜食。即遣覓神時。建岡君到美濃國。花鹿山。攀賢樹枝。造縷。誓曰。吾後落處。必有此神。縷云。落此間。乃識有神。因鑿社。由社名里。後人詭言阿豆良里也。美濃國大野郡花長神社。花長下。神社あり。阿豆良里社。和名抄同郡吾後郷あり。今世にも此村あり。吾後と書てアワフと唱ふ。髪は髪字を誤り來たるなり。記傳にもいへり。此等の傳によりて。此皇子の言語ひ坐ぬは。神の御祟ありしなるへければ。鳥を得玉へる。即遂得言語とあるは。事實に叶はさるか如し。且上に引る出雲風土記仁多郡なる。大穴持命御子阿遲須根高日子根命の御故事も。ここに由ありけなり。考合すへし。○鳥取造は。次なる鳥取部の長としたまへるなり。さて造の尸は。姓氏錄其他の書にみえず。上に云ると見合すへし。○鳥取部の事も既に云り。記傳云。和名抄に備前國赤坂郡鳥取郷。式に伊勢國員辨郡鳥取山田神社。鳥取神社とあり。此らも此部に因れる地名か。右の外彼鳥を追廻りし國々にも。此地名ありて。上に出せるか如し。姓に負るは。彼天湯川板擧の後なり。後紀に。備前國赤坂郡鳥取郷と云人あり。此は此氏人か。又は此部に布。鳥取造大分など見ゆ。是らは姓なり。○鳥養部。記には鳥甘部とあり。記傳云。凡て古へは某養と云養に。



多く甘字を用ひたり。記中には御馬甘猪甘。書紀にも鷹甘猪甘。など見え。其外の書にも多し。さて此部は。まつ被捕來たる鵠を飼ふ者を云へく。又別にも此名を負せて。定められたるもあるか。何れも彼鵠のことに依てにはあるなり。書紀雄略卷養鳥人あり。また鳥官之鳥。爲菟田人。狗一所。唯死。天皇賦野。而爲鳥養部。また直丁等云々。仍詔爲鳥養部。とあるなどは。鳥を飼人なり。和名抄に大和國添下郡鳥貝止利郷あり。貝は此外にも鳥養といふ地。此彼にあり。○譽津部は。記に此皇子出雲大神を拜みに出行之時。毎ニ到坐地。定ニ品運部一也とあり。記傳云。毎ニ到坐地一とは。宿り玉ふ處。或は暫留り坐る處などを云るなるへし。然らざれば。毎ニと云こと穩ならず。其故は過經たまふ村里毎に。悉達さす品運部を定賜ふへき。但し毎をは軽く見て。たゞ到坐處々と云意ともすへし。品運部は。本牟智別王の御名を以て負せたる部なり。さて和名抄に。大和國葛下郡品治郷。保無因幡國邑美郡品治郷。安藝國山縣郡品治郷。備後國品治郡。保牟品治郷などあり。これら倭より出雲に往來の道なる國々なれば。此時に定まれる品運部の由縁の名にやあらむ。出雲風土記に。神門郡比布智神社又日瀧川あり。此も本牟智の記れるには非るか。今は社も川も保智石と云なり。又姓に負へるは。伊邪河宮段に。曙立王。伊勢之品運部君之祖。また息長日子王者。吉備品運部君之祖など見ゆ。氏人は。續紀二十八に。品治部公鳥麿。類史八十七に。出雲國楯縫郡人品治部首真金。など見えたり。○記云。於是天皇因ニ其御子。定ニ鳥取部。鳥甘部。品運部。大湯坐若湯坐一とあり。大湯坐若湯坐の事は。母后の御答に。取ニ御母。定ニ大湯坐若湯坐。宜ニ日足奉一とある是なり。湯坐は。雄略卷に湯人此云ニ奥

衛一とある是なり。此事神代紀に詳なり。兒に湯を浴する婦と聞えたり。大若は大小と云むか如し。記傳に。但し上なるは。此御子を治養奉れる時の役人を云。此なるは其に因て。又別に其名を負せて。部を定められたりとも見ゆ。又雄略卷に。湯人廣城部連武彦とあるは。當時に此役を仕奉し人と聞ゆ。又孝徳卷に湯部とあるも。由惠と訓へく。此は此部を云へりと聞えたり。又姓にも負り。と云り。姓のことは。天武紀十三年の下に云

二十五年  
丙辰

二十五年春二月丁巳朔甲子。詔阿倍臣遠祖武淳川別。和珥臣遠祖彦國菴。中臣連遠祖大鹿島。物部連遠祖十千根。大伴連遠祖武日。五大夫。日。我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇。惟サカレ叡作マシマス聖。欽明。聰達。深執。謙損。志懷。冲退。綢繆。機衡。禮祭神祇。刻ツケ己勤躬。日慎。一日。是以人民富足。天下大平也。今當朕世。祭祀神祇。豈得有怠乎。

甲子。八日なり。○武淳川別。彦國菴。集解云。二大夫共出崇神天皇十年紀。至此八十五年。とあり。○大鹿島は。尊卑分脈に。中臣系譜天兒屋根尊九世孫。久志字賀主。命。天押雲命。天多禮夜命。宇佐津臣命。御氣津臣命。伊賀津臣命。製迷臣命。神岡野命。久志字賀主命。



と序次の子國摩大鹿島命とあり。神皇正統記に。又名大幡主命ともあり。太神宮儀式帳に。活目天皇  
 御世。大神宮禰宜氏。荒木田神主等遠祖。國摩大鹿島命孫。天見通命乎。禰宜定豆云々。國摩大鹿島命子。天見  
 通命。禰宜命世記に。中臣國摩大  
 鹿島命とあり。又大鹿島命  
 禰宜定給支とあり。續紀靈龜元年。常陸國鹿島郡中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿島連。とあれば。此命の  
 鹿島も常陸のなるへし。平田翁云。抑此國の卜部は。鹿島坐健御賀豆知命神社に。天兒屋根命の御裔  
 の。神事仕奉れるか中に。後に卜事を持つて奉仕る族を。卜部と云て。既く當國に在しと閉ゆ。然思  
 ふ古事の證は。まづ常陸風土記香島郡下に。崇神天皇御世に。香島大神の御識の御言を。大中臣神  
 閉勝命の聞得て。天皇に奏たるを始め。倭武命の時に。同神の中臣臣狹山命に。御託宜ありしこ  
 下。至淡海大津大朝。光宅天皇之世。遣使檢藤原内大臣之封戸とあるは。天智天皇の御世にして。  
 内大臣は鎌足公なり。此は世繼物語に。鎌足は常陸の生れにして。鹿島には氏神あり。と云るに由あ  
 り。また下學集にも。鎌足公常陸國鹿島郡人也と云り。今鹿島神社の邊に。鎌足屋敷と云田地あるよ。さて常陸國にして。天兒  
 し。當國の誌に見えたるを。合せ考れば。此公も本は常陸に坐せり。と聞えて。由あることなり。  
 屋命の裔の。鹿島香取の神宮に奉仕り。又卜部となりたりし趣の。正しく書に見えたるは。當國風土  
 記香島郡條に。年別。四月十日設祭灌酒。卜氏種屬男女集會。積日累一夜云々。神社周匝卜氏居。地

體高敬。東西臨海云々。元正天皇靈龜元年。常陸國久慈郡占部御蔭。萬葉二十。常陸國茨城郡占部小  
 龍。と云氏人も見えたり。聖武天皇天平十八年。常陸國鹿島郡。中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿島連  
 之姓云々。光仁天皇寶龜八年七月。内大臣藤原朝臣良繼病。叙其氏神鹿島神正三位。香取神正四位上。  
 とあるは。天兒屋根命の御裔として。鹿島香取神をさして。氏神と記されたり。氏神と云に二ありて。なへ  
 た其生土の神などの類。故ありて專と祭る神をも云り。其は氏寺と云類。上件引出たる書とも。見えたる趣を思合せて。  
 なり。藤原家にて。鹿島香取神を氏神と云は。其生土の神なる由なり。  
 香島神宮に。中臣氏の仕奉れるは古き事にて。其中臣部の中に卜部の有て。京に參上り。其事に仕奉  
 りけんことを曉るへし。と云れたるにて。此氏の常陸に由ありて。此命の名も常陸のなること知られ  
 たり。○十千根は。天孫本紀に。宇麻志麻治命六世孫。伊香色雄命の子。十市根命。此命纏向珠城宮御  
 宇天皇御世。賜物部連公姓。元爲五大夫一。次爲大連一。奉齋神宮云々。二十六年下。大日本史云。按舊事紀  
 然本書此條書。物部大連。似既賜姓。名義。十千は地名に據れるなるへし。○武日は。公卿補任に。大伴健  
 登道書乎。今姑從書文とあり。  
 持連注に。天忍日命之後。道臣命之七世孫也。祖父豐日命。父健日命。とあるによれば。豐日命の子を  
 持連注に。命吉備武彥與大伴武日連。命從日本武尊。集解に補任を引て。此武日を大伴連持連と。同人にせしはいか。  
 連持は磯原抄に武持に作り。仲哀紀に武以に作れり。式の層遷記に。大伴連連祖武日命と。大伴連持と。二人并記せるを見よ。○五  
 大夫。本に五を吾と誤れり。古寫本ともにはみな五とあり。儀式帳に。天照坐皇太神。伊勢に御幸行  
 坐す時の事を。爾時御送譯使。阿部武淳名河別命。和珥彦國葺命。中臣大鹿島命。物部十千根命。大伴武  
 日命。合五柱命乎爲使令入坐とあり。皇大神宮禰宜諸國  
 朝にも此文あり。倭姫命世記。垂仁天皇二十六年條にも。奉遷



于天照大神於度遇五十鈴河上留。今歲倭姬命云々。高天原仁千木高知利。下都磐根仁大宮柱廣敷立天。天照大神並荒魂宮奉鎮坐。于時云々。皇大神倭姬命乃御夢喻給久。我高天原爾坐。魂戶押張。原如見。見志真伎志國宮處波是處也。鎮理定理給止。覺給支。于時倭姬命。並御送驛使安部武渟河別命。和珥彦國菴命。中臣國摩大鹿島命。物部十市根命。大伴武日命。並度會大幡主命等仁。御夢狀具令教知給支云々。于時送驛使朝庭還詣上。倭姬命御夢狀。細返事白支。爾時天皇聞食豆。即大鹿島命祭官定給支。など云々と見えたり。○謙損は。御身を謙退し。奢侈を禁し。欲を捨て給ひしなり。○沖退は。物靜かに坐まらず形容辭なり。○綱繆機衡。通證に。萬機之權衡とあり。後漢書に機衡之政云々。綱繆は。丁寧に治め玉ふ事なり。詩經注に。綱繆猶三綱繆也。○剋己。通證に。漢書刻己自責。正字通剋與克同。又與剋同。とあり。○祭祀神祇豈得有怠乎。此詔を讀て熟考るに。はしめ崇神天皇六年に。豊劔入姫命に天照大神を託奉りて。倭笠縫邑に祭らしめ給ひしより。此年に至りて已に八十八年になりぬれば。皇女も甚く年老坐して。御祭にも仕奉り賜ふこと。やゝ倦し玉ひしならむ。そは大倭大神に仕奉り玉ひし。淨名城入姫命の。豐劔體復不能祭とあるに。思合せても推はかり奉られたり。故儀式帳に。豊劔入姫御形長成支とあり。倭姫命世記には。豐劔入。さりければ。姫命吾日足止白支とあり。此頃となりては。自ら神祇に仕奉り玉ふさまも。やゝ粗になりけるなとより。當代の皇女を替らしめて。大神を齋奉りたまふへき。御託などのありもやしけむ。故此詔は有しならむ。然見されは。豈得有怠乎の御命とも。なほ其他も。あまり不意く伺奉らるゝなり。詔の全文を讀通して。よく考奉る

へきことなり。

三月丁亥朔丙申。離天照大神於豊劔入姫命。託倭姬命。爰倭姬命求鎮坐大神之處。而詣菟田筱幡。更還之。入近江國。東廻美濃到伊勢國。

丙申は。十日なり。○離天照大神於云々。始崇神天皇御世に。此皇女を大神に託奉りける時。記には見御トを以て。大神の御心を問奉りて。さて定玉へるものなる事は。御世々々の齋王を定めたまへる狀にて知られたり。あるを以ておもふへし。まして大神を祭らしめ玉へる皇女なるを。されは今離奉りて。倭姫命に託し奉り玉ふも。御ト以て定玉ひしことは。もとよりにて。なほ此時のことは。大神の直の御託など有しならむも知へからず。さるは此倭姫命は。齋王とます中にも。御世御世の皇女等とは甚く異にして。總て神々しき御態とも坐て。大神の正しく託奉れる事とも見えたり。おしなへての御トに定め玉ひし。齋王の類には坐さしと。思測奉らるればなり。倭姫命世記一書に。生而容貌甚麗。幼而聰明。意氣深通。神明とあり。○豊劔入姫命。本に入字脱したり。今永享本信友校本類史ともにあるに從る。○鎮坐大神。鎮坐の上。恐くは令字を脱たるか。さて此も大神の御託に因てなることは。云まくも更なれと。なほ次に引る儀式帳の文に。



倭姫内親王。大神乎頂奉豆。願給國求奉時爾。從美和乃御諸宮發豆云々。とあるにて明らけし。  
 此は此事はさて倭姫命世記を按るに。崇神天皇五十八年辛巳五月五日。遷倭彌和乃御室嶺上宮。二年奉  
 齋。是時豐鋤入姫吾日足止白支。時姪倭比賣命事依奉利。御杖代止定豆。從此倭姫命奉天照大神  
 而行幸。とあるは。此と異なる傳なり。重胤云。此傳による時は。豐鋤入姫命の仕奉玉ひしは。崇神  
 天皇六年より。凡五十二年間なり。武野云。此時未倭姫命坐へき由なきことば。上に記傳の誤を尋  
 て云れども。此皇女御母狹穗姫といふ説に據て見れば妨なし。但紀に先是とあれ  
 は。御位に即せ玉ひて間もなく。大宮を出し奉玉ひしなり。借此紀に二十五年とあれども。神宮の傳  
 には。垂仁天皇二十五年丙辰春三月。從飯野高宮。遷幸于伊蘇宮と有り。此二を合せて。何れか正  
 しきと云ふに。神宮の傳の方正しかるへし。同紀に聖丁巳冬十月。度邊宮に鎮坐せるに。僅に十月計  
 にて。伊賀近江美濃などを經て。伊勢に到坐へきに非ねはなり。然れば紀は。伊蘇宮に鎮坐す事の。  
 五十鈴宮の事と一つに混へるなり。又儀式帳に。豐鋤入姫御形長成支。次以經向珠城宮御宇活目天皇  
 御世爾。倭姫内親王遠爲御杖代齋奉支。美和乃御諸原爾造齋宮出奉支云々。と有るは。紀に依てい  
 へるなれど。崇神天皇御世の方然るへくや。已に御父天皇は。崇神天皇四十七年に。皇太子となり玉  
 ひ。五十八年には御年三十一歳に御在せは。御杖代に奉玉ふ許りの御女の。御在べく思はるなり。然  
 るを紀に。十三年春二月喚丹波五女。納於掖庭云々。とあれは。御母日葉酢媛命を喚玉へるは。天  
 皇五十六歳なり。第一五十瓊敷入彦命の生給へるは知らぬとも。第二大足彦尊の生坐るは。二十年幸

亥なり。此に就て第一五十瓊敷入彦命を。十五年と二十年との中間に置て。十七八年頃の御生れな  
 り。此に例して。第三大中姫命を。二十二三年の生れとしても。第四と坐す倭姫命の生坐るは。二十四  
 五年をらては合難ければ。日葉酢媛命の生玉へるにはあらざるへし。然れば神宮の古傳。古語拾遺に。  
 垂仁天皇第二之皇女。母后狹穗姫也。と有る方正しきに似たり。と云れたるは。然る論ひなりけり。  
 ○詣菟田菟幡。永享本信友校本菟を篠とあり。説文に。菟箭屬小竹也とあれは。菟にてもよろし。天  
 武紀にも菟浪とありて。此云佐々一と訓注さへあり。儀式帳に佐々波多宮とあり。解云。今宇陀郡山  
 邊擲大野西に菟幡村。此所なるへしとあり。通證に。今猶存神祠云とあり。御原清直云。大和國風土記云。  
 宇陀郡菟幡庄。御杖神宮。所祭  
 非正魂靈。倭比賣命。天照大神。爲御杖。至此地。仍尊御宮。經三月。終爲神戶。延喜式神名錄云。宇陀郡御杖神社とみえたり。  
 然れば帳に御杖神社とあるは。此佐々波多宮なる事。風土記の傳にて分明なり。大和志に。御杖神社在神末村。今稱萬明神。近關八村共  
 預。祭祀。とある是なり。神末又神津恵に作る。宇陀郡の東極なり。今猶里俗皇大神經歴の故事を口傳す。内宮儀式解云。今世も宇陀郡に神  
 田ありて。每々同郡神末村納米の字を以て。公より本宮へ納奉らる。今は漸々佐々波多宮と云ふなり。本宮一圓宜より使を差して。竹の米を請  
 て。神事の時班用へりと注せり。往昔の宇陀郡神田遺れるなり。神末村より納るも所由ありと謂ふへし。然るに宇陀郡山邊。さて御幸行  
 卿大野菟幡村にありと云説あれども。大野村は山邊郡にして。宇陀郡に歸せされは。菟田菟幡と云へるに歸はすと云り。さて御幸行  
 坐の事。此紀には甚く前後を略きて記せるか。儀式帳また倭姫命世記  
 其他の古書等にいと詳なり。今其文を出して次々  
 にいふへし。經向珠城宮御宇活目天皇御世爾。倭姫内親王遠爲御杖代。齋奉支。美和乃御諸原爾造齋  
 宮。出奉天。齋始奉支。解に。美和乃御諸原は。或人城上郡三輪明神の山奥に。皇大神の鎮坐し玉ふ宮跡ありといひ。又大御神鎮坐  
 の跡。三輪明神の奥に在て。三室峰宮と云由。和漢三才圖會に見ゆとあり。此事は次に云。されは崇神天皇御  
 世に。大神を笠懸邑に祭り奉りしより。以來八十餘年の間。其處に令坐奉りしを。此御世に至りて。倭姫命初てそ  
 こより大神を頂奉て。此美和乃御諸原に令坐奉りしなり。これを世記に。崇神天皇御世のこととしたるは異なり。爾時倭姫内親王。







久。許母理國志多備乃國。真久佐牟氣。草向國止白支。云々。而多氣佐々牟邁宮坐支。世記には、飯野高宮より、行幸の路次、儀式と

稱異なり。さて其路次に、其行幸且、佐々牟江、御船泊給比。其處留佐々牟江宮遣令坐支云々。從其處行幸之間、爾云々。云々。次

りて、伊麻宮に遷幸す御船の泊させ玉ひし御宮なり。此儀式には、其を一ツの宮に記せる。此は誤なるへし。此より始て年月合へり。さて、難事

玉岐波流磯宮坐只。世記二十五年丙辰春三月、從飯野高宮。遷幸于伊麻宮。令坐支とあり。此より始て年月合へり。さて、難事

是禮宮の古跡也。といへり。さて次に、興、齋宮于五十餘川上。是謂禮宮。又大儀。次百船乎度會國佐古久志呂宇治家

公記に禮宮とあるは、五十餘川、禮宮と云意にて、こととは別なり。思まかふことなけれ。次百船乎度會國佐古久志呂宇治家

口田上宮坐支。世記に、倭姫命請久、南山未見給波吉宮處可。有見由止詔天。御宮處覽爾。大若子命乎遣支。倭姫命波皇大神乎奉

奉支。字連田田上留名按禮田是也。從其行幸奈尾之根宮處給。于時出雲、神子出雲、建子命。一名伊勢。爾時宇治大内人仕奉。宇治

土公等遠祖大田命乎。汝國名何問賜支。是川名佐古久志留。伊須々乃川上申。是川上好大宮地在申。即所

見好大宮地定賜比支。世記には、此を奈尾之根宮にての事と爲り。そは上のつゞきに、于時禮田産神爾。宇治土公祖大田命參相

佐古久志呂宇治之五十餘之河上者。是大日本國之中仁孫禮地侍奈利云々。即彼處仁往到給天御覽介禮波。住昔大神靈給比天。豐原

禮國之内仁伊勢加佐波長之國波。有美宮處。一利止見定給比。從上天。志天投降坐比志。天之逆大刀送神命等是也。高宮。於禮。比且

上給比支。○電風云。此は禮田産神の皇大神を伊勢に導奉れる時に、天上より天之逆大刀送神命等とあり。天降れる故事を申されしなるへし。

豐受宮儀式頼。高天取坐比見志麻岐志處爾。志都麻利波。また下云。天照大神始自天降之處也。とあるを證す文なり。轉事記に。

大田命追參來稱申云。此河上最勝地侍。其妙不可比。他處。早速可。垂照。御也。即奉。迎。而大田命神。御共奉仕云々とあり。前に衆

名野代宮の次に、國造禮日方命云々。答曰神風伊勢國云々と申せるは、此にて在しことの上、に混れたる物なり。と云り。

附錄

加羅の起源

このころ林泰輔と云人の。加羅の起源といふものを見しに。さもやあらんと思ふよしあれば。ここに載す。我邦にて朝鮮をからといひ。また支那をからといへるは。古代よりの事にて。其初崇神天皇の御時。朝鮮の南部。大駕洛國の人來りしより。遂に朝鮮の全部をから(韓)といひ。更に轉して。支那までをから(漢或は唐)といひて。後には殆ど外國の總稱の如くなりし事は。既に先輩の説ありて。余も亦同意するものなり。然るに加羅は。今の朝鮮慶尙道の金海府にして。大加羅は高靈縣なれば。土地の所在は瞭然として疑なしと雖。その起源に至りては。甚茫昧にして明らかならず。余嘗て朝鮮古代の地理を檢索せしに。其南部即ち加羅地方の地名には。阿羅若くは太耶の如き。語尾に羅耶二音の附着せるもの殊に多し。又加羅阿羅を加耶阿耶といひ。太耶を多羅とも云り。これ羅と耶とは一音の轉にして。但其譯字の同じからざるのみにて。語源は固より異なることなし。其他我國にて。百濟をくたらといへるも。亦同種の語にして。必當時の言語を傳へたるものなるへし云々。其後佛書中の一二を見しに。印度の地名人名。其他の言語に。羅といひ耶といへるもの頗多し。是に由て考ふれば。加羅多羅の類は。蓋印度の語にして。朝鮮の南部加羅地方には。上古の世早く已に印度の交通ありて。この地名を負はせしものには非る歟。抑加羅の始通は。金首露なりと云ふことは。傳説既に久し云々。三國史記に見えたる



ものは。願信を描くに足るべきものあり。同書金度信の傳に曰。金度信王京人也。十二世祖首露不知何許人。以後漢建武十八年壬寅。登龜峯。望鵜洛九村。遂至其地。開國號曰加耶。(龜峰は今の龜旨峰なり。或は旨の字を脱せる歟)右の文を詳かにすれば。金首露の漂流して。他國より至り。鵜洛の地を開きしものゝ如し。然れども不知何許人といへる。固より明説なし云々。加羅等の地名の。印度の語に類するよりして考ふれば。金首露の印度地方より來りしものぢらんかを疑へり云々。

# 日本書紀通釋卷之二十九

飯田武郷謹撰

垂仁天皇  
二十五年

時天照大神誨倭姫命曰。是神風伊勢國。則常世之浪。重浪歸國也。傍國可憐國也。欲居是國。故隨大神教。其祠立於伊勢國。因興齊宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自天降之處也。

時天照大神云々。按に右に引る儀式帳に。宇治、家田田上、宇治、土公、遠祖大田命の言に。是川、名佐古久志留伊須々乃川止申。是川上、好大宮地在。申。即所見、好大宮地、定賜比支。朝日、來向國。夕日、來向國。浪音、不聞國。風音、不聞國。弓矢柄、音、不聞國止。大御意鎮、坐國止、悅給豆。大宮定奉支。此詞世記には、神か異る所あり。次に引出るを見し。と倭姫命の歎ひ給し時に。大神の此誨は詔給ひしものなるへし。されと倭姫命世記による時は。此より以下は。此時の事にはあられて。次の年二十六年丁巳のことなるへくおほえたり。其は世記に。二十六年丁巳冬十月甲子。奉遷于天照大神於度遇五十鈴河上。留。今歲倭姫命詔大幡主命。物部八十友緒人等。五十鈴原乃荒草木根苜掃比。大石小石造平豆云々。高天原仁千木高知利。下都磐根仁大宮柱廣敷立



天。天照大神並荒魂宮和魂宮止奉鎮坐。于時云々。爾時皇大神倭姬命乃御夢喻給久。我高天原爾坐。鷲戶押張原如見。見志真伎志國宮處波是處也。鎮理定理給止覺給支。于時倭姬命並御送驛使云々。並度會。大幅主命等仁。御夢狀具令教知給支。于時大幅主命悅白久。神風伊勢國。百船度會縣。佐古久志呂宇治。五十鈴河上。鎮理定坐坐皇大神止。國保伎奉支。終夜宴舞歌。如日少宮之儀。志。爰倭姬命朝日來向國。夕日來向國。浪音不聞國。風音不聞國。弓矢輻音不聞國。打摩伎志賣留國。一本伎字なし。敷浪費を貴に作る。敷浪七保國之吉國。神風伊勢之國。百船度會縣之。佐許久志呂五十鈴宮爾。鎮理定理給止。國保伎給支。とあるは。右の儀式帳と一つなるにつけておもふに。必此時の大御誨ならむと思ひ奉らるゝなり。さるは此大神宮を伊勢國に立たまひしは。本書にては此年の事なるか。一云には二十六年の事とせるは。神宮の書ともにも合へれば。其につきておもふに。必ず次年のことなるへくおもはるゝなり。又此御誨の状をおもふに。決て異時の事にはあるへからず。右の倭姬命の御言に就て。詔はし大御言ならむと。畏こくも思量奉らるゝなり。○神風伊勢國。神武紀の大御歌に出づ。○常世之浪云々。常世の事も既に神代云り。海外國を弘く差て云辭なり。伊勢國は東南の方大海に瀕してあれば。打縁る浪も。皇國邊海のものならず。幽遠き海外の方より。重々に寄る浪と。詔玉へるにて。其浪の清淨なるを賞て玉ひて。自ら其地の清らかなるを。其内にこめたまへる御言なり。夫木集に。神風や伊勢の浦わに來よすなる。常世の浪や君か代の數。○傍國。海に片寄たるを云と云る説は。いかゝあらむ。今案に堅固

國の意ならむか。傍は借字なり。○可憐國。可憐神代紀に出。萬葉一。可憐國曾蜻島八間跡能國者。さて本に傍國可憐國と。訓つゝけたるは非なるへし。傍國も可憐國も。自ら別に心得へし。○其祠立於伊勢國。記傳云。立字は定を誤れるなるへし。神の夜志呂には。皇國にては凡て社字を用ゆ。又宮といふ。其中に此大神には。必宮と申す例なるに。祠とあるは。字義はさることなれども。たゞに申せるにはあらず。其祭るへき所を申せるなり。雄略卷に。稚足姬皇女侍伊勢大神祠とある祠も。拜祭給ふ意を帶たるゆゑに此字を書り。故ミヤともヤシロとも訓すして。イハヒとは訓るなり。然れば此も祠るへき處を。伊勢國と定めて。さて五十鈴川上に。其宮を興つといへるなり。といへり。さることなり。さてイハヒは即齋の意にて。次なる齋宮是なり。但し記傳に。立は定字の誤かと云れたれど。天書に建字に作られたれば。誤とも定かたし。故はイハヒノトコロと訓て。立字はもとのまゝ。○因興齋宮。因は其祠祭る處を。伊勢國と定て因なり。齋宮は本にイハヒノミヤと訓るに據へし。神功紀にも。齋宮をイミノミヤともイハヒミヤとも訓り。さて後世には。齋王の坐宮を齋宮と云へとも。此はさには非ず。皇大神の宮なり。但し大神宮を齋宮と申すには非ず。皇太神を鎮奉りて。倭姬命の齋き奉たまふ宮の義にて。宮は皇太神の大宮。齋は倭姬命の御事なり。能く文意を照して辨ふへし。記傳に。齋王の宮を云は。其王の坐宮と云名。此は大神神を齋き奉る宮と云事にて。同名ながら意別なりと云り。萬葉二。渡會乃齋宮從神風爾伊吹。感之云々。とある齋宮も。此なると同じく。皇太神の宮なり。拾遺云。泊卷向玉城朝。令皇女倭姬命奉齋天照大神。仍隨神教。立其祠於伊勢國五十鈴川上。因興齋宮。令倭姬命居焉。とあり。世記にも。因興齋宮于字治縣五十鈴川上大宮際。令倭姬命居焉。とあり。此齋宮は大宮際とあれば。齋王の坐宮也。



り。記傳云。古語拾遺倭姬命世記などに。文を少し換て。此を倭姬命の坐宮の如く記せるは。御世々の齋王の宮をも。齋宮と申す故に。其  
と心得たるひかことなり。齋王の宮を云は。其土の坐宮と云意。此は大御神を齋奉る宮といふことにて。同名ながら意異なり。抑此には。大  
御神の宮をこそ。委曲には記すへきことなるに。其をば齋宮と云。於伊勢國。とのみ大かたに云て。齋王の坐宮をしも。却て具に五十鈴川上とい  
ふへきに非ず。と云れたるかことし。なほ重胤説に。はしめ齋王は。其大宮の傍に大坐。住奉玉へりし時は。齋宮と云て。未齋宮の名無  
りしこと。此に謂齋宮とあるにて知られ。また世記に。倭姬命宇治磯殿乃。坐給倍利とあるを。殿考證に。儀式編。所謂齋宮内親王川  
原殿院。疑古齋宮之地。とあるを以て曉るへし。かく古は其稱を別かたすして。齋宮とも齋宮とも云けるを。皇大神を五十鈴宮と申すに就  
て。其川原殿を齋宮と稱け別たる。此は倭姬命の過去に後事にもあるへくや。又世記に。大足尊代別天皇庚寅歲云々。遣五百野皇女。  
御杖代止志天。多氣宮遣奉天。齋宮令侍給支とあるは。多氣齋宮の初なれば。此時などや。皇大神宮に齋宮に侍給ふ意を以て。其齋王の  
宮をも。齋宮と申す御事には成れりけん。かれば皇大神宮を齋宮と申す。後に齋王の宮をも然申す。其唱は同じき輪から。齋奉ら  
れさせ玉ふと。齋奉らせ玉ふよしなると。其意に自他の相違あることなり。思混ふへからず。又五十鈴宮は。齋宮の義なるか。轉りて伊須  
受能宮と云ひ。切めて齋宮とも申せるを。又世記の如く。倭姬命の御在坐し川原殿を。○是謂磯宮。神代紀注に既に云るか如  
殊に齋宮と申せるは。其五十鈴川の磯邊なる意を以て稱けたるなんめりと云れたり。○是謂磯宮。神代紀注に既に云るか如  
く。五十鈴は名義磯洲にて。五十鈴川によれる名なり。其川の磯に造建たる宮なるか故に。磯宮とは  
申せるなり。此磯宮の號の古く見えたるは。明文抄に載る大倭本記に。天皇之始。天降來之時。共副  
護齋鏡三面。子鈴一合也。注曰。一鏡者天照大神之御靈。名天懸大神。今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也。  
とあり。さるを記傳に。磯宮心得す。この五十鈴を磯宮と申す事。此外にさらに見えたる事なし云々。こは。續古今集。神風や五  
十鈴の川のいその宮。常世の浪の音ものどけし。とよみしも。磯宮と云號。其頃まで残りしなるへし。  
此磯宮即次に見えたる渡邊宮なる事。云も更なり。世記上のつとまに。即連入尋磯屋。令天懸大神孫八千々姫命。  
一名磯宮。是也。とあるは。磯殿をも當音磯宮といひしに。○天照大神初自天降之處也。拾遺に。仍隨神教。立  
や。また世記の板山本に磯宮とあり。さらにはこれは異なるへし。

其祠於伊勢國云々。始在天上一。預結幽契。衛神先降。深有以矣。世記に。爾時皇大神。倭姬命乃御夢  
爾喻給久。我高天原爾坐。恐戸押張。原如見。見志真伎志國宮處波是也。鎮理定理坐給止覺給支。豐受大  
神宮儀式帳に。天照皇大神云々。大長谷天皇御夢爾誨覺賜久。吾高天原坐。見志摩岐賜志處爾。志都真  
利坐奴。と見えたる。此三を合せて思へは。伊勢に鎮り坐し事は。高天原より豫て所思し設給へる様  
に聞えて。神代紀に。天照大神手持寶鏡云々。祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿  
以爲齋鏡。と詔玉ひし事のあるに打合ざるに似たり。こゝに重胤云。熱思ふに。鈴屋大人説記傳に十五  
已に云れたる如く。此儀式帳に如此有る上は。此御靈鏡を。後竟に此地には鎮り坐むと。大御神御自  
高天原にして。豫てより所念し設たる事なりけり。其は神代紀御天降段の一書に。已而且降之間云  
々。天鈿女乃笑。向立。是時衛神問曰。天鈿女汝爲之何故耶云々。衛神對曰。聞天照大神之子今當降  
行。故奉迎相待。吾名是猿田彥大神。時天鈿女復問曰。汝將先行乎。將抑我先。汝行乎。對曰。吾先啓  
行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到筑紫日向高千穗。穗觸之峯。吾則  
應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰。發顯我者汝也。故汝可送我而致之矣。天鈿女還詣報狀云  
々。果如先期。皇孫則到云々。其猿田彥神者則到云々。とある文意を説て悟るへきことあり。紀記共に  
猿田彥神の待迎奉られしは。皇御孫命のみには非ず。皇大神と御二所を。待奉玉ひしなり。然らば天  
鈿女命の間には。表立たる方の皇御命云々と宣ふへきを。奉迎る猿田彥神の方には。皇大神皇御孫



命云々と。並へ申さるへき筈なり。其由下に云へし。大同本紀に。皇大神皇御孫命天降坐之時云々。於皇大神之御饗。八大神の御饗形なる。彼八咫鏡を。盛。於皇御孫命之御饗。八盛云々。大福者皇大神皇御孫命之長。天降坐。而云々など。皇大神の御饗前に並へ申せるを思へし。然るは。此猿田彦大神はしも。天之八衢に出迎奉り。又其御二所の天降り坐す地を。預て卜置して。其所に鎮り坐令めむと思ほして。遙々待迎奉玉へる詞なる故に。皇大神皇御孫命云々と聞え玉はては。下文に協はず。又天鈿女命の。汝は何處に到り。皇御孫命は何處に到坐むの問答あるも。文の儘にては如何なり。吾先啓行むと白玉ふ神に對て云ふ語ならず。然れば先に猿田彦神より。皇大神と皇御孫命の御二所共に。各々降り就て。鎮り御在む處を。異々に卜へ標たる事を申して。我は此八衢より別れて。直に皇大神の 供奉りて。降到てむと。申玉へる故に斯在しなり。若て猿田彦神の御答に。天神の御子は。筑紫日向高千穂檮觸之峯に到坐へしと申玉へるは。八衢より別れて其處に到坐へし。次に吾則應に伊勢之狹長田五十鈴川上。因日發顯我者汝也。故汝可<sub>ニ</sub>以送<sub>レ</sub>我而致<sub>ニ</sub>之。とある文面にては。皇御孫命の御降臨の事を。主と云を專と爲る故に。其事は缺れたれど。此に天照大神始自天降之處也と有れば。五十鈴川上に到應しと申玉へるは。後世此所に常宮と鎮坐む。幽契あるの故に。猿田彦神の。其地を大八島國の中にて。見立置れし故に。先皇大神を供奉爲し奉りて。幽に其御定有むことを。仰かれむのことなるか。掛卷も甚も可畏き大御心に乖戻りては。甚長きことなる故に。其とは顯に言出られさりけめども。天鈿女命に。我を送りて致るへしと申されしは。此八衢より直に降りて。其々に皇大神の後に鎮り坐む宮處を。點檢められよのことと通

えたり。然らずば。五件男神は止事なき供奉の神なるに。送らるへき由なければなり。此事を天降坐て後の事に爲る説は。先師等と雖誤なり。天降の後に送られむとならは。大朝廷にてこそ請玉ふへけれ。此問答はしも。天神の間はせ玉ふに依れり。然るを專要たる皆行の供奉の事を差指て。此國土にての用を。次に天鈿女還詣報狀と有れば。都ての事共を具に奏上られけん此に云へき由なれば。心を平かにして考へし。次に天鈿女還詣報狀と有れば。都ての事共を具に奏上られけん時に。皇大神の許可ひて。一先伊勢に降り着して。筑紫の大朝廷に度らせ玉ひ。初國知食す天業の定り坐す迄は。御世々々の天皇の大殿の内に鎮り守らせ玉ひ。偕て後に。五十鈴川上に幸行坐むと。御幽契有せさせ玉へりけん。古語拾遺に。始在天<sub>ニ</sub>上。預結<sub>ニ</sub>幽契。衛神先降。深有<sub>レ</sub>以矣。とは此事なるへし。崇神天皇御世に。皇大宮を離れさせ御在し坐す事は。此御世に到りて。四道將軍を任して。國々を言向しめ玉ひ。男の弓箭の貫。女の手末の調を。奉ること成りて。朝廷の御事の。美好く成整ひ備はれるを度として。外に出坐し事。奇異なる物ならずや。若て垂仁天皇の御世に至りて。倭姫命を伊勢に御供仕奉給し時に。猿田彦神の裔。宇治土公の祖とある大田命。其幽契を傳へしなど。又符節を合せたりと云へし。此時倭姫命の御夢に。高天原坐而。吾見之國仁。吾乎坐奉禮止。情教給比後と。世記に見えたり。上に引る豐受大神宮儀式帳に合せて。幽契の旨著明なる物也。さて神代紀に。同床共殿と詔へるは。豫め皇基の定り坐むまては。同大殿の内に在して。天業大に弘り坐むを期として。天宮より懸戸押張見行し處に。鎮坐むとは。本より所思食し乍も。其事を顯はし詔玉はせさりしか。猿田彦神の皇御孫命を奉迎るに事託て。天之八衢に出御在しける時に。天鈿女命密旨を傳へ給ひけむを。猿田彦神の思ほし設られたる様に。親靈合坐て。直に天之八衢より。伊勢に天降り著せ御在し坐ける傳のありける故に。御紀には。天照大神始自天降之處也とは記され。拾遺には。始在天<sub>ニ</sub>上。預結<sub>ニ</sub>幽契云々と記されたるなり。然れば此幽契はしも。天降坐し時。供奉仕奉らし神等を除ては。他神等には漏し傳へさりしかは。此天上の幽契の深き所以はしも。又間に秘れたりしを。倭姫命の伊勢に御在し着たまへる時に。猿田彦神の裔大田命。其命を傳へ



有ちて。此五十鈴川上の地を。守り御在して。云々の事を聞え申せるに合せて。大御神の御誨の有ける故に。天降り坐し當昔の事實。儘に分明しく顯れたるものなり。若し御神の御誨の少しも傳はらましかば。國事を願し奉ること。皇御孫命の皇基を能く建玉ひ。天業を能く有ち給ひて。天下を平けて所印看しめ給ひての神意にて。甚貴く欣感さる事なり。大方世中の人の上の事も然にて。あくまで其人の功業を盡し究め令め玉ひ。信後に神の御與給ふ所に至事多も。甚恐き心ちする事と云れたり。要を採りて出せり。此事神代紀にも既にいひおけり。合せ見て考へし。

一云。天皇以倭姫命爲御杖。供奉於天照大神。是以倭姫命以天照大神。鎮坐於磯城嚴櫃之本。而祠之。然後隨神誨。以丁巳年冬十月甲午。遷于伊勢國渡遇宮。

御杖。本に杖を枝に誤る。今訂せり。古くは多く御杖代と云り。されど神名帳に。大和國宇陀郡御杖神社。舊事紀に。景行皇子大稻背別命御杖君祖。と云もあれば。御杖とのみも云るにこそ。此の文を大和國宇陀郡御杖神社に引るには。御杖代とあり。或人此處も代字の誤たるならむと云れしかど。右に云るか如く。御杖代と云ことは。姓氏錄左京氏別 板室連條に。山猪子連等。奉仕上宮豐聰耳皇太子御杖代云々。日本後紀天長元年二月祭に。氏子内親王乎。大神御杖代止之。奉齋内親王奉入時祝詞に。御杖代止進。賜布御命云々。大神宮儀式帳に。以豐稻入姫命爲御杖代。出奉支云々。世紀に 等あり。解云。御杖代は。大御神朝廷を離れたま

ひ。他國に行幸ましますにつきての稱なり。杖は旅行に必あるべき具なり。皇女を御杖の代とす。代は加波利の義なり。垣代舟代屋代足代など云に同じ。倭名抄行旅具に。汝和名都置とある如く。行旅には必ず杖に倚頼す。故に皇太神の幸行に。供奉せしめ玉ふ皇女を指て。大神の御杖の代なりと稱し玉へるなり。但し内宮儀坐後。進入り玉ふ。さて志呂といふに三箇の異あり。一には代りの意。二には實の意。三には堺を限り標定たる意なり。此三の中始めなるは代の正意。次二は訓を借用たるなり。實の意に用しは。倭國之物代。禮代。富乃物代。母代。机代などなり。又限る意に用るは。田に幾頃。苗代。城などなり。これらにて代の意を考へし。要と云れたり。○供奉。本に供を貢に作る。集解に。供原作貢。據古本改とあり。今は其に據れり。或説に。貢は項字の古體と作り。又略して貢とも作り。古書に見えたり。項。奉とよむへしと云り。考へし。 ○磯城嚴櫃之本は。崇神紀六年に。祭倭笠縫邑。仍立磯城神籬。とある處にて。磯城は右の磯城なり。嚴櫃之本は即神籬と云に同じく。神の御靈の憑留り坐る。杜の木立を指て云名なるか。こゝにては皇大神の宮を申す。記の朝倉宮段御歌に。美母呂能。伊都加斯賀母登。加斯賀母登。とあり。本居翁云。伊都は忌清めて齋く意。萬葉十一に。天飛也輕乃社之齋槻。と云るも。嚴白檜の類なり。母登はた其木の下なり。記の歌なるは。た其木のことなり。凡て木を木といへること多し。常に木下を木本と云とは異なり。大藏圖に。彼宮とあるは別意か。また世紀に。此嚴櫃之本を。倭國伊豆加志本宮。と云り。さて此地の事は。既に崇神紀にいへり。○祠とあり。されと別に地名にはあらし。た嚴櫃木の下なるへし。 之。かくては。此に鎮坐せ奉れるは。倭姫命の御杖代を爲ましてより。後の事の様なれと然らず。崇神天皇六年に。豐稻入姫命をして。此處に鎮め坐せしより。八十八年か間。其處に祠りて在しかは。



倭姫命になりても。なほ本の如く。嚴櫃之本にて。仕奉り玉ひしを云るなり。○隨神誨。世記に。六十年癸未。遷于大和國宇多。秋志野宮。積四箇年之間奉齋。于時倭國造進采女香乃比賣地口御田。倭姫命乃御夢爾。高天之原坐而。吾見之國仁。吾乎坐奉止悟教給支。從此東向而。乞宇氣比豆詔久。我思刺豆往處。吉有奈良波。未嫁夫。童女相止。祈禱幸行云々。とあるは。此時の神誨なるへし。雜事記にも。抑皇大神宮託宣備。我天宮御宇之時。天下四方國攝錄。可天下宮所放光明。見定置先舉。仍彼所可行幸御之由宣云々。と有り。○以丁巳年。本に以を取に作る。集解に。古本に據て改とあるに従る。並河本には取字なし。それも宜し。さて丁巳年は二十六年なり。○冬十月甲午。本に午を子に誤る。今信友校本及集解に據て午に改む。通証云。冬十月當作秋九月。澁川氏曰。以長曆推之。此年十月無甲子。九月十七日爲甲子。至今內宮祭日也。とあるは。然る言の様なれども。秋九の二字を冬十に誤るへき由もなく。政事要略に此文を引るにも。十月甲とあれば。なほもそのまゝにて。子字をのみ改むへし。紀中往々午を子に誤れるをも證すべし。內宮祭月には合はされども。甚く上代のことなれば。強て拘りかたし。他諸本に秋九月甲子とある本もあるよしなれども。其は右に云る。か如くなれば。たやすく信かたし。大倭神社注進狀にもしかあり。さて甲午は。十八日なり。據て思ふに。上代には十月十八日を內宮祭日とせしにもあるへし。○渡遇宮は。五十鈴宮にて。即上に見えたる磯宮なり。後には度會宮と云へば。豐受大神の坐す外宮のことなれども。此はしかにはあらず。も此は試に云のみ。外宮をしもかく云るは。内外宮とも。度會宮なるか故に。外宮之の字を加へて。豐受宮なるを知らせたる文なり。記に。登由宇氣神。此者坐外宮之度相神也。外宮をしもかく云るは。内外宮とも。度會宮なるを知らせたる文なり。とある處の記傳に。度會は和名抄伊勢國郡名に。度會和多良比とある是なり。記傳の説はたがへり。次に。

さて五十鈴宮の御事を。垂仁卷に渡遇宮といひ。神功卷にも。百傳度逢縣之とあれば。度相は上代より廣き名と聞えたるに。記には五十鈴宮にむかへて。外宮をしもかく云るをおもふに。なほ其初は外宮のあたりの地名にこそありつらめ。故二宮を並へ言ときは。やゝ後までも。外宮をなむ。度會宮とは云りける。類聚國史大同三年の勅に。伊勢大神并度會二宮云々。名意は。倭姫命世記の奥に。風土記曰。夫所以號三度會郡者。畝傍。樞原宮御宇。神倭磐余彥天皇。詔天日別命。覓國之時云々。大國玉神遣使奉迎。天日別命。因令造其橋。不堪造畢。于時到。令以梓弓爲橋而度焉。爰大國玉神資。彌豆佐々良比賣命。參來迎。相土橋鄉岡本村。云々度會焉。因以爲名也。とあり。土橋郷は。和名抄に度會郷稱焉ある是なり。此れを以て見るにも。本は外宮のあたりの地名なりしことしるへし。と云れたるにて知るへし。但し此記は誤あり。上に云るか如し。

是時倭大神。著穗積臣遠祖大水口宿禰。而誨之曰。太初之時期。曰。天照大神。悉治天原。皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神。我親治大地官者。言已訖焉。然先皇御間城天皇。雖祭祀神祇。微細未探其源



根。以粗留於枝葉。故其天皇短命也。是以今汝御孫尊。悔先皇之不及而慎祭。則汝尊壽命延長。復天下太平矣。時天皇聞是言。則仰中臣連祖探湯主而卜之。誰人以令祭。大倭大神。即淳名城稚姬命食。卜焉。因以命。淳名城稚姬命。定神地於穴磯邑。祠於大市長岡岬。然是淳名城稚姬命。既身體悉瘦弱。以不能祭。是以命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣。

是時とは。垂仁天皇の二十五年に起りて。二十六年の十月。天照大神を。始て今伊勢國に坐せ奉りし時を指して云なり。其は此前文に。天皇以倭姫命爲御杖。供奉於天照大神云々。遷于伊勢國渡邊宮。とあるを受たるなり。按に崇神天皇六年に。是より先に。天照大神倭大國魂二神。並に天皇大殿の内に祭られ玉ひしか。其神威を畏みまして。天照大神を。倭笠縫邑に祭り。大國魂神をは。大市長岡岬に祭り玉ひき。然れば其時の御定のまに。大國魂神をも祭り玉ふへきに。天照大神をは。かく神誨のまに。倭姫命を御杖として。次々齋き祭り給へるに。獨大國魂神の御上をは。未治め給

はす。かつ八十魂命の御祭をも。關給ふことの有けるを。幽に慨み坐てや。此御誨は有けるならむ。然るに此時の御誨は。彼崇神天皇の御世に。淳名城入姫命に託て。祭らしめたまひし時のこと。此御時のこと入混へるから。自ら一度のこと。思惑はるる様に成りたるなり。さるは此時。大國魂神の齋と坐す淳名城稚姬命は。崇神天皇御世六年己丑に齋王となり。此大神に仕奉りたまへる時の御年は。凡十四五歳と見えたり。然れば此二十六年丁巳までは。八十九年なれば。凡百三四歳なれば。既身體悉瘦弱。以不能祭。とあるか如く。此頃となりては。大神の御祭も。漸粗に成行たらむこと。彼豐相入姫命の下に云るか如くなるへし。然るに天照大神をは。倭姫命に託て齋祭玉へれとも。此大神の御前をは。いまた治め玉はすありしかは。太初之時のことを宣ひ出て。天皇を驚かし奉り。改めて御祭に預りたまはむことを請白し。かつ八十御魂神をも。神代の期の如く治め玉へ。誨奉り玉ふか。此時の大旨なり。然るに即淳名城稚姬命食とあるより。定神地於穴磯邑。祠大市長岡岬。とあるまでは。此御世の此時の事にあらず。此事は崇神天皇御世にありしこと。まさされてここに入りしものなること。既に其御世に云り。さらば此時の状は如何にありつらむと熟考るに。此は誰人以令祭。大倭大神。即大倭直祖長尾市食。是以命長尾市宿禰令祭と。本は必ありしものなるへくそおもはると。さるは此長尾市宿禰は。既く崇神天皇の七年より以來。神の御託ありて。大國魂神を齋祭りてはあれと。皇女の下に立て。相助け仕奉れるまでなりしを。今皇女既に御年老坐て。御祭にもえ仕奉玉ふましかりければ。此長尾市を皇女に代らしめて。



むねこの神主とは爲給へるなり。長尾市宿禰とも。皇女の御年に替りはなかりしならめと。古は百歳にあま ○大水口宿禰は。崇神紀なる大水口宿禰と同人なるへけれど。崇神天皇七年と。此二十五年と。兩度の御誨にて。彼と此とはもとより別なれば。御誨は幾度もありしものとすへし。○誨之曰。此御誨注進狀には。纏向珠城宮御宇天皇二十七年九月戊申朔甲子のこととせり。一年と一箇月の差あり。此は按に二十六年の方正しかるへし。此紀にたしかに。丁巳年とあればなり。 九月の事は既に云り。○太初之時期曰。本に太を大と作り。今北野本に據る。太初訓モトハシメノ時とあれど。いかと。此は神代に倭大國魂神の。天上に參昇らせお はしまして。天照大神の大御許にて。期り聞えさせ玉へりし。御事を語り出させ賜へるなり。倍其は何時の頃を指て宣へるにや。際やかには知かたきに似たれど。大己貴命の國遊坐る頃に。彼大物主神事代主神の。八十萬神を帥て。天上に參昇て。試歎之心を表し給へることのありしを。幽世の神等の御所爲なれば。古傳には洩たるなるへし。此事は既く平田翁も。其時の事をらんと。定められたり。○天照大神云々。皇御孫命等云々。かく告別玉ふ事の例。萬葉二。天地之初時之。久堅之天河原爾。八百萬千萬神之。神坐々座而。神分々之時爾。天照日女之命。天乎波所知食登。葦原乃水穗之國乎。天地之依相之極。所知行神之命等云々。などあるに似たり。○專治葦原中國之八十魂神は。此顯國に坐す天神地祇を申す事なるか。專と祭祀らせ玉ふへきよしを。其國遊の御時に。天上にて期り聞えさせ玉へる御事取出て。此に誨し奉らせ玉へるなり。さて天神地祇を八十魂神といふ事は。神等はすへて。御身

は冥府に坐て。此國の社々に坐すは其御魂に坐せは。かく云るなり。此事は神代紀の註に詳かなり。 さて天神地祇を重く祭り治め玉ふことは。即政の大本にして。天職の第一なるか。其旨とある處は。重胤説に。治八十魂神とは。天孫降臨章第二の一書に。高皇產靈尊勅曰。吾則起樹天津神離及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命。宜持天津神離。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。と有る其にて。即祈年月次新嘗等祭詞に。高天原爾神留坐皇陸神漏伎命神漏彌命以。天社國社登稱辭竟奉。皇神等乃前爾白久。と有て。其辭別の終に。故皇吾陸神漏伎命神漏彌命登。皇御孫命能宇豆能幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。と有る是なり。高天原に事始て。常典と爲て仕奉給ふ。年中の御祭は。衣食住の事の御祈のみなり。二月祈年。六月十二月月次。九月神嘗。十一月新嘗等は。穀物の御祈にて。食物の御祭なり。四月九日神衣は。衣服の御祭なり。六月十二月大殿祭。御門祭。鎮火道饗等は。住處に就たる祭祀なり。又二季大祓に。天津罪と云は。彼衣食住を妨損へる罪の。尤大なる物として。解除ふ事なるなり。年中の恒祀如此く。大抵衣食住の事に係れるをのみ。專要と爲させ御在し坐て。皇御孫尊の天下所知看すと申奉るなむ。天下蒼生の爲に。八十魂神を治給へる御政に御在し坐ける。彼八洲起元章なる一書に。有豐葦原千五百秋瑞穂之地。宜汝往脩之。とある御旨に約まるより。外なきものなりかし。と云れたるか如し。後の物ながら。瑞穂治要に。天子は百神の主なりと申せは。神祇はみな一人に掌り玉ふと云れたるは。此旨をよく達られたりと申へし。 ○我親治大地官云々。大地官は土地を掌り守る官職の意なり。重胤云。大地官を私記に於保津知津加左と訓るは。決めて古訓なるに



て。大地官とある大も。下に在ゆる地官を統る謂是也。倍地官と云は。地主と云義に等しき事と見え。即右の八十魂神にて。大國魂神の屬官の神等をいふが。武郡云。此は右の八十魂神とは。指す所異なり。此を統領し玉ふ故に。大地主神とは申せるなり。故其地官は地主神也と云事は。上に注るか如く。諸國にて國神社とて多くあるは。口訣に國神。言地主也とある。武郡云。此は神代紀。吾是國神。就脚摩乳云々。とある。是なる中に。猶親しく地主神と申せる事あり。先朝廷の御事は。坐摩を是大宮地之靈と申すよし。拾遺に見え。齋宮式。在齋宮内。大社十七坐の中に。地主神とあるは。其宮地の靈を祀らせたまへるなり。神宮にては。大土御祖神社おはしますを。度會宮にては。儀式帳六月例に。十七日即更宮地神云々とあるは。世記に見えたる。土御祖神二坐にわたらせ玉へるを。後に宮號は進られて。土宮と申せり。長秋記に彼外宮地主神也とある是なり。此地主神の訓を。拾遺に大國主神の如く訓みたれとも當らず。又平田翁か。地主をトコヌシと訓みたれとも。私記に明文ある上は。取へきにあらず。其は臨時祭式に。鎮土公祭。御川水祭。鎮新宮地祭。とありて。其土公は地主神を鎮祭らせ玉ふ御政なるに。倭姫命世記に。奥玉神無寶殿云々。是土公氏遠祖神。五十鈴原地主神也。と書せる。此奥玉神は。地主神におはし坐によりて。此を齋祀る氏人を。宇治土公と云るも。地主神を土公神とも申せれはなり。然る時は愈以て大地主は。大土主神の如く。唱奉るへき事約くこそ。さて其治大地官は。即大和坐大國魂神。亦名大地主神の御職制にて。其大地官は。いと大なる事の極なり。其は大八島

の國々島々處々に。在とある國魂神。則地主神を。悉く主宰し玉ふ官を宣へるなり。其よしは倭大國魂神。又は大地主神とある。御名の意を以て。此神の稜威のしるき由縁を曉るへし。さて大地主神と申す御名は。大倭神社注進狀に。我親治大地官者。言訖云々。大地主神之號起。于是時一矣。また傳聞倭大國魂神者。大己貴神之荒魂。與和魂二戮力一心。經營天下之地。建得大造之績。在大倭豐秋津國。守國家。因以號曰倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊為神體。奉齋焉。とあり。二十二社本條に大地主神と申事は見えたり。古語拾遺に。昔在神代。大地主神營田之日云々とある。大地主神とあるも此神なり。○武郡云。諸社根元記に長元四年出雲國造。解狀云。杵築大神者。為天下地主國作大穴持。作大八島國皇孫命。送給大神也。とあるもよく符へり。主神は。大きく云へは。大八洲全體にも坐し。小く云へは。其區其地限にも坐す事にて。なほいはく。萬葉五に。宇奈原能邊爾母與爾母。神豆麻利宇志播吉伊麻須。諸能大御神等。船舶爾道引麻遠志。天地能大御神等。倭大國靈。久堅能阿麻能見虛喻。阿麻賀氣利見渡多麻比云々。とある。此宇奈原能邊爾母與爾母神豆麻利云々は。陸地に鎮坐神と同じく。海原の邊にも與にも。多く宇志播吉たまふ神等の坐すよしなり。さて倭大國靈云々は。即大國魂神。大地主神にて。此神の天津御虛を天翔つ。見渡坐て守たまふをいふなり。此處に至りて。此神の御名を。殊更に現して詠るは。右に出たる海原の神々に至るまで。悉く主宰し玉ふ大神なるか故に。特に重き意を現はして詠るにて。此即治大地官の意なるを思へし。と云れたるにて明らけし。或人云。一區一界をなしたる地には。其分々に國魂神の坐すよしを辨へ。また大國魂神主宰し玉ふ大神なる故に。御親ら大地官を治むと宣へる。亦名大地主神の大國大地は。普通の稱名には非ず。事實に涉りて其地主神等を皆悉く由縁を。能々思ひ曉るへし。と云れたるもさる言なり。○然先皇御間城天皇云々は。崇神天皇七年に。乃卜使物



部連祖伊香色雄イハコノヒコ爲神カミ。班物者ヒト吉之。又ト云々。別祭ワケマツル八十萬群神。仍定マツル天社國社及神地神戶カミヤ。とある。此御事を詔玉へるにて。此御壽の意は。大物主神大國魂神をは。且々に祭らせたまひ。天社國社を定めさせ玉へりと雖も。其專と治めさせ玉ふへき。大地官の神々には粗かに爲て。其枝葉エダとある。神祇の祭祀を物爲させ玉へるか故に。猶其事を盡させ玉はさるを以て。神々の御守護薄くして。御壽命の延長く御在し坐ざりしよしなり。重胤云。是即今古共に。産土神ウツチノカミを祭ることの故實なるものなり。とあり。此はまことにさる言なりけり。○未探其源根。本に探を採に誤れり。今北野本信友校本に據る。源根永享本に根源とあり。さて此は太初の時の期約を。探り玉はぬを云。○粗留於枝葉。枝葉の訓。ノチノヨいかくなり。スエと訓へし。○今汝御孫尊。永享本に汝字なし。考本には汝皇御孫尊とあり。それ宜しかるへし。たゞに御孫尊とのみある例は。續紀天平十五年なり。太上天皇の御製に。阿麻豆可未美麻乃彌己止とあり。他に見あたらす。めつらし。○慎祭。八十魂神を云なり。但し八十魂神の内。大地官に預り給ふ神の源根を知らず。給はらばなり。○壽命延長云々。短命なりと詔へる崇神天皇も。在位六十八年。御歳も百二十歳まじくき。されとまた此天皇は。在位九十九年。御歳も百四十歳まじくければ。實に壽命の延長かりしこと。こよなかりしなり。古事記には。崇神天皇御年一百六十八歳。垂仁天皇御年一百五十三歳と見えて。甚くたかへり。倭大神の御壽に合せて見る時は。此紀の年季はよく叶へとも。記のかたは。却て垂仁天皇の御壽命より。崇神天皇の御壽命の長く坐す。御壽には合はるなり。されと今思ふに。是は天皇の御上にかけて申すのみにこそあれ。世人の壽命の長からざるを云るにて。かの磐長姫の御言と同じく。天皇一柱の御上に。限れる事にはあるへからず。崇神天皇御

世に。疫疾大に起りて。人民の大半夭折せし由を。當時の天皇の御過失に申しなして。天皇短命也。とば申せるなるへし。されは御一柱の御齡を曆算へて。かにかくに。神の御言の當否を云へきにあらず。○仰中臣連祖探湯主。本に仰を仔細に誤れり。今北野本に従。集解には命伴ともあり。永享本祖上遠字あり。探湯主は。松尾社家系圖に。天兒屋根命九世。久志宇賀主命の子。國摩大鹿島命の弟とあり。此人なるへし。通証に探湯主を。蓋久志宇賀主命也。と云れたるは據ありて云るに。名義盟神探湯によしありて。其によれる名か。探湯は専ら神事定むる術なれば。もしくはかゝる神事を司りし人なる故に。名に負たるにもやあらん。久加太智の事は。應神紀允恭紀にいふへし。○淳名城稚姫命。崇神紀には入姫とあり。さて此皇女は。崇神天皇の御女にて。其御世の六年に。以日本大國魂神。託淳名城入姫命ニ使祭。と見えて。既くより齋に立給へれば。此時又改めて卜定したまふへきよしなし。かつ神地を。穴磯邑アナシに定め玉ひしも。此御世の事に非されは。此の文は。崇神天皇の御世のこととして見るへし。此事上に既云りき。○食卜。神祇合義解に。凡卜者必先墨書龜。然後灼之。兆順食墨。是爲卜食。とあり。トの事は。神代紀に既に云り。○穴磯邑。通証に。磯下文作磯。當訓阿奈志。舊讀恐非是。又云。考三字書。磯石巖也。磯水中積也。倭俗或通用。とあるはさる説なり。此地名崇神紀六年の處に既に注へり。○祠於大市長岡岬。此事もかの崇神天皇六年に在しことなるよしは。既に其處に論ひ置つ。此御世のことにはあらず。○身體悉瘦弱云々。此よりは此御世の事なり。此事も已に上に云つ。これを崇神天皇六年の處に。然淳名城入姫命。髮落體瘦而不能祭。とあるは誤なることも。既にいへり。○以不能祭。永享



本に以を故に作れり。○大倭直。神武紀に出。○令祭矣。上にも云る如く。長尾市宿禰此時までは。皇女に副て祭りを司りしか。此より以後は。かの齋王をは止め給ひて。此宿禰をして。旨と此大神の御前を祭らしめ玉ひしなり。其は次の八十七年石上神宮を。大中姫命の司り給ひしか。後には。物部十市根大連に授て。皇女は御身退きたまひしに同じ。併せ見て其時のさまを思ふへし。さて上に定神地於穴磯邑云々とあるは。右に云へる如く。皇女の未齋きに侍ひ坐る時の事なれど。此御時にも又神地を定め玉へることのありて。しか傳へ誤りじものなるへく。おほゆるに就て考るに。右の穴磯邑なる大市長岡岬は。神名式に。城上郡狹井坐大神荒魂神社五座。とある處なるか。此事も崇神紀の註に云り此二十六年に定られたる神地とあるは。同式山邊郡大和坐大國魂神社。とある處是なるへきよし。重胤の云れたる。實にさもあるへくおほえて。既に出せるを合せ考ふへし。

二十六年  
丁巳

二十六年秋八月戊寅朔庚辰。天皇勅物部十千根大連。曰。屢遣使者於出雲國。雖檢校其國之神寶。無分明申言者。汝親行于出雲。宜檢校定。則十千根大連校定神寶。而分明奏言之。仍令掌神寶也。

庚辰。三日なり。○天皇。集解には。天皇二字衍として削られたれども。何れの本にもあれば。たやす

く改めかたし。○物部十千根大連のことは既に出。然るをこゝに大連とあるに就て。記傳云。凡て大連と云號は。是に始めてみえたり。但し此大連の始と云事はみえず。又大連に爲られし事も見えず。志かるに。延喜式一曆運記に。仲哀天皇始置大連。元年詔大伴連。持爲大連。とあるはいかならむ。書紀仲哀紀九年大伴武以連と云は見えたり。大連と見えす。若此延喜式の説正しくは。十市根を大連と記されたるは。書紀の誤か。詳ならざる事也。さて舊事紀に。尾張連祖瀛津世襲命を。孝昭天皇の御世に大連とする由云。又物部連祖大新河命。垂仁天皇御世に。元爲大臣。次賜物部連公姓。則改爲大連。其大連之號始起此時。と云るは。共に信かたき説なり。とあり。通説にも。按舊事紀。大連之號始。于大新河命。十市根命之兄也。とあり。されとこゝに大連とあるは。後に大連大連と並へ稱へる大連とは異にて。其氏の内にて。私に呼へる稱なること決し。故十市根命にも云るなり。なほ舊事紀には連公と云ることも見えたり。此又朝廷より賜へる稱にはあらて。私に其氏の内にて呼へる稱と聞えたり。さて此は然稱來れるまゝに。書せるがあるを。何となく採書せる者にて。後の御代なる大連の始とは。いひかたきこと。もとよりなり。栗田寛云。物部姓のことは。古事記に。宇摩志麻遲命。此者物部連云々祖也。また神武卷には。饒速日命にかけて。此物部氏之遠祖也とあり。崇神卷に。物部氏遠祖大綜麻杵。また物部連祖伊香色雄。垂仁紀に物部連遠祖十千根をのみゆ。されど此姓を賜ひしは。何時とも見えざるを。熱按ふに。同卷二十六年の下に。物部十千根大連とあれば。此より先のことならんかと思ふへけれど。天孫本紀に。十市根命繼向珠城宮御宇天皇御世。賜物部連



公姓。とある。時代の符合て聞ゆるを以て。此御世のことなるを思決むべきなり。なほ書紀に如此物部連祖十千根。物分ち記志玉へるも。其由を後世に知らせむとての。御心志らひにや坐けむ。と云り。又云。大連號の正史に見えたるは。垂仁卷そ始なりける。然はあれど。姓氏錄石作連の下。建真利根命のこを。垂仁天皇御世云々。賜姓石作大連公。大連公のかげね。たも一わたり打見るには。何となく後世の杜撰の如く。聞ゆれど。然思に然らず。まつ連公と云姓を。垂仁天皇御世に。大新川命。十市根命二人に玉ひしより。世々連公と云しか。大連の官に召るゝ人の。往々にありし故に。かゝの舊の稱に。大と云詞を添て。大連公とは云りしなるへし。然るを公字を加たるは。例なきことにて。舊事紀にのみ然あるなりと。宣長か云るに因て。誰も然ならんと思ふれど。此稱も垂仁御世に始りしにあらす。其は姓氏錄に。石作大連公とあるを始にて。佐伯連條に。室屋大連公。大伴宿禰條に。雄略天皇御世以。天朝賀部。賜大連公とあればなり。三代實錄貞觀三年八月十九日庚申條に。伴大田宿禰常雄か歌を載せて。諸積家。伴大田宿禰同祖。金村連公第三男。執手産之後也云々。執手産之弟阿波布古。承父爲大伴連公云々。ともあり。又十一月十一日辛巳。佐伯直豐葉款云。先祖大伴健日連公。景行天皇御世。隨倭武命。平定東國。功勳蓋世。賜號岐國。以爲私宅。健日連公之子。室屋大連公之第一男。御物宿禰之風。倭故連公。尤恭天皇御世始任。讀岐國造。倭故連公。是暨。と見えたるをも旁證として。此御世のほとより。此稱在來しこと。大凡推測りつへし。といはれたり。○神寶。此國の神寶の事は。崇神紀六十年の處に云り。○令掌。此事はなほ下の八十七年の下に云。

二十七年秋八月癸酉朔己卯。令祠官。ト兵器爲神幣吉之。故弓矢及橫刀納諸神之社。仍更定神地神戶。以時祠之。蓋兵器祭神祇始興。於是時也。是歲興屯倉于來目邑。屯倉。此云彌夜氣。

二十七年 戊午

己卯。七日なり。○祠官は。後の神祇官に同じ。日本靈異記に神司人とあり。雄略 繼體紀元年に。神祇と云目有れば。既くより其職掌ありし事灼然し。○納諸神之社。永享本に神下の之字なし。さて兵器を神幣と爲ることは。かの大坂神墨阪神の如く。神等の次々に乞し玉ひしもありぬへく。またさらても神の威を添へむかため。奉るへき御定ともありしにもあるへし。○以時祠之。集解に。時謂春夏秋冬也とあり。欽明紀。十三年物部大連尾與。中臣連鎌子同奏曰。我國家之王。天下者恒以天地社稷百八十神。春夏秋冬祭拜爲事。とあり。古代のさまはいかに有けん。知かたけれど。神祇令に。凡天神地祇者。神祇官皆依常典祭之。仲春祈年祭。季春鎮花祭。孟夏神衣祭。三枝祭。大忌祭。風神祭。季夏月次祭。道饗祭。鎮火祭。孟秋大忌祭。風神祭。季秋神衣祭。神嘗祭。仲冬上卯相嘗祭。寅日鎮魂祭。下卯大嘗祭。季冬月次祭。道饗祭。鎮火祭。前件諸祭供神調度。及禮儀齋日皆依別式云々。など見え。延喜式四時に。凡祈年祭二月四日。大忌風神祭。並四月七月四日。月次祭六月十月二十一日。神嘗祭九月十一日。其子午卯酉等日祭。各載本條。自餘祭不定日者。臨時擇日祭之。とある此等は。令制以後のことにはあれども。上古より仕來りのまゝなるへく。また後に添られたるもありぬへけれど。大方のさまは推量りつへし。○始興於是時。兵器を以て神を祭りしことは。既に崇神紀九年に。楯矛を以て。墨坂神大坂神に奉りしこと見えたるは。是時に始まれるにはあらず。此に始興とあるは。諸神社へ武具を上り玉ふことの。興といふべきなり。記傳にも。既く此文を疑はれたり。○屯倉。記には屯家と書り。又屯宅ともあり。釋紀に屯倉天子之米廩也とあれど。未委しからず。記傳云。名義は御家



なり。家を夜氣とも夜加とも云例。朝廷も大家なり。又書紀に。合屋宅屋などを。ヤカスと訓るも家  
 栖なり。家持と云人名もあり。されは美夜氣は。意富夜氣と云と同じ意はへなる名にて。もと宮所の  
 ことなり。其中に分て此名を負て。諸國處所にありて。屯家と云ものは。古は國々處々に。朝廷の御  
 田ありて。かの田部と云者 武部云。田部のこと。景行紀に云へし。を役ひて佃らしめて。其御田に成れる稻穀を藏むる御倉。  
 及其官舎をも合せて。美夜氣と云ひ。 これは屯倉と書るは。其御倉に就て書る字。屯家官家などは。其名の本の義。又官所に就  
 て書る字なり。されは美夜氣と云は。御倉官所にわたる名にて。字も通はし用たり。さて  
 屯字を書こば。漢國にて邊塞を守る戍兵どもの留居る間。其處にて田を佃るを屯田と云。其は郷里にて。己か田を佃るとは異りて。他所  
 に往て。外の田を佃るなれば。皇國の御家の御田を。田部を役て佃らしむるも。其に類似たることあるを以て。其字を借て。御田を屯田  
 と書き。其より移りて。屯田の倉。屯田の家。又其御田をも包合せて。常に美夜氣と云り。 置。某屯倉とある類。皆。其御  
 田を包て云なり。分て云へば。  
 屯倉と云。さて其御田を掌る人を。田令と云。 欽明。又屯田官ともあり。仁德紀。又其御倉官所を掌る人  
 所となり。屯倉首と云りと聞ゆ。 清寧紀に。播磨國赤  
 石郡。縮見屯倉首。なほ書紀卷々に。其事どもの見えたるを考見て。其さま  
 をささるへしとあり。 探。○興于來目邑。來目邑の事は既に神武紀に云り。借是歲興とあるは。記傳に。  
 これ屯倉の始て見えたるなり。但し屯倉此より始まるには非ず。これよりさきにも。舊より有はしけ  
 む。と云れたるか如く。既に神代に權興されりし事ともありて。神代紀に云り。仁德紀に。於三纏向  
 玉城宮御宇天皇之世。科太子大足彦尊。定倭屯田也。此時勅旨。凡倭屯田者。毎御宇帝皇之屯田也。  
 其雖帝皇之子。非御宇者。不得掌云々。といふことあるは。此時の事か。否さるか。詳ならず。  
記には。日代宮段に。此之御世定。田部云  
 ヲ。又定。倭屯家とあり。傳の異なるなり。

二十八  
己未

二十八年冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彦命薨。十一月丙申朔丁酉。  
 葬倭彦命于身狹桃花鳥坂。於是集近習者。悉生而埋立於陵域。  
 數日不死。晝夜泣吟。遂死而爛鼻之。犬鳥聚噉焉。天皇聞此泣吟之聲。  
 心有悲傷。詔群卿曰。夫以生所愛。令殉亡者。是甚傷矣。其雖古  
 風之。非良何從。自今以後。議之止。殉。

庚午は。五日なり。○丁酉。二日なり。○身狹桃花鳥坂は。宣化紀に。葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂  
 上陵。諸陵式に。此を在。大和國高市郡とあり。欽明紀に。遣蘇我稻目宿禰等於倭國高市郡。置韓人  
 大身狹屯倉。天武紀に牟狹社。神名帳に高市郡牟佐坐神社。などみゆ。 記傳云。今世に三瀬と云處なり。三瀬は  
 社も。今三瀬にある境原天神と云社也と云り。古へ。桃花鳥坂は。神武紀に築坂邑とある處なり。此地のこと。さて此御  
 墓は。此陵のあたり迄も。身狹の内なりけむと云り。桃花鳥坂は。神武紀に築坂邑とある處なり。此地のこと。さて此御  
 墓は。陵墓一覽に。倭彦命墓。高市郡鳥屋村北。越智村界。とあり。大澤清臣云。此御墓今升加山と云  
 て。四角に切り立てたる形升の如し。因て思ふに。升形山の意なるへし。半崩たれど。いと大なる墓  
 なり。と云り。○生而埋立於陵域。通證云。今按陵當作墓とあり。さる言なり。編年記には墓域とあ  
 り。さて記に。次倭日子命。此王之時。始而於陵立人垣とありて。記傳云。まつ人垣と云物は。隙







甲子。六日なり。○兄王諸。字書に。諸與各同。謀也問也。とあれは。奏啓等の意なし。因て或説に諸は啓の誤かと云へり。啓を音と誤り。又されと。仁徳紀にも。諸大鳥國等。誤と定めかたし。○以弓矢。本に以字なし。永享本にあるに依て補へり。

三十二年  
癸亥

三十二年秋七月甲戌朔己卯。皇后日葉酢姬命一云。日葉酢根命也。薨。臨葬有日焉。天皇詔群卿曰。從死之道。前知不可。今此行之葬。爲之奈何。於是野見宿禰進曰。夫君王陵墓埋立生人。是不良也。豈得傳後葉乎。願今將議便事而奏之。則遣使者。喚上出雲國之士部壹百人。自領土部等。取埴以造作人馬及種々物形。獻于天皇曰。自今以後。以是土物。更易生人。樹於陵墓。爲後葉之法。則天皇於是大喜之。詔野見宿禰曰。汝之便議。寔洽朕心。則其土物始立于日葉酢姬命之墓。仍號是土物。謂埴輪。亦名立物也。仍下令曰。自今以後。陵墓必樹是土物。無傷人焉。天皇厚賞野見宿禰之功。亦賜鍛地。即任土部職。因改本姓謂

土部臣。是土部連等。主天皇喪葬之緣也。所謂野見宿禰。是土部連等之始祖也。

己卯。六日なり。○日葉酢姬命。本に姫を媛に作る。今並河本に従る。巴巴上。○一云日葉酢根命。根も尊稱なり。○薨。記傳云。此大后の薨を。三十二年の事と記されたるは。傳の異なるなり。記にては。天皇に後れて薨坐るさまなれば。野見宿禰の功の事も。景行天皇の御世になりてなり。されと垂仁天皇の後の御陵の事なる故に。其御世の事に語り傳へけんは。さるべきことなり。とあり。天皇に後れて薨坐るさまなればとは。多遲麻毛理か。常世國より。登岐士玖能迦玖能木實をもち來て。分四纒矛四矛。獻于大后。以纒四纒矛四矛。獻置天皇之御陵。戸とあるを以云れたるなれとも。其事紀には見えす。此太后の薨のことは。此紀のみならず。また續紀姓氏錄等にも。皆此御世の事と爲れは。更に疑ふへからず。記の方を誤と定むへし。さて此紀には。皇后にはみな薨と書り。崩と書るは續紀以下の事にて。令の御制なり。○有日。本に日を日に誤る。集解本又考本などに従る。また本の日。下の焉字永享本になし。さて有日とは。日限の極りたるをいふなり。○從死は。殉なり。漢書注に。從死以殉葬也。とあり。○爲之奈何。集解云。原作奈之爲何。據續紀天應元年之文改。と云







し。又凶禮陵墓のことならずも。土物を仕奉りしことは。雄略紀に。詔<sub>二</sub>土師連等<sub>一</sub>。使<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>禮<sub>下</sub>盛<sub>二</sub>朝夕御膳<sub>一</sub>。清器<sub>上</sub>者。於是土師連祖吾等。仍進<sub>二</sub>攝津國來狹狹村。山背國內村。俯見村。伊勢國藤形村。及丹波但馬因幡私<sub>一</sub>。民部。名曰<sub>二</sub>贊<sub>一</sub>。土師部。姓氏錄に。贊とあり。土師連あり。○因改<sub>二</sub>本姓<sub>一</sub>。信友云。改<sub>二</sub>本姓<sub>一</sub>と書るは如何なり。賜<sub>レ</sub>姓とこそは書へけれ。記者の失なり。と云り。○土部臣。土師連。のことは神代紀に云り。さて此にかくあれども。此氏の臣の口になりしこと。他に見あたらす。天武天皇十三年にも。土師連。た<sub>レ</sub>姓。賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>二</sub>宿禰<sub>一</sub>。とのみあり。

氏錄右京神別菅原朝臣。土師朝臣同祖。と云ること見えたれば。土師臣もありしことは決し。○主天皇喪葬之緣。職員令諸陵司下。土師十人掌<sub>レ</sub>贊<sub>二</sub>相凶禮<sub>一</sub>。義解謂。土師宿禰年位高進者爲<sub>二</sub>大連<sub>一</sub>。其次爲<sub>二</sub>小連<sub>一</sub>。並紫衣刀劔。世執<sub>二</sub>凶儀<sub>一</sub>。大連小連と云ことは古禮には非し。からふか禮記に。孔子曰。少連大連善居<sub>レ</sub>喪云々。東夷之子也。注に言<sub>レ</sub>其生<sub>二</sub>於夷狄<sub>一</sub>。知<sub>レ</sub>禮也と云る。此名を借れるなるべし。記傳に云り。とあり。凶禮を主りしことの見えたるは。仁德紀六十年白鳥陵守。云々授<sub>二</sub>土師連等<sub>一</sub>。雄略紀に。云々使<sub>二</sub>土師連小鳥作<sub>一</sub>家墓於<sub>二</sub>田身輪邑<sub>一</sub>。此は人臣の葬事也。推古紀に。來目皇子薨<sub>二</sub>於筑紫<sub>一</sub>。云々殯<sub>二</sub>周芳<sub>一</sub>。裝<sub>レ</sub>婆。乃遣<sub>二</sub>土師連猪手<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>掌<sub>二</sub>殯事<sub>一</sub>。皇極紀に。吉備島。皇祖母。尊<sub>レ</sub>薨。詔<sub>二</sub>土師發婆連猪手<sub>一</sub>。視<sub>二</sub>皇祖母喪<sub>一</sub>。孝德紀に。天皇崩起<sub>二</sub>殯於南庭<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>百舌鳥土師連土德<sub>一</sub>。主<sub>二</sub>殯宮之事<sub>一</sub>。續紀十一。天<sub>六</sub>年四月今月地震殊<sub>レ</sub>常。恐動<sub>二</sub>山陵<sub>一</sub>。宜遣<sub>二</sub>諸王真人<sub>一</sub>。副<sub>二</sub>土師宿禰一人<sub>一</sub>。檢<sub>二</sub>看諱所八處及有功王之墓<sub>一</sub>。三十二。實<sub>三</sub>年八月遣<sub>二</sub>三方王土師宿禰和麻呂及六位已下三人<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>葬廢帝於淡路<sub>一</sub>。三十六。天<sub>元</sub>年六月土師宿禰古人。同道長等。一十五人言。土師之先。出自<sub>二</sub>天穗日命<sub>一</sub>。其十四世孫。名曰<sub>二</sub>野見宿禰<sub>一</sub>。昔者纏向珠城宮御宇垂<sub>二</sub>仁天皇世<sub>一</sub>。古風尙存。葬禮無

レ節。每<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>凶事<sub>一</sub>。例多<sub>二</sub>殉埋<sub>一</sub>。于時皇后薨。梓宮在<sub>レ</sub>庭。帝顧問<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>曰。後宮葬禮爲<sub>二</sub>之奈何<sub>一</sub>。群臣對曰。一遵<sub>二</sub>倭彥王子故事<sub>一</sub>。時臣等遠祖野見宿禰。進奏曰。如<sub>二</sub>臣愚意<sub>一</sub>。殉埋之禮。殊乖<sub>二</sub>仁政<sub>一</sub>。非<sub>二</sub>益<sub>一</sub>國利<sub>レ</sub>人之道。仍率<sub>二</sub>土師三百餘人<sub>一</sub>。自領取<sub>レ</sub>埴。造<sub>二</sub>諸物象<sub>一</sub>。進<sub>レ</sub>之。帝覽甚悅。以代<sub>二</sub>殉人<sub>一</sub>。號曰<sub>二</sub>埴輪<sub>一</sub>。所謂立物是也。此則往帝之仁德。先臣之遺愛。垂<sub>二</sub>裕<sub>一</sub>後昆。生民賴矣。式觀<sub>二</sub>祖業<sub>一</sub>。吉凶相半。若<sub>二</sub>其諱辰<sub>一</sub>。掌<sub>レ</sub>凶。祭日預<sub>レ</sub>吉。如此供奉。允合<sub>二</sub>通途<sub>一</sub>。今則不<sub>レ</sub>然。專預<sub>二</sub>凶儀<sub>一</sub>。尋念<sub>二</sub>祖業<sub>一</sub>。意不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>茲。望請因<sub>二</sub>居地名<sub>一</sub>。改<sub>二</sub>土師<sub>一</sub>。以爲<sub>二</sub>菅原姓<sub>一</sub>。勅依<sub>レ</sub>請許<sub>レ</sub>之。此。本文に見合せむか。ため。全文を出せり。此は此氏の菅原となりしことの本なり。それより又。秋篠大校と分れた連の下に出せれ。今略けり。類聚三代格に。延曆十六年四月。太政官符に。應<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>土師宿禰等預<sub>二</sub>凶儀<sub>一</sub>事云々。野見宿禰苗裔。應<sub>レ</sub>賞<sub>二</sub>之澤<sub>一</sub>。而竊<sub>レ</sub>掌<sub>二</sub>凶儀<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>吉禮<sub>一</sub>。夫喪禮之事。人情所<sub>レ</sub>惡。專定<sub>二</sub>一氏<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>其職掌<sub>一</sub>。於是論<sub>レ</sub>之實爲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>穩。臣等伏望。永從<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>云々。これより此氏の凶儀を掌ること停たり。さて記に。大后比婆須比賣命之時。定<sub>二</sub>石祝作<sub>一</sub>。又定<sub>二</sub>土師部<sub>一</sub>。とあるは。記傳に。土師連のことのみには非ず。凡て土物を作る工<sub>レ</sub>の部を定めらるゝなり。さて其土師連は。其部を帥掌る長なり。と云れたり。○土師連等之始祖。姓氏錄<sub>山城神別</sub>土師宿禰。天穗日命十四世孫。野見宿禰之後也。和泉神別。上に出せる續紀二十六の文にも。然見えたり。さて播磨風土記に。楯保郡立野。所<sub>二</sub>以號<sub>二</sub>立野<sub>一</sub>者。昔土師督美宿禰。往<sub>二</sub>來於出雲國<sub>一</sub>。宿<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>目下部野<sub>一</sub>。乃得<sub>レ</sub>病死。爾時出雲國人來到。連<sub>二</sub>立人衆<sub>一</sub>。運<sub>二</sub>上川礫<sub>一</sub>。作<sub>二</sub>墓山<sub>一</sub>。故號<sub>二</sub>立野<sub>一</sub>。即其墓屋爲<sub>二</sub>出雲墓屋<sub>一</sub>。と云事見えたり。武野云。播磨國人關口某云。龍野城の西に龜山と云あり。其山中に古墳三所あり。播磨風土記に因て考るに。いくも墳は出雲墳の説なるべし。又其墳の邊に。關滑なる川石所々に散在するを見る。風土記に連<sub>二</sub>傳上川礫<sub>一</sub>とある證とすべ



し。其古墳の傍より一尺許の銀一口を發見し。其際亦松樹の下より。古墳の鑿跡を發見す。この頃其處に神社を創立するの謂ありと云り。なほよく其墳名を問はずへし。

三十四年春三月乙丑朔丙寅。天皇幸山背。時左右奏言之。此國有佳人。曰綺戶邊。姿形美麗。山背大國不遲之女也。天皇於茲執矛祈之曰。必遇其佳人。道路見瑞。比至行宮。大龜出河中。天皇舉矛刺龜。忽化為白石。謂左右曰。因此物而推之。必有驗乎。仍喚綺戶邊。納于後宮。生磐衝別命。是三尾君之始祖也。先是娶山背。苅幡戶邊。生二男。第一曰祖別命。第二曰五十日足彥命。第三曰膽武別命。五十日足彥命。是石田君之始祖也。

丙寅。二日也。○綺戶邊。記には弟苅羽田刀辨とあり。弟と云るは。其姊。山代大國之淵之女。苅羽田刀辨とあるに對へたるなり。さて綺。苅羽田一にて。和名抄に。山城國相樂郡蟹幡加無郷。神名帳に同郡綺原坐。健伊那太比賣神社あり。此地なり。今は綺田村と云。和名抄。綺類に綺加無波太。上代には加理婆多と云しを。や。後に轉りて。加爾婆多とも云しなるへし。郷名に蟹字を書。かくて其を音便に加牟婆多とは云なり。又穴

穗宮段に。苅羽井とある處。考合すへし。後苅羽井をも。後には神井と云り。と記傳に云り。戸邊は既に云り。さて記に依るに。次に出たる。山背苅幡戶邊は。即此綺戶邊の姊なるを。此紀に其事なきは。異なる傳か。また書さまのあしきか。いとまきははし。按に此紀には。綺戶邊と。山背苅幡戶邊とを。兄弟とほせざる傳なるへし。さら。かくすは綺戶邊の方に。弟云々と記の如くあらは。同名にていかたなれば也。てきた。記伊邪河宮段にも。日子坐王娶山代之在名津比賣亦名苅幡戶邊。生子云々。と云事あり。同名なり。在名津も今。山城國。續喜郷に江津村あり。○大國不遲。本に遲を避に誤れり。今考本及集解に。壺井本に依て改とあるに依る。和名抄山城國宇治郡大國郷あり。此地なるへし。不遲は人名なり。○瑞の訓。志留斯と訓へし。祥瑞の義なり。○比至行宮。本に至下一至字あり。衍なり。考本には於字に作れり。それはよろし。○大龜。雄略紀二十二年にも大龜とあり。和名抄に。龜大戴禮云々。和名加米。龜名苑云。龜一名龜。漢語抄云。字美加米。また龜。玉簾云。龜大龜也。和名於保賀米。なとあり。カハカメの訓。和名抄になし。按に。カハカメは川龜にて。龜に對へたる名なるへし。龜は海に住める龜なれば。ウミカメと云けん。こゝは龜と云ほそのものにはあらねども。字によりて於保賀米とよみて難なかるへし。○河中。延喜式に。山城國泉河樺井渡あれは。其處を云か。○白石。集解に。熱田本白字無とあり。一本に。磐衝別命。記云。又娶其大國之淵之女。弟苅羽田刀辨。生御子石衝別王。次石衝毘賣命。亦名布多遲能伊理毘賣命。○磐衝別命。記云。又娶其大國之淵之女。弟苅羽田刀辨。生御子石衝別王。次石衝毘賣命。亦名布多遲能伊理毘賣命。但し記傳に。石衝別王。五字。謂本に皆之無。疑と云る。信に然ることなり。故今も此に従ひつ。とあるに據て引り。記傳云。御名義。石は稱名なるへし。衝は未思得ず。此天皇の御妹に。千々都久倭比賣命と申すあり。其都久と同意なるへし。さて上宮記







留め。川筋を替へ。田畑を開き。下田と改めて。用水を引玉ふ地を江口と云。飯田村は命の住玉ひし地にして。越の國內を遍く巡り。田畑を墾り。庶民に授け。又漁獵を教へ。國造の大功を奏し。飯田に於て薨御せられければ。宮澤の高岡に御墳を築き。則御墳を御神體とし。拜殿のみを設置し。五十嵐御神と崇め祭り。御神徳を慕ひ。地名を五十嵐郷とも唱ふ。此郷は南に守門岳の峻峯秀て。山脈東に赴き。西に折れ。明光山栗岳より延て。飯田鹿峠の山に亘り。大崎山に至りて盡き。亦南枳尾谷郷の山に界ひて。走りて見付山に抵る。五十嵐川源栗岳より發し。五百川長野の地にて。牛尾川を併せて郷中を貫流し。三條に至り信濃川に入る。川舟通漕の便あり。村落川を夾み。碁布繁榮する事。皆命の餘澤なり。故に五十嵐郷。舊五十九ヶ村の總社と崇め祭るとそ。命は古事記に古志池君の祖とあり。後世諸侯の封となる故に。五十嵐の邑の内。小字を以數十箇村に分割しぬ。飯田は往古五十嵐村の元にして。御宮居近き所を以。小名御飯田とも。御メシ田とも唱へたりし因にて。中古飯田と改稱す。其證寛治年中に製せる越後古繪圖に詳なり云々。飯田村は。神代より土人住居し來れりと。五十嵐邑記にありといふ。御墳より寅の方四五町隔。字宮澤と呼び。清冷の泉水あり。命の御飯料水と云傳ふ。亦宮澤の峽に穴居の跡あり云々。なといと委しきを。今は略して出せり。記傳云。春日山君は。大和のちらむか。春日部君。和名抄尾張國春日部加須郡。安閑卷に。火國春日部屯倉。阿波國春日部屯倉などあり。何國とも詳ならず。五十日帶日子王の御末は。右の氏々の外に。書紀に子石田君。姓氏錄

三十五年  
丙寅

に讚岐公。酒部公。など見えられた。何れも論あり。とあり。子石田君の事は。次に云。讚岐公酒部公の事は。景行天皇皇子神皇太子に云。武字トシとは訓かたし。因て按ふに。武は龜字の誤寫か。記に伊登志別王。舊事紀に五十迹石別命とあるに従てよむへし。武部に云り。記傳云。安閑卷に。置三阿娜國膽年部屯倉。とあり。此は國々に舊より伊登志部は有しに。此に其屯倉を置れたるなり。とあり。○石田君。本に子字あるは衍なり。釋紀系圖。また永享本等に子字なし。今はそれらに従て削り訂せり。集解にも。削れり。さて石田君。ものに見えず。通證に。神名式山城國久世郡石田神社。萬葉集云。山科之石田之森之須馬神爾。奴左取向。式越前國敦賀郡石田神社。とあり。此等の地名に因れるか。石田は本にイシタと訓められ。また大和志に宇陀郡。山城志に宇治郡にも石田村あり。

三十五年秋九月。遣五十瓊敷命于河内國。作高石池。茅渟池。冬十月。作倭狹城池。及迹見池。是歲令諸國多開池溝。數八百之。以農爲事。因是百姓富寬。天下太平也。

高石池。記には日下之高津池とあり。此日下は。和名抄に和泉國大鳥郡に日部久佐とある此なり。式に同郡日部神社もあり。此郷今草部村と云り。是實は日下部にて。此の日下は是なるへし。此に河内國と



云ふ。疑あるへければ。續紀に類絶二年割河内國大鳥池は書紀には高石池とあれば。此も津字は師の誤にもや。和泉日根三郡。始置和泉監とあれば。またたけなし。池は書紀には高石池とあれば。此も津字は師の誤にもや。らむ。高石も同大鳥郡の海邊なり。神名帳に和泉國大鳥郡高石神社。持統紀に。河内國大鳥郡高脚海とあり。萬葉一に。大伴乃高師能濱乃云々。後の歌をほ多し。今も高石村ありて。池もあるは。古のにやあらん。と記傳に云り。和泉名所圖會日根郡條に。鶴原村佐野川村の間。海邊の東に在。と記せり。○茅淳池。此地の事は。神武紀に委く云り。和泉志に。珍努池在日根郡野々村西。廣三百三十畝。相傳印色入彦命所鑿。今日布池とあり。○倭狹城池。大和志に。添下郡狹城。盾列池。在常福寺村。廣一千二百餘畝。一名西池。又名水上池。とあり。此地のことは既に云り。○迹見池。此地は神名帳に。添下郡登彌神社とある處是なり。記傳云。此登彌は今も鳥見莊と云處にて。續紀六に。大倭國添下郡人倭忌寸果安云々。登美箭田二郷云々。とあるなどは。此登彌なり。又斑鳩の富の小川といふも。此登彌に因れる名にや。斑鳩は平群郡なれども。此川添下郡より流るなり。と云り。池は大和志に。在池内村。廣三百餘畝。とあり。○多開池溝。續古今集清慎公。池水に邦さかえけるまきむくの。珠城の風は今も残れり。○數八百之。考本に之を也に作れり。集解に餘に改められたるは。私なればとす。○百姓富寛。一本また集解に引る古本には富饒とあり。訓タユタヒラとあるは誤なり。ユタカニシテなと訓へし。○太平。本に太を大に作り。今並河本に従る。

三十七年 戊辰

三十七年春正月戊寅朔。立大足彦尊爲皇太子。

爲皇太子。景行紀に。此御時御年二十一とあれど。其は叶はず。其處に云へし。

三十九年冬十月。五十瓊敷命居於茅淳菟砥川上宮。作劍一千口。因其名。其劍謂川上部。亦名曰裸伴。裸伴。此云阿箇。藏于石上神宮也。是後命。五十瓊敷命。俾主石上神宮之神寶。

三十九年 庚午

冬十月。本に冬字脱せり。今永享本考本集解本に従る。○茅淳菟砥川上宮。記に鳥取之河上宮とあり。菟砥川上即鳥取川上なり。異なるにあらず。記傳云。和名抄に和泉國日根郡鳥取。郷あり。是地なり。今も鳥取郷とて十二村あり。姓氏錄和泉神別に鳥取氏あり。此氏人の居住りしより。地名にも負るなるへし。河上は宇度川の上なり。此川源は。同郡の内なる玉田山と云より出て。自然田村と云ふなり。井開川と一に合ひ。下にて又金も鳥取郷の内なり。和泉志に菟砥川上宮在自然田村とあり。此村も鳥取郷なり。栗田寛云。今國圖を考るに。件の大川より男里村に至り。夫より海に落るなるか。其處を男里川と云り。かゝれば。雄水門とは。男里わたりの海門を云ひ。宇刀川とは。今の男里川までを云り。聞ゆ。猶その地形を知れる人に。さて諸陵式に。宇度墓。五十瓊敷入彦命。在和泉國日根郡。兆城東西三町南北三町。聞て決むへし。と云り。守戸二烟。とあり。此御墓の式に載れるは。太子に坐しか故なり。太子は上代には一柱に限らざりしこと。白幡原宮段にも云り。和泉志に。宇度墓在自然田村東宇度川上玉田山といへり。○武輝云。和泉國舊社目錄に。玉田神社は。祭神五十瓊敷入彦命にして。自然田村。かゝれば此命は。此河上宮にそ居住坐けむ。とあり。舊事紀天孫本紀には。河内國幸乃宇度墓の上。とあり。和泉國和泉郡男乃宇刀神社とある。男は所謂雄水門の地。宇刀は菟砥なること著きか上に。幸乃と宇刀と。字のよく似たればなりと云り。



考へ。○作劔一千口。記傳云。口は垂仁卷に。出石小刀一口。神功卷に七枝刀一口。雄略卷に大刀八口な  
 ともあり。刀のみならず。鐵鑊など其餘にも。物によりて若干口と云る多し。延喜式の註文。刀は若干  
 柄とも云りき。後は大刀幾段。刀。とあり。はやく神代紀にも。一口備と云。事あり。これも一箇の事なり。○川上部。記傳云。太刀の名に伴とし  
 も云るは。一千口を一部として。其總ての名なる故なり。川上部と云るは。川上にて作らしむ故の名な  
 り。部は凡て古に某部某部と云る屬いと多し。部は群と云ことにて。登母伴とも。各其部の長を。登母  
 乃美夜部古と云り。とも云。○亦名曰裸伴。裸はいかなる由の名にか未思得す。天孫本紀には赤花之伴とあり。信友云。強て考る  
 に。刀の鋭利くして着甲たる敵を斬るに。赤裸なるを斬るか如き義の替稱にもやあらむ。後世の名劔  
 にも。さるころろはへにて。稱號たるかきこえたり。と云れたり。或説に。鞘なしに銀身ばかり納るを云かと云り。  
 此は集解にも。按衣。不用。鞘。故曰。裸。とあ  
 り。又一説に。舊事紀に赤花之伴とあるを思ふに。銀の身に血漬を影通して。それに朱漆を入しか。殊に耀はしく。赤花の如く見えしなるへ  
 し。血漬とは。徳かきしものにて。或は血を纏り。或は銀を纏り。或は神名を纏しこと。の巧みなるよし。武備志にも見えたり。と云り。これら  
 種々の説。みなよろし。また云く。亦名曰裸伴の五字を。分注なりと云説あり。然れども此は本文なるへし。  
 ともおもはれぬなり。裸伴云々の分注につきていかとなり。また裸伴を舊事紀は。赤花とあるにつきて。波奈と波陀と同  
 言なりと云説あり。これも非なり。此に潘娜とある。娜を那の音とおもひ誤れるか。又那の字書誤り  
 し本のありしに因れるか。此の訓注をあかはすとよみ誤て。舊事紀には赤花と書るものなり。といへ  
 り。○裸伴此云云々。記傳云。訓注の我字は濁音にて。之の意なり。此我を清て。阿加波陀加と心得  
 るはひかことぞ。とあり。○石上神宮のことは。既に出。記云。坐三鳥取之河上宮。令作三横刀壹仟口。

是奉納石上神宮。即坐其宮。定河上部也。とあり。なほ此宮に劔を藏めたまへること。次にいふへ  
 し。二十二社注式に。石上社云々。第十一代垂仁天皇四十九年十月。作劔一千口。藏石上神宮。以三斷  
 蛇劔爲三神體。今所作之劔奉副之也云々。と云ことも見えたり。

一云。五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上。而喚鍛名河上。作大刀一  
 千口。是時楯部。倭文部。神弓削部。神矢作部。大穴磯部。泊樞部。玉作部。  
 神刑部。日置部。大刀佩部。并十箇品部。賜五十瓊敷皇子。其一千口  
 大刀者。藏于忍坂邑。然後從忍坂移之。藏于石上神宮。是時神乞之  
 言。春日臣族名市河令治。因以命市河令治。是今物部首之始祖也。

喚鍛名河上。鍛名義金師なり。師は爲なり。それを通音にカヌチと云。記傳云。此に鍛名河上とある  
 は。此千口大刀を河上都と云るに就て。河上とは其を作りし鍛工の名なりと云。一の傳をりけめとも  
 つか。河上は地の名なればなり。と云り。信友云。因名其劔。謂川上部。亦曰裸伴。とある。四字  
 の義による時は。菟砥川上宮にまして。令作玉へるによりて。其劔を川上部とつけられたる由にき



こゆれと。なほ一云の傳に。鍛名を河上と云へる説によりて。鍛河上か作れる刀の部といふ義とすへし。さるは。此御刀の又名赤裸伴とある訓注に。阿箇潘娜我等母ともある例によりて。川上部をもカハカミ我等母と訓へければなり。但し紀に。定。河上部とあるは。河上宮に隸たる部と云れたり。なほよく考ふの人の云るにて。此御刀の名の河上部とは異なり。と云れたり。なほよく考ふへし。○楯部。神代紀に。以<sub>二</sub>彦狹知神<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>作盾者<sub>一</sub>。倭名抄出雲國楯縫郡。風土記云。神魂命御子天御鳥命。楯部爲而。天降給之。爾時退下來坐而。大神宮御裝束。楯造始給所是也。故云<sub>二</sub>楯縫<sub>一</sub>とあり。楯を作もこの部なり。○倭文部。倭文のことは神代紀に云り。釋紀に。倭文神在<sub>二</sub>常陸國<sub>一</sub>。故諸祭幣中。倭文常陸國所<sub>レ</sub>貢也。とあり。倭文を織もの<sub>レ</sub>部なり。○神弓削部。神矢作部。神は稱辭か。穴磯部に大を添ていふと同じきにや。集解には。按<sub>二</sub>綏靖天皇紀<sub>一</sub>。使<sub>二</sub>弓部稚彥造<sub>一</sub>弓。矢部作<sub>二</sub>箭<sub>一</sub>。蓋爲<sub>二</sub>神寶<sub>一</sub>。故云<sub>二</sub>神弓削神矢作<sub>一</sub>。神名式曰。河内國若江郡弓削神社。矢作神社。とあり。○大穴磯部。本の訓あやまれり。大穴地名によれる部なり。上に云り。○泊櫃部。倭名抄山城國乙訓部羽東波豆加之。神名式。羽東師坐<sub>二</sub>高御產日神社<sub>一</sub>。天神本紀に羽東物部。これも地に依れる部なり。和名抄播磨國有馬郡の地名にも羽東あり。集解云。按<sub>二</sub>穴磯泊櫃<sub>一</sub>。蓋皇子封邑。皆有<sub>二</sub>部民<sub>一</sub>。故云。とあり。○玉作部。神代紀に。楠明玉命爲<sub>二</sub>作玉者<sub>一</sub>。記に此御世に。天皇の作<sub>レ</sub>玉人等を惡み玉ひて。其地を奪ひ玉ひしこと見えたり。それら玉作の部なるへし。○神刑部。倭名抄郷名刑部於佐加倍とあり。此文は。下文に藏<sub>二</sub>大刀于忍坂邑<sub>一</sub>とある地なり。大和國城上郡なり。記傳云。忍坂を刑部としも書故は。其郷なる忍坂部の人等の。刑部の職に仕奉しことありしより。やかて其職名の字を書

ならへるなり。されは。於佐加神と云名は。忍坂部にて。刑部職には由あるに非ず。又刑部の字は。忍坂部と云名に由あるに非ず。本は別なり。然るを於佐加神を。本より刑部の職名と心得るは非なり。と云れたるにて。あきらけし。○日置部。倭名抄郷名日置比於木とあり。本の訓。ヘキと訓るもふるし。和名抄大和國葛上郡日置。神名式尾張國愛智郡日置神社。民部式。出雲國置<sub>二</sub>内外日置田二町<sub>一</sub>。承和大嘗會丹波國多紀郡日置。匡房。くもりなき。君かみよには赤根さす。日置の里も賑ひにけり。此餘にも國々に多し。地名によれる部なるへし。名義詳ならず。ヘキとあるをもとみれば日置にて。民部を定置て。其事を授はしむる類なるか。○大刀佩部は。大被詞に。劔佩伴男と云ことあり。重胤云。此は物部氏の遠祖より以來。天物部を率て仕奉れりし部を云なり。大伴氏の親佩伴男なるに。母能々布は。思進らへて知へきなり。母能々布は。武勇職を以仕奉る武士の稱にして。母能々辨は其を統領する意を以て。武士部と云ふ言の切たる稱なり。此を劔佩伴男とも云けむと。思ゆる所由は。天孫本紀に。天皇宇麻志麻治命の功を賞給ひて。朕嘉<sub>二</sub>其忠節<sub>一</sub>。特加<sub>二</sub>褒寵<sub>一</sub>。授以<sub>二</sub>神劔<sub>一</sub>。答<sub>二</sub>其大勳<sub>一</sub>。と有て。其神劔は謂ゆる<sub>二</sub>部靈<sub>一</sub>にて。其氏人の仕奉る所なるか。此より厥後天皇の御許に在て。親しく仕奉られしにも。刀劔を帶て衛護奉られしより。其率る内物部にも。刀劔を帶しめたりし故に。彼世に刀劔を帶る者を。武士と云ふ。習俗も出來たるなり。大刀佩部とあるは。決く物部を分ち給はせたりと見ゆ。其は五十瓊敷命親一千口を作て。石上神宮に隸られたる因に。其神寶を掌る所なるか。其主と坐す部靈は。物部氏の仕奉る大神に坐るに。心を著て考ふべきものなり。倍其大刀佩部は。物部の兵士なるが。伴男といふ時は。其部の長にて。物部氏に限れる稱なり。此故に劔佩伴男を賜ふとは無く。大刀佩伴部を賜ふとあり。物部の兵士を願ち賜ふ由なり。と云り。以上。石上神宮に屬たる品部なるへし。○十箇品部は。本の訓によれば伴の造なり。其



は右の十の諸部の上として。各其部を掌る人を云なり。欽明紀に。秦人戸を掌る人を。秦伴造と云ひ。雄略紀に。漢部を掌る人を。其伴造と云るにて知へし。されは其部の上なる造を。此皇子に賜ふよしなり。造を賜へば其部も自其内にあるなり。記傳には。十箇ノシナジナノトモ。と訓れたり。さては其部を云て。造は其中にこもるへし。○賜五十瓊敷皇子。本に數字脱たり。永享本考本中臣本等諸本にあるに依る。記云。即坐三其宮。河上宮なり。定河上部也。とあり。記傳云。此品部は此皇子に賜ひて。河上に屬たる部々なる故に。十箇部を都て。河上部といひしなるへし。此は彼大刀の名の河上部とは異なり。名の同じきを以て。勿思ひ混へそ。定とは。公より云時は。彼十箇品部を此皇子に賜て。河上宮の部を定たまふなり。又此皇子のうへより云時は。是を被賜て。己命に屬たる部と。定め領しめす意なり。記中凡て定。其部とある例。皆某部を始めて立ちらるるを云り。然れども此は書皇子に賜賜へりと聞ゆる故に。今も其意に依て云なり。とあり。○忍坂邑は。上に云り。○從忍坂移之。此事考なし。式忍坂坐山口神社。忍坂坐生根神社。などあり。○春日臣族は。記に天押帶日子命者春日臣祖。記傳云。春日は大和國添上郡にある地名なり。さて此姓は。天武紀十三年十一月戊申朔。大春日臣賜姓曰朝臣。とありて。大は是より前。何れの御代に加へられたるか。詳ならず。持統五年の下に。十八氏を擧たる中に。春日とありて。大字はなし。元明紀に出たるには。大宇。姓氏録左京皇別大春日朝臣。出自孝昭天皇々子天帶彥國押人命也。仲臣令家重千金。委糟爲レ堵。于時大鷦鷯天皇。總臨于其家。詔號三糟垣臣。後改爲春日臣。桓武天皇延曆二十年。賜大春日朝臣姓。とあり。桓武天皇云々疑はし。是より先既に大春日姓なればなり。とあり。氏人は。敏達紀春日臣仲君あり。文武紀に。春日倉首老あ

り。稱徳紀に。春日藏毗登常麻呂等。賜春日朝臣。とあり。續後紀に。越前丹生郡人。大學助教春日部雄繼。賜春日臣。文德實錄に。此人大春日朝臣を賜はれり。三代實錄清和紀に。左京人參河介壹志宿禰吉野。改賜大春日朝臣。外記日記に。朱雀帝時。曆博士大春日朝臣弘範あり。華山帝時。左大史大春日良時。一條帝時。少外記大春日仲明。見えたり。又三代實錄に春日直あり。拾芥抄に春日連あり。これらは其系未詳。族は家屬なるへし。續紀考證に。族屬也。蓋其門親屬而非正嫡。故謂之族。歟。とあるか如く。市河云々。姓氏錄。大和。布留宿禰。天足彥國押人命七世孫。米餅搗大使主命之後也。男木事命男市川臣。大鷦鷯天皇御世。遷倭賀布都努斯神社於石上鄉布瑠村高庭之地。以市川臣爲神主。四世孫額田臣。武藏臣。皇極天皇御世。宗我蝦夷大臣。號武藏臣。物部首並神主首。因茲失臣姓。爲物部首。男正五位上日向。天武天皇御世。依社地名。改布瑠宿禰姓。日向三世孫邑智等也。とあり。布瑠宿禰は。春日臣と同姓なり。さて市川は。右に天足彥國押人命七世孫。米餅搗大使主命の男。木事命の男。とあれは。孝昭天皇には十世にあたり。御世繼にくらふれば。孝昭より垂。仁まで六世。世數多きに過たる如くおほゆ。故思ふに。姓氏錄に此を大鷦鷯天皇の時とせる方叶へるか如し。さらば此に神乞之言とあるは。かの布都努斯神社を。石上郷布瑠村に遷しまつりし時の事とすへし。なほいはく。其父木事命は。反正天皇段に。許恭登臣女都怒郎女と。記に出たるも。仁徳天皇御世の人として叶へり。信友か上野國三神考に。此氏に市河と云人二人ありて。一人は孝仁御世に。石上神宮。物部首祖とし。一人は其子孫にて。木事命男市川臣。仁徳御世爲石上神宮神主。推考。假治職奉仕。と云れたれど。たしかなる證もあらねば従ひかたし。なほ次なる八十七年處に。大連の下。云事



あり。○物部首。右に引る布瑠宿禰條に。武藏臣と云人。宗我蝦夷の時に臣姓を失ひて。爲<sub>二</sub>物部首<sub>一</sub>とあれは。其まては物部臣と云けるにこそ。さて後に布瑠宿禰と改めし後にも。なほ物部首と呼へる族もありしなるへし。故此に物部首之始祖也。とは記せものなり。天武紀十二年九月。物部首賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>レ</sub>連。姓氏錄攝津國皇別物部首。大春日朝臣同祖。また物部。物部首同祖。米餅搗大使主命之後也。とあり。さて氏は。東大寺古文書。及正倉院文書に。文武帝時。豊前上三毛郡人物部首古志賣あり。聖武帝時。出雲人物部首石足あり。村上帝時。丹波擬大領右近衛物部首惟範あり。(これらは姓氏錄未定に。物部首。神饒速日命之後不見。とあれと。其族にはあらざるへし。)また物部氏に君姓なるかありて。景行紀に物部君夏花あり。通證に。疑垂仁紀所謂物部首也。といへれと然らず。其由はそこにいふ。また稱徳紀に。上野國甘樂郡人。外少初位下磯部牛部麻呂等。賜<sub>二</sub>姓物部公<sub>一</sub>とある。これらは。饒速日命の後なり。また陸奥國風土記。白川郡飯豐山。此山者豐岡姬命之忌庭也。又飯豐青尊。使<sub>二</sub>物部臣奉<sub>二</sub>御幣<sub>一</sub>也。故爲<sub>二</sub>山名<sub>一</sub>。とあるは此氏なるへし。

八十七年  
戊午

八十七年春二月丁亥朔辛卯。五十瓊敷命謂<sub>二</sub>妹大中姬命<sub>一</sub>曰。我老也。不能<sub>レ</sub>掌<sub>二</sub>神寶<sub>一</sub>。自<sub>レ</sub>今以後。必汝主焉。大中姬命辭曰。吾手弱女人也。何能

登<sub>二</sub>天<sub>一</sub>神庫<sub>二</sub>耶<sub>一</sub>。神庫。此云<sub>二</sub>保玖羅<sub>一</sub>。五十瓊敷命曰。神庫雖<sub>レ</sub>高。我能爲<sub>二</sub>神庫<sub>一</sub>造<sub>レ</sub>梯。豈<sub>レ</sub>煩<sub>レ</sub>登<sub>二</sub>庫<sub>一</sub>乎。故諺曰。神之神庫隨<sub>二</sub>樹梯<sub>一</sub>之。此其緣也。然遂<sub>二</sub>大中姬命<sub>一</sub>授<sub>二</sub>物部十千根大連<sub>一</sub>而令<sub>レ</sub>治。故物部連等。至于<sub>レ</sub>今治<sub>二</sub>石上神寶<sub>一</sub>。是其緣也。

辛卯。五日なり。○妹大中姬命。本に命字脱せり。信友校本に従て補ふ。集解にも、妹大中姫命。本紀に補とあり。○我老也。五十瓊敷命は。日葉酢姬命第一皇子に坐せは。皇后の御されたまへりし十五年か。翌年に生坐るとみえても。此年まては七十三四歳に成坐り。川上宮に居て。銀を作り玉ひしは。三十九年なれば。御年二十歳ばかりの御時なり。大中姬命は。大足彦尊の御妹にましませは。二十年頃に生坐りと見れは。但此御世三十七年に。大足彦尊の爲<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>ませる。御年を景行紀に二十一とあれと叶はず。そは次に云。此皇女も今年六十八九歳には成坐れは。同じく御年老賜へるを。我老也と言へるは疑はし。此は老賜へるのみにはあらて。身軀の疾病などに依て。神寶を掌賜ふことの堪難くなり玉ひしなどにもあるへし。○手弱女人也。和名抄人論日本紀私記云。手弱女人太平夜米。婦人同上。とあり。言義はたをやかなる女なるを。意を得て書せる字なり。○天神庫。天は例の美稱なり。和名抄調度部祭祀具。漢語抄云。寶倉保久良。一云神殿。箋注云。按垂仁紀神庫保玖羅。天武紀神府同訓。蓋藏<sub>二</sub>神寶<sub>一</sub>之府庫也。其制高峻。秀<sub>二</sub>於尋常<sub>一</sub>。



府庫。故云保久良。與神武紀浪秀訓奈三保。又穎穂訓保之保上同。漢語抄用寶倉字者。似以寶爲保久良之保。恐非。又按保久良。後世轉爲叢祠之名。拾遺集小序稻荷乃保久良。續詞花集大鳥王子之保久良是也。故云一云神殿也。又轉爲云保古良。見爲忠前百首社頭歌。○記庫の略と云る説。通證にも。もあれとよからず。至今神庫在正殿傍。又世俗指小祠。專稱保古良。暹臺鈔小禿倉標社。訓古保古良。都夫氏也志呂。○記庫の略と云る説。通證にも。もあれとよからず。○梯は。次に樹梯とあるこれなり。梯立は續後紀十九長歌に。天能梯建ハレタテ。天降座志々。丹後風土記に。與謝郡々家東隅方有速石里。此里之海有長大石云々。名天梯立。後名久志濱云々。○記庫の略と云る説。通證にも。もあれとよからず。通證云。和名抄加介波之。今云波之古是也。といへり。○豈煩登庫乎。永享本に登有。何煩乎とあり。賀茂翁云。記下に。波斯多豆能。久良波新夜麻袁。佐賀志美登云々。萬葉七に。橋立倉椅山云々。此は高き倉には。梯を立てのほる故に。しかいひかけたり。和名抄にも。梯木階所。以登高也。といへり。古への庫は。いと高く構へて。下は柱のかきりあらはに見ゆ。故に梯たて。のほりてこそをなしなりけり。今も熱田神宮などに。さるさまの庫あり。といへる如く。天の神庫は。いと高しとも。梯のまゝに登らんには。登り得てんとの義にて。何なる高き處も。梯あらは登るへし。となり。○諺曰。神之神庫。並河本永享本に天神庫とあり。之字集解にも據熱田本改とあり。此は前文を受たる處なれば。天神庫とある宜し。さて此諺の意。他に喩へたる處ありて。天神庫の高き處なりとも。梯あらは登りつへし。己か身の思掛くましく。高く貴きあたりといへとも。其を導くものありせば。其梯のまに。

遂には至るへしと云る。當時の諺に云るものなり。かくいはし。下として思掛くましく上をも。是如にするやうのことにも。留らるれとも。古へさることほなし。○然遂。此も御身體の堪ず成ませるよりのことと思はる。かの豐祖入姫命。神名城入姫命の御事をも。思ひ合すへし。○授物部十千根大連云々。二十六年の處に。十千根大連授定神寶云々。而分明奏言之。仍令掌神寶。とあるにて。此大連の此神寶を掌することは。此より前つ方よりのことなれとも。此よりは專此大連に委任せ賜へるなり。さるは石上神寶は。饒速日命天より持降り玉ひしなれば。其苗裔物部氏をして。掌しめたまふは然ることなり。上の尾尾市の事をも思合すへし。記傳云。かの市河といふ人は。春日臣と同祖にて。十千根大連の物部とは異姓なるに。同御代に共に石上神寶を掌て。武部云。此は同御世のことにはあらし。おもはるよしは已に云り。此も彼も物部氏なるに就て。まきらはしきを熟考れば。此時に此神寶を掌れるは。實に一人なりしを。此と彼と傳の異なるかとも思へとも。然にはあらず。先十千根大連の方の物部氏の。此神寶を掌れることは顯はにして。後に石上朝臣とさへ改めて。子孫に至るまでまきれなく。又かの市河臣の子孫の物部氏。後に社地名に依て。布留宿禰と改めつるも。是も又この神寶を掌りしこと疑なし。武部云。上に引る姓氏錄文に。神主首さ云。るにても。神寶を掌りしことは灼然なり。かゝれば十千根大連首長として掌り。市河臣も相副て神主職として。共に掌れりしなるへし。武部云。市河臣の相副て神寶を掌りしことは。上に云る如く。仁德天皇御世のこととおほしければ。十千根大連に相副へるにはあるまじ。されど物部連の。石上神宮を主ること。相續て世々に傳はりければ。相副て掌ることとなりし。必後代のことにてはあるへきなり。天孫本紀に。饒速日命十世孫。物部印孫連公。此連公輕島豐明宮御宇天皇御世。拜爲大連。奉齋神宮。とある人の時などにや。此は既にいふのみ。古今集雜上に。石上並松小宮つかへもせて。石上と云處にこもり侍けるを。にはかにかうふり玉はりければ。よろこひいひつかはずとて。よみて遣しける。布留今道云々。



これ石上氏と布留氏と共に。上古より由縁ある故に。歌よみて賀ひつかはせるなるへし。さて共に物部氏といふことは。もと物部の稱は。此神宮の兵器を掌れるより。出たることなるへし。と云れたり。

信友云。物部は元武勇も。仕奉る部なる由の稱と聞ゆるに。十千根連石上神宮の兵器を掌りて。物部とめされしか。後に氏と定まり。又市河か齋の物部も。十千根大連か齋の物部に相嗣て。上に云る如く。兵器の鍛冶をも兼て奉仕れるを。これをも物部となされたるか。これも後に氏となりたるなり。さてうの二流の物部氏。相共に其奉仕れる社地の名により。後に十千根か齋の物部氏は。石上朝臣と改め。市河か齋の物部氏は。布留連と改めて。相共に其神宮に仕奉りしなりけり。さて此布留氏今もありと思しく。大串元善か記る書に。社司の家。今現に三家あり。諸事もて禰宮に補さるることなり。其補任状は。諸清官旨之事。布留島三郎。宜任。高馬大夫。右布留社御願有。織成功之狀如件。年號月日。如此記して。寶藏なる白河帝の御判と云へる花押の印を。時の忌火なる人の。願して流すなりと云り。

昔丹波國桑田村有人。名曰ツギ甕襲。則甕襲家有犬。名曰ツギ足往。是犬昨山獸名牟士那。而殺之。則獸腹有八尺瓊勾玉。因以獻之。是玉今在石上神宮。

昔丹波國。通證云。今按。以下疑是後人所附錄也。とあり。されと紀中をりくかくの如きこと多し。則次の八十八年の下にも。昔有二一人乗艇云々。これをも後人の神武紀三十一年下に。昔伊弉諾尊目此國曰云々。仁德紀に。俗曰昔有二一人往菟野。宿于野中。時二鹿云々。崇峻紀に。河内國言。於三餌香川原。有被斬人云々。此等みないつれも。後人の附録と云り。など有て。其時の事には預からぬをも。ことの因に記し出せる例なり。後人のしはさにはあらずかし。○桑田村。和名抄。丹波國桑田郡桑田。多。○犬。

和名抄毛群部。犬一名危。爾雅集注云。狗犬子也。惠奴。又與犬同。箋注云。按犬訓以奴。見崇峻紀。犬子乃曰惠奴。此訓狗為惠奴是也。犬吠訓以奴乃太高比。狗尾草訓惠奴乃古久佐。可見犬狗其訓不同。或以惠奴為犬之和名者非是。若統言之。則狗亦可訓以奴。武烈紀天武紀狗字訓以奴是也。故此云又與犬同とあり。この伊奴と惠奴の訓の事に附ては。和字正彙抄。古音傳。古事紀傳。松屋。考。心乃種なと云る説とも。みな誤れり。ひと此彙注を正しとすへし。足往は。行事の速きを云か。○牟士那。和名抄。說文云。貉似狐而善睡者也。漢語抄云。無之奈。箋注云。推古紀貉訓字之奈。新撰字鏡。貉牟奈志。恐牟志奈之誤。とあり。○有八尺瓊勾玉。曲玉問答。天明三年石。李重贈。と云書に。因州鳥取の何某。不圖狸の穴を破て。曲玉一顆を得たり。其後近邊の狸の巢を尋探穿鑿するに。上古制の玉石。及金物の類。偶あり。その物語なり。予六十年來。是に類したる話。所々にて聞及ひぬ。長文稠きを厭ひて記さず。狐狸の類。千歳を経るものを。寵愛することあることと見えたり。とあり。○今在。本に在を有に誤れり。今考本集解に従て訂せり。

八十八年秋七月己酉朔戊午。詔群卿曰。朕聞新羅王子天日槍初來之時。將來寶物。今在但馬。元為國人見貴。則為神寶也。朕欲見其實物。即日遣使者。詔天日槍之曾孫清彥而令獻。於是清彥被勅。乃自

八十八年  
己未



捧神寶而獻之。羽太玉一箇。足高玉一箇。鵜鹿鹿赤石玉一箇。日鏡一面。熊神籬一具。唯有小刀一。名曰出石。則清彥忽以爲非。獻刀子。仍匿袍中而自佩之。天皇未知。匿小刀之情。欲寵清彥。而召之賜酒於御所。時刀子從袍中出而顯之。天皇見之。親問清彥曰。爾袍中刀子者何刀子也。爰清彥知不得匿刀子。而呈言。所獻神寶之類也。則天皇謂清彥曰。其神寶之。豈得離類乎。乃出而獻焉。皆藏於神府。然後開寶府而視之。小刀自失。則以使問清彥曰。爾所獻刀子忽失矣。若至汝所乎。清彥答曰。昨夕刀子自然至於臣家。乃明旦失焉。天皇則惶之。且更勿覓。是後出石刀子自然至於淡路島。其島人謂神。而爲刀子立祠。是於今所祠也。昔有一人乘艇而泊于但馬國。因問曰。汝何國人也。對曰。新羅王子。名曰天日槍。則留于但馬。娶其國前津耳。一云。前津見。一云。太耳。

女麻拖能鳥。生但馬諸助。是清彥之祖父也。

戊午。十日なり。○今在。本に在を有に誤る。今考本集解に従る。○曾孫。倭名抄人倫部。曾孫。爾雅云。孫之子爲曾孫。比々古。箋注云。釋名曾孫義如曾祖也。新撰字鏡。垂仁神功持統紀同訓。急呼爲比古。見三宇治拾遺物語。今俗所呼亦同。與孫訓混非是。とあり。比古も。彌子。の義なるへし。○鵜鹿鹿赤石玉。本に一鹿字脱したり。上文にも然。あれはなり。今中臣本に従る。○小刀一の下に。永享本口字あるよろし。○名曰出石。三年の紀には。出石杵あり。○袍中。倭名抄袍和名字倍乃伎沼。とあれとも。こゝはたゞ衣とあるも同じことなり。後世に云る袍のことにあらず。○匿の訓。仲哀紀に同じ。言義は萬葉古義に。シナはシタと相通へり。さて其シタは。萬葉に。隱沼のしたに通ふとも。隱沼のしたゆ戀る。ともよみ。また心もしぬに。古所念など云。シヌも通ひて。隠りかなるをいふ言なり。といへれば。裏め匿して。人に知らしめぬを云辭なるへし。と云り。○御所。永享本中臣本所を前とあり。○其神寶之。之字衍か。○藏於神府。釋云。天書第六日。垂仁天皇八十八年秋七月己酉朔戊午。詔覽新羅王子天日槍所來獻神寶。使藏石上神宮。とあるに據れば。こゝに神府とあるは。石上神宮を云なり。此御所に。禮々の神寶をも。を。石上神宮に藏められたれば。神府とも云へるにこゝろ。○以使。本に以字なし。今永享本に據て補ふ。○刀子自然至於臣家。とあるを以みれば。初め清彥か忽に刀子をは献らしと思ひ附たるも。其神寶の爾思はしめたるにて。清彥が心へのみ惜める







之目類布。六月の十三に。時自久曾人者飲云。暑く水飲へき。などあるにて意得へし。然るを時分す常に變らぬも時ならず云か。おのつから然も聞ゆるなり。○武郷云。此説さも有へくおもはるれど。なほある人の説に。時自久は常しく云に同じ。時の重々。經緯を渡る意の語なり。さて其を時自見と云は。久を音るにて。見は山高み月清みなど云見なり。富士雪などに就て。非時と書ることもあれど。語の本は然らざるなり。と云れたるに據て考ふれば。記傳の説は末にて。其本は時の打續きであるを云ことなるへし。其は橋にて云は。餘の草木は開み枯ても。橋のみは盛なることとの打續きて。常しへにあるを云。雪にていは。外の山には冬のみふれるを。富士山には雪ふる時のうち續きてあるを云。餘は何れも此意な。さて橋子を然云故は。此菓は夏よりなりて。秋を經て。冬の霜雪にもよく堪へ。又採て後も。久しく堪て腐敗れず。時をらぬころにも。何時もある物なればなり。迦玖は書紀に書れたる如く。香の意とは聞ゆれども。香は常に迦とこそいへ。迦玖と云ふことは未聞ぬは。玖の意は詳ならず。迦具波志と云は。香の抄しきにて別なり。故清濁も異りて。迦具波志には何れも清音なり。混ふへからず。若くは。三韓にて此か名香菓と云を。其字音彼國にては迦玖か。云は。三韓にて。迦玖と云菓なり。又は香字音を。彼國にては迦玖と呼しか。と云れたり。但し若くは三韓にて云々と云るより。○箇俱能未。記傳云。能の下に許能二字を脱せるには非るか。同字の重なれるは。よく脱すものそ。と云れたる然る説なり。記傳未と云へり。○今謂橋是也。記云。其登岐士玖能迦玖能木實者。是今橋者也。とあり。さて橋は。和名抄に。橋和名太知波奈とあり。さて神代紀にも既に云る如く。神代より橋と云ものはありしかと。それは野山に自然生るものにて。味も甘美からずあるを。今舛賣來れる種は。いと可美く。かの固よりあるものとは。味もこよなく勝りてはあれど。なほ同種類のものなれば。此物にも其名を負はせしなり。されは名義を。但馬花などは解へからず。別に義あることなるへけれと。未考へ

九十九年 庚午

す。借このものこと。記傳云。古は花をも實をも殊に賞し物にて。萬葉卷々に歌とも甚多し。また續紀十二。橘者菓子之長上。人所好。柯凌霜雪。而敏茂。葉經寒暑。而不凋。與三珠玉競光。交三金銀。以逾美云々。とあり。武郷云。萬葉に。左大辨葛城王賜姓橘氏之時。御製歌一首。橘者實さへ花さへ其葉さへ。枝に霜雪時益常葉之樹。又橋歌一首并反歌。大伴宿禰家持作あり。併考へし。武藏國に橘樹郡ありて。橘樹郷。多知御宅郷。美也。と並ひ存り。由縁あることなるへし。又姓氏錄に橘守と云ふ姓あり。三宅姓同祖とあるは。公の橘樹を守る者を。掌れる氏なるへし。此も初の由縁を以て。多遲麻毛理の子孫に任し給へるなり。師説に。此氏をもタヂマモリと訓へしと云れつるは。かなはず。萬葉十に。橘乎守部乃五十戸之とよめるも。古此樹を殊に守しことの有しから。守部里の枕詞と爲るなり。又思ふに。此はた守と云名にかけたるのみにあはるにもあるへし。其はいつれにまれ。冠。さて或説に。昔の橘は今の密柑なり。今世に別に橘とてある物には非ず。辭考の説は。聊違へることあるなり。さて或説に。昔の橘は今の密柑なり。今世に別に橘とてある物には非ず。と云。又或説には。昔の橘即今も橘と云ものなり。密柑は後に渡來つる物なるを。味の勝れる故に。世に多く弘まり。橘は劣れる故に。けをされて。おのつから罕になれるなりと云り。此二いつれよけむ定めかたし。とあれど。續紀などに云るさまをおもふに。なほ今の密柑と云もの。はしめなるへし。

九十九年秋七月乙巳朔戊午。天皇崩。於纏向宮。時年百四十歲。冬十二月癸卯朔壬子。葬於菅原伏見陵。明年春三月辛未朔壬午。田道間守至。



自常世國則賞物也。非時香菓八竿八縵焉。田道間守於是泣悲歎  
之日受命天朝。遠往絕域。萬里蹈浪。遙度弱水。是常世國則神  
仙秘區。俗非所臻。是以往來之間。自經十年。豈期獨凌峻瀾。更  
向本土乎。然賴聖帝之神靈。僅得還來。今天皇既崩。不得  
復命。臣雖生之。亦何益矣。乃向天皇之陵。叫哭而自死之。群臣聞之  
皆流淚也。田道間守是三宅連之始祖也。

乙巳朔戊午。本に戊午朔の三字に作れり。今考本に據る。集解にも通證云。以長曆推之。當作乙巳朔。戊午十四日也。とあり。大日本史にも。今推二千支。七月乙巳朔。戊午十四日也。疑有脱誤。舊事紀成子朔亦誤。とあり。共に謂れたる論ともなればなり。然るを或説に。今按戊午は或本に戊子とある方正しく。則丙子朔戊子なるへし。戊子は十三日なり。谷川氏の説の如きは。八月ならては叶はず。下に十二月癸卯朔。三月辛未朔などある。推上げて能考みれば分明なり。と云れたるは非なり。此説は長曆に。此年九月に開あることをしらて。半年の如く押試みて云る説なれば。いたく難満なり。長曆に據るに。七月大乙巳朔。八月小乙亥朔。九月大甲子朔。十月小甲戌朔。十月大癸卯朔。十一月大癸酉朔。十二月小癸卯朔。翌年正月大壬申朔。二月小壬寅朔。三月大辛未朔。とありて。今此紀と合へり。されば此或説は。長曆にもよらぬ私説なれば。採るに足らず。但し漢曆によれば。閏七月小丙子と爲り。此月を閏月と見れば。合はざるにもあらぬと。ざる本あり。○崩。景行紀には。九十九年春二月活目入彦五十狹茅天皇崩とあり。忽ちされは。なほ元の如くあるへし。

ことと差へるはさか。○年百四十歳。記に壹佰伍拾參歳とあり。大日本史。天皇崩下云。年一百三十九。注本書舊事紀並曰百四十。據本書。帝以崇神帝二十九年壬子生。則至庚午一實一百三十九歳也。正差二一年。とあり。されど此は私事なり。もさより此天皇の御年は差へること。此のみにあらず。うは記傳にも。一百五十三歳とあり。年を生とあるは。一年違へり。又二十四歳爲皇太子とあると。崇神帝に四十八年に爲皇太子と違へり。若二十八年に生坐さば。四十八年には二十一歳。二十九年に生坐さば。二十歳なり。又彼卷に。元年二月立御間城姫爲皇后。先是后生活目天皇とあるは。蓋く違へり。元年より先に生坐むれば。四十八年には五十歳に及ひ給ふへく。崩は百七十歳に及ひ給ふへし。とあるか如くなれば。本より傳々の異なるを。今一向に定むべきにあらず。○壬子は十日也。○菅原伏見陵。記には菅原之御立野中とあり。記傳云。式菅原伏見東陵。纏向珠城宮御宇垂仁天皇。在大和國添下郡。兆城東西二町南北二町。陵戸二烟。守戸三烟。とあり。菅原は神名帳にも。同郡に菅原神社あり。今菅原萬葉二十に。須我波良能佐刀。古今集に。菅原や伏見の里云々。さて此御陵を書紀に伏見とあるは疑はし。其故は。續紀六に。靈龜元年夏四月櫛見山陵。生目入日子伊佐充三守陵二戸。伏見山陵。之陵也。四戸。とあればなり。これに伏見陵と記されたるは。次徳天皇にて。記にも其を伏見岡と記せるに。此垂仁天皇のを。記にも伏見とは申ざるを合せて思ふに。其はもと櫛見にて。書紀にも櫛見なりけむを。後人式などに依て。さかしらに伏見と改めしにあらん。式は書紀に依て。伏見と記されたるかとも思へど。東陵西陵とあるからは。其ころ既く二陵共に。伏見と云しなるへし。久志と相志と云されて。一になれるものなるへし。又思ふに。垂仁の御陵も。地は伏見の地なりし故に。もさより伏見陵とも申し。又陵儀をば。櫛見とも申せしにあらむ。○武都云。當國入北浦定政説に。菅原の地いと廣し。菅原村は。一村の名に強り。伏見は東の片端の社堂に發りて。伏見地蔵堂と云。と云り。されば此御陵も。もさより伏見陵とも申し。さて記に御立野とあるは。他書に見えぬ地名なり。此御陵は。大和志に在實來村東と云り。俗に蓬萊山と云て。高く大なる御陵にて。廣く大なる池周れり。然大なる池の周れる中に。立る狀を以て。蓬萊山と云。とあり。なるへし。地は齊音寺村の地にやあらむ。齊音寺村にありと記せる書もあり。奈風より一里餘四方なり。菅原村も近し。○壬午。十二日なり。○八竿八縵。記云。多遲摩毛理達到其國。採其木實。以縵八縵矛八矛。將來之



間。天皇既崩云々。記傳云。綬は加宜と訓へし。抑加宜に此字を書るは。蘿綬の意なり。其は上代には。蘿を主と綬にせる故に此字を書。又其蘿を加宜とのみも云る故に。其にも此字を用たるなり。然れば此の綬は借字なるか如くなれども。ひたふるの借字にも非ず。蘿と云名も。本日の蘿と云意。持統紀に。以華綬進于殯宮。此曰御蔭。とも見え。此の加宜も蔭の意なればなり。さて此に綬と云るは。蔭橘子と云物。矛と云るは。矛橘子と云物なり。其は内膳式に。橘子四蔭。また橘子二十四蔭。矛橘子十枝。また橘子四蔭梓橘子十枝。また橘子三十六蔭。梓橘子十五枝。扱橘子一斗。などある是なり。これにはた橘子若干蔭とあるを。今おして蔭橘子と云ゆは。梓橘子と並へ云る其梓橘子は。正しく此の矛八矛とあるに當るを。其に對へて若干蔭と云るなれば。其ももは蔭橘子と云しこと。此と相照して知へし。然るを式のころは。若干蔭といへば。蔭橘子に限れる故に。蔭を略して。たも橘子と云るなり。梓橘子も。其は各一種の橘の名には非ず。同じき橘なから。採さまの異あるなり。其状はいかなりけむ詳ならねど。今其名に就て按ふに。蔭橘子とは。枝なから折採て。葉も付なからなるを云なるへし。凡て葉ある樹をは。常に蔭と云へはなり。大神官式。麻等蔭三十蔭。二尺餘。葉とあり。此葉もカケと訓へ。梓橘子とは。やと長く折たる枝の。葉をは皆除去て。實而已し。思ふに此も葉を去らから。用る故にかく云り。たどひ長く似ても。さる状の物は矛と云へし。故此は若干蔭と云るなり。さて蔭橘子矛橘子を。此にはた綬又矛とのみ云て。橘子と云さるは。上に既に登岐士玖能迦玖能木實と云。採其木實とも云れば。更に又其名をはいはぬそ。雅言の例なる。さて又其數を若干蔭若干矛と云るは。木を一木二木。里を一里二里。歌を一首二首と云類にて。

數をも即其名以て云るなり。此例常に多し。式に蔭橘子を。若干蔭とあるは。上代より云ならへるまなるを。矛橘子を。書紀に入竿とある。此も凡て如此き長き。物とは。多く若干竿と云る例なればなり。と云り。萬葉二十に。田道間守常世爾和多利。夜保許毛知。麻爲泥許之登吉。時自久能。香久乃菓子乎。可之古久母。能許之多麻敵禮云々。○弱水。通證云。書禹貢導弱水。玄中記曰。天下之弱者有崑崙之弱水。鴻毛不能載。後漢東夷傳。夫餘國北有弱水。とあり。延喜式祝詞に。此等によれば。北海にある水と見えたと。崑崙之弱水と云へは。南方にある水名とも通ゆ。されど此は何處にあるにもせよ。それに拘はるへきにあらず。こゝはた遙遠なる海水を越えゆく路の。潤飾に書るものなれば。其心して見過すへし。本にヨソノミなど訓るは。さるに。足らず。今かりにウナハラと訓り。○神秘區。此又潤飾に添たる漢文なり。此の常世國と指す地。新羅にまれ。濃國にまれ。神仙秘區など云へき所にあらず。此は通證に引る列仙傳に。謝自然泛海求蓬萊。一道士謂曰。蓬萊隔弱水三十萬里。非飛仙不可到。などあるより引れて。かゝる文は作りしならむ。○然類。聖帝之神靈。永享本に然上雖字あり。○叫哭而自死之。記云。爾多遲摩毛理。分綬四綬矛四矛。獻于太后。此事論あり。以綬四綬矛四矛。獻置天皇之御陵。戸而擊。其木實。叫哭以白。常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍。遂叫哭死也。とあり。記傳云。叫哭死也。やかて叫哭ひ隨に死たるなり。此をたゞ連死のみ云ては。ほとを控て後に。死たる。顯宗卷に。準人晝夜哀號陵側。與食不喫。七日而死。とあるも似たることなり。然るに。こゝに田道間守か云る語は。當時に云へき言のさまに非ず。殊に常世國則神仙秘區など云る言は。甚く古意に違へること



なり。ゆめかゝる虚文に勿惑はされそ。又臣雖生之亦何益矣。と云ては。自故に死たるにて。返て情深からず。此も實は此記の如くにて。死むとは思はさりけめとも。あまりに叫哭つるほどに。哭死に死たるなり。さてこそ哀さは深けれ。又云る語も。記はいと簡なれど。返て情深く。こゝだくの悲哀さ自にこもりて。書紀の言多きよりも。いとこよなくあはれにこそ聞ゆれ。書紀釋に。天書第六日。景行天皇二年春三月辛未朔壬午。丹馬物果歸獻。答戀垂仁。拜陵泣奏曰云々。匍匐啼泣。拜陵與死。景行哀其忠。果勅葬陵邊。と云り。景行天皇二年のこと。果字は里を誤れるなり。と云り。○聞之。本に之字なし。今永享本に因て補。○三宅連。記にも。以三宅連等之祖名多遲摩毛理。遣常世國云々。とあり。記傳云。三宅連は。姓氏錄右京新羅部に。三宅連新羅國王子天日杵命之後也。また攝津國諸蕃。三宅連新羅國王子。天日杵命之後也。而或記以伊久米入彦命爲祖。古本にかくあり。印本には。攝津之後也。とあり。滋野宿禰と同祖と云は心得ず。滋野宿禰は神別。の方には。滋野宿禰同祖田邊麻守姓にて。諸蕃には非ざるや。又古本も。或記云々は心得ることなり。さて其姓もとは地名より出たるか。又屯倉に由れるか。さたかならず。天武紀に。三宅連石床と云人見え。同紀に十三年十二月。三宅臣賜姓曰宿禰。此御世に宿禰姓を賜へるに。姓氏錄には連とのみあるは。宿禰にされる族は絶て。本の連にてありし族なるへし。又天武紀に。三宅吉士賜姓曰連。とあるは別姓なるへし。又姓氏錄に三宅人とあるも別姓なり。とあり。

日本書紀卷第六終

日本書紀通釋卷之三十一

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第七

大足彦忍代別天皇

景行天皇

本に代字を脱せり。今古寫本ともに依て補へり。次も同じ。

稚足彦天皇

成務天皇

大足彦忍代別天皇

景行天皇

小雅車牽曰。高山仰止。景行行止。傳。景大也。箋。景明也。有明行者。則而行之。

大足彦忍代別天皇。活目入彦五十狹茅天皇第三子也。母皇后曰日葉洲

景行天皇紀



姬命。丹波道主王之女也。活目入彦五十狹茅天皇二十七年。立爲皇太子。時年二十一。九十九年春二月。活目入彦五十狹茅天皇崩。

大足彥忍代別天皇。舊事紀には。日本大足彥忍代別尊とあり。大字恐くは衍なるへし。御名義既に云り。別の事は。下に諸國之別とある處に委く云へし。記云。天皇御身長一丈二寸。御脛長四尺一寸也。とあり。○時年二十一。本に此五字小書とせり。今例に據て大書せり。集解にも改めたり。或本、書入に。御名義に。板大字とあるは。さる本もありしにや。また本に二十を廿に作れり。今永享本、集解本等に據る。○日葉洲姬命。本姬を媛に作る。今例に依て改む。垂仁紀洲を酢と作り。○二月。應永本には三月に作る。前紀には七月とあり。何れにか誤あるへし。

元年辛未

元年秋七月己巳朔己卯。皇太子即天皇位。因以改元。是年也大歲辛未。

己卯は十一日。○皇太子。本に皇字なし。今考本集解本に依て補ふ。○即天皇位。大日本史天皇即位下に。按愚管抄云年四十四。皇代記六十四。皇年代略記二十四。未知何據。今據本書立爲太子二年二十一之文。推之。則時年八十四。然與本書崩年一百六歲之文不レ合。とあり。○改元。類書纂要、改元。

二年壬申

帝改年號。とあれども。此はそれまでにはあらず。即位の年を元年と爲られしを。かく書るなり。集解に引る文元年應永曰。釋例曰。遺。天皇立者。毎二新年。正月改改。元五位云々。とある此也。

二年春二月丙寅朔戊辰。立播磨稻日大郎姫。爲皇后。后生二男。第一曰大碓皇子。第二曰小碓尊。一書云。皇后生三男。其第三曰稚倭根子皇子。其大碓皇子。小碓尊。一日同胞而雙生。天皇異之。則誥於碓。故因號其二王。曰大碓小碓也。是小碓尊。亦名日本童男。童男。此云。鳥具奈。亦曰日本武尊。幼有雄略之氣。及壯。容貌魁偉。身長一丈。力能扛鼎焉。

丙寅朔。本に寅を戌に作る。誤なり。今永享本並河本類史。いつれも寅に作るに據て改む。舊事紀には。二月に掲げて日を。○戊辰は三日。○播磨稻日大郎姫。記に。吉備臣等之祖若建吉備津日子之女。名針間之伊那毗能大郎女。とあり。記傳云。若建吉備津日子。黒田宮段に出。さて此命は。孝靈天皇の御子。景行天皇は。彼天皇の五世御孫に坐せは。其御女に娶坐むことは。時代違へるか如くなれど。上代の人はず長く壽長かりしかは。深く疑ふへきにあらず。但し書紀に。崇神の十年に。此御兄吉備津彦。西道云々とあるは。孝靈の御世の末より。百三十年はかりに當れり。又孝靈の御世の末より。景行の御世



の始ころまでは二百九十年に及へり。又吉備臣の祖御友別は。此若建日子命の孫にして。應神の二十二年に見ゆ。倭建命の東征の御  
 老靈の御世の末より。五百年餘なるに。其御曾孫の存在たることはいかにも。されは書紀の年紀は左右に疑はし。  
 從せし。吉備建日子も。姓氏錄に依るに。此命の御子なるそかし。又若建吉備津日子と。吉備建日子  
 と。父子御名の似たるを以思ふに。此間の世次にも似たる名ありて。二世三世の一世に混ひたらむも  
 知かたし。伊那毘は。和名抄に播磨國印南伊奈郡あり。萬葉一に。伊那美國波良。三に稻日野。古よ  
 那毘とも。伊那美とも云り見ゆ。續紀二十六に。播磨國賀古郡人馬養造人上款云。人上先祖。吉備都彦之苗裔。上道臣息長  
 借鎌。於難波高津朝廷。家居播磨國賀古郡印南野。其六世之子孫云々。伏願取居地之名。賜印南野臣  
 之姓云々。これに賀古郡印南野とあるは。此野は。印南郡より。賀古郡にも。涉る地。とあるを見れば。此印南のあたり  
 なるへし。さて此人上は御友別命の十一世孫と。三代實錄三十六に見ゆ。さて郎女と云  
 に。若建吉備津日子命の御子孫は。後までも有しなり。武藏云。吉備臣の。印南のあたりに住た  
 りし事。播磨風土記にも出て。次に引りさて郎女と云  
 稱の事は。舒明紀に郎媛。孝徳紀に娘なともあり。さて男に郎子。女に郎女と云。伊羅は伊呂兄伊呂  
 弟などの伊呂。又入彦入姫などの入なとも。皆同言にして。親しみ愛しみて云稱なり。○一云。稻日  
 稚郎姫。記には。又娶伊那毗能大郎女之弟。伊那毗能若郎女。生御子云々。とありて。姉弟なるを。  
 此紀には一に混ひたるなり。此事は。なほ。下に云へし。さて大と云稚と云は。姉弟を分て云るなり。記に據るまた一柱と  
 爲ていはく。大と云も。必しも弟に對へねとも。大郎女と申せる例も。允恭天皇御子などの御名にも  
 あれば。たゞに稱名ともすへし。稚も同じ。さて天皇の此姫を娶し玉へる事は。播磨風土記に。印南  
 郡南海中有小島。名曰南毗都麻。志我高穴穗宮御宇天皇御世。遣九部臣等始祖比古汝茅。令定國堺。

爾時吉備比古吉備比賣二人參迎。於是比古汝茅。娶吉備比賣一兒。印南別嬪。此女端正秀於當時。  
 爾時大帶日古天皇。欲娶此女。下幸行之。別嬪聞之。即遁度伴島隱居之。故曰南毗都麻。とあり。  
 此にて稻日の名義。否のよしなる事知られたり。但し此風土記の傳にては。稚郎女は比古汝茅の女  
 なり。記の趣とは異なれど。熟考るに。まことには風土記の傳の方正しかるへきか。其は上に引る記  
 傳にも云れたる如く。若建吉備津日子は。此天皇とは甚く時代違へれば。其御女に娶坐む事。まこと  
 に疑し。然るを九部臣祖比古汝茅の女とする時は。其疑もなかるへければなり。されど又思ふに。上代には。  
 例なければ。九部臣の女と云るも。一の傳にはあるへけれど。表に立かた。さしてしか誤り傳はりたるもとの起りは。御母吉  
 備比賣より。若建吉備津日子の御女と誤れるなるへし。さてまた其吉備比古吉備比賣は。兄弟と見え  
 たるか。若建吉備津日子か。また其御子吉備建日子の御子なともあるへし。これはた記傳にいはい  
 たる。此間の世次にも似たる名ありて。二世三世の一世に混ひたらんも知かたし。といはれたる説に  
 も合へり。なほよく考へし。なほ此稚郎女に。天皇の始て御合し玉へりし時の事。播磨風土記に委し  
 く見えたり。さて此稚郎女は。播磨にて薨り玉ひて。同書賀古郡條に。墓有賀古驛西有手。別嬪  
 薨於此宮。此宮の事も。風土記にあり。即作墓於日岡而葬之。擧其尸一度印南川之時。大風自川下來。纏入其尸  
 於川中。求而不得。但得匣與。即以此二物葬於其墓。故號禰墓。於是天皇戀悲云々。など見え  
 り。今此御墓。賀古川の南なる。大野村日岡と云にあり。いと大きな御墓なり。此御墓に並ひて御



社もあり。此神は婦人の産を守り玉ふといひ傳へて。諸人のよくまうつる社なり。此處いかに誤傳へてか。むかしより日向と云るを。近き頃日向と呼改めつるよし。當國人春山弟彦云り。さて其御墓に對ひて。式賀古郡日岡坐天伊佐々比古神社あり。日岡大明神と云ふ。天伊佐々比古神と申すは。吉備津彦命を亦彦五十狹芹彦命とも申せは。其命なるへしと云り。五十狹芹伊佐々音通へり。さるは皇后の御父に坐せは由縁あることなり。と是も同人云り。なほよく考へし。さて思ふに。此稚郎姬皇后に立玉ひたらんには。京師に住坐へきを。播磨に止り玉ひしは疑はし。○異羅菟咩。本に咩字一つ衍れり。今は永享本に據て削れり。また考本には異羅菟咩とあれど。天智紀に伊羅部咩。續紀二十二に藤原伊良豆實などあれは。比咩は非なるへし。○生二男。記には。御子櫛角別王。次大碓命。次小碓命。次倭根子命。次神櫛王。五柱。とあり。此と異れり。○大碓皇子小碓尊。御名義次に見えたり。○稚倭根子皇子。本書には八坂入媛の御腹とせり。この一書は記と合へり。記傳云。抑孝靈天皇孝元天皇。共に大倭根子云々と申。開化天皇若倭根子云々と申せれば。此王の此御名を負玉へることはいふかし。とあり。されど記傳にも云れたる如く。此御稱は御代々々の天皇の通へる御號なれば。もしくは此皇子。太子と定め玉へる事なとありもやしけん。さらば御名に負玉へるも。あるましき御事にもあらざるへし。○雙生。上代雙生の前後。後産を兄としたりしこと。上宮太子拾遺記と云ものに引上宮記注に。聖德太子の御子の次第を載て。法大王娶食部加多夫古女子。名善支々彌女郎。生兒云々。三枝王。兄伊等斯古王。弟麻里古王。次馬屋女王。とありて。右の文中三枝王とある

は。一人の御名にあらず。次なる兄伊等斯古王。弟麻里古王。次馬屋女王三柱を。三子に生玉へるか故に。其三人の惣名を。三枝王と云るよしを記し。さて其次に。如此合生。以ニ後生。爲兄。此又可爾也。此隨分泌藏之料簡也。と云文あり。いとめつらかなることなり。此説によらば。此も又小碓命の方。先に生れ賜へるものなるへし。今も俗にかゝる言を云なり。據どころあることなりけり。○詔於碓。通證に。義未詳。蓋小説所謂。皇后御産屋上墮之類。とあるは信かたし。記傳云。和名抄に。白は四聲字也云。白春穀器也。和名字須。また碓祝尙丘切韻云。碓踏春具也。和名賀良字須。とあり。萬葉十六に。佐比豆留使辛。碓踏春。庭立碓子留春。此に柄のある由にて。柄白なり。韓白の意には非ず。上代より有し物と見えたり。抑雙生坐るを。異み賜へはとて。物こそあれ。碓にしも詔し賜へるは。何の由にか有けむ。此は何さまにも碓には所由ありし事なるへし。御子の御名の碓は。字須と訓へし。詔於碓。とある碓は。加良字須と訓へし。其故は御子の御名を。此記にも書紀にも。白と書すして。碓と書るは。本碓に因れることなる故に。古へより此字を書き來れりしなるへし。然るにまた文字無かりし世に。たゞ字須とのみ語り傳へむには。碓なること知るべき由なければ。かの詔し賜ひし事とは。加良字須と語り傳へたるへければなり。○參河國綴投村と云所には。昔より碓を熱むとそ。其は其地になき山と云に。式の倭投神社ありて。今も大なる社なる。或は兼行天皇を祀ると云ひ。或は大碓命を祀ると云り。又尾張の熱田にても碓を熱むなり。もし此を用おれば。必稟ありといふなり。と云り。こゝに栗田寛云。南方海島志に云。凡婦人懷孕の時。著帶することなし。産甚安し。産婆を聞かず。三宅島などは。臨産に自ら家の庭に下り。白にとりつき産す。其外すへて他の力をからず。妊身の中は常よりあらし働をなす。皆難産の患なしとあり。此事により考るに。景行皇子小碓尊御兄弟の生れ給へる時。碓に向て雄詔すと云。其いはれある事を知るへし。と云り。めつらかなる考なり。借思ふに。詔は詔の誤なるへし。詔ならは記傳の如く。コトアゲシタマヒキ。など訓へきか。されど



訓に據て詰と爲も然るへし。○日本童男。記には倭男具那命とあり。記傳云。下文に熊曾建に。御自告賜へるも此御名なり。男具那は雄略紀に。童女君と云名あり。此訓詳ならず。今本にナキミと訓れと心得す。其と比へて思ふに。童なるを男子を衰具那。女子を賣具那と云しにや。然らば童女君は。メクナギミと訓へし。○重胤云。童古童なるは男具那と云けるにや。フクナは男少年にて。少産名命の少に同じかるへし。フクナに對ては。メクナギミと云へき狀なれども。然る言なければ。童女君と云りしに。具那は髮に因れる稱にて。宇那草の宇那と通ひて聞ゆ。和抄に。鬘髮は和名宇那草。俗用ニ垂髮二字。謂ニ童子垂髮也。と見え。字鏡に。鬘髮王。用垂髮也。字奈井。と見ゆ。此外にも髮を以て呼ぶ稱多し。總角。鬘。鬘。又童も髮をわらかし居る故の稱なり。今の俗言にも前髮など云類なり。○武鸕按に。フクナは鬘鬘なるへし。さるは男女とも幼き程は。髮を鬘。頸に置くと云て。即てそれを童。さて此御名に負賜へる由は。幼有ニ雄略之氣。及レ壯容男童女の稱とせしものなるへし。即後に云る總角のさまなり。

貌魁偉。身長一丈。力能扛鼎焉。とありて。幼く坐しほとより。世に秀たる御子に坐し故に。倭國に於て優たる童男と云意なり。凡て倭某と云は。みな世に誇たる由なり。さて書紀に。御世御世の御子たちの御名を擧られたるに。此語も垂仁の御子たちまては。某命とあるか多し。此御代よりは。某王とあるか多し。これらも古より此差ありしなるへし。但し記には某皇女と云は無し。女王も御名は男王と異なく。某王とあり。此そ古傳の隨ならむ。○日本武尊。此御名は川上梟帥か。記には。獻りたるにて。下に見えたり。武を古くタケと唱へたれども。梟帥か獻りたるなれば。もとはタケルと唱奉りしなるへし。さるは此尊の御名代として。定め玉ひし建部をも。タケルへと訓ればなり。さて多那留も多那も同じき事。既に神武紀に云り。○身長一丈。記には景行天皇の御事を。御身長一丈二寸とあり。此皇子の御長は記されず。記傳云。丈と云は。もと杖を以て。物の長さを度りしより。出たる名なり。萬葉十三に。杖不足八尺乃嘆とよめるも。一丈に足ぬ八尺と

三年癸酉

云つゝけなり。百不足八十と。續くるに同じ。和名抄に杖都惠とあり。さて上代の尺また杖の度。今にしては知かたし。○力能扛鼎。通證に四字出。史項羽紀。とあるか如く。漢文の潤飾なり。支那國にて。昔萬か九枚の金を收て。荆山の下に鼎を鑄しなど。こまかくし給なるよしに傳へたり。倭名抄説文云。鼎三足兩耳。和五味之寶器也。和名阿之賀奈倍。とあるは。釜を加奈閉と云に付て。足あるを云るなり。鼎は皇國に古くありしものにはあらず。

三年春二月庚寅朔。卜幸于紀伊國將祭祀群神。祇而不吉。乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命。一云。武猪心。令祭爰屋主忍男武雄心命詣之。居于阿備柏原。而祭祀神祇。仍住九年。則娶紀直遠祖菟道彥之女影媛。生武内宿禰。

群神祇とありては。一神を差て。祭祀り玉ふにあらざること。もとよりなれど。屋主忍男武雄心命の。紀直遠祖菟道彥女に娶たるをおもへは。旨と祭祀玉へるは。式に紀伊國名草郡伊太祁曾神社。大屋都比賣神社。都麻都比賣神社。并名神大月。大相嘗新嘗。とある。大神を祭らしめ給へるならむか。此神社の事は。神代紀に委しく云り。天皇御自紀伊國に幸坐むとし玉へるも。尋常の事にはあるへからず。必此神の御誨などありしことなるへ



し。さて紀直は。即此大神に仕奉る神主なることは。次にも云るか如くなれはなり。○車駕。儀制令。車駕行幸所稱。とあり。類書要に。凡ヨ車駕者。天子乘車而行。不致指斥也。とあり。四年下に。弟媛聞三乘與車駕。とあるなどは。正しく行幸を斥せり。○屋主忍男武雄心命。孝元紀に彦太忍信命是武内宿禰之祖父也。とあれは。此命は彦太忍信命の子なり。他書ともに見えたるもみな同じ。されど記には。武内宿禰を。直に彦太忍信命の子とせり。一世の異あるなり。此は既にも云る如く。屋主忍男武雄心命と申すは。大稻與命イナコノミの男に。彦屋主田心命ヒコノミと申かあるを。混かひて語り傳へたるものにて。記の傳の方正しかるへきよし既に云へり。合せ考ふへし。さらば今紀伊國に遺はされ玉ひしは。彦太忍信命の方なるへし。名義屋主は字の義の如くなるへきか。忍男は大男なり。武雄心は武き御心を稱へたるか。又は心は疑にて堅き意にもあるへし。○一云武猪心。永享本には武猪心命とあり。猪は雄と通音にて同じ意か。武勇を語に譬へ云るか。記に大彦命の母弟に。少名日子建猪心命と云るもあり。此紀には。一云天皇母弟少彦男心命とあり。○阿備柏原。紀伊國續風土記十六。名草郡安原庄凡八箇村。東は山東庄に隣り。西は五箇庄に接し。南は多田郷に接し。北は吉禮庄と界す。其廣袤東西四十町。南北二十町許。安原の名義詳ならず。舊一村の名なり。後小名を村名とし。五箇村に分る。江南。松原。相坂。馬場。井戸是なり。後世境原。夙。を附し。又親出島を開きて。凡八箇村とす。此地名の總名を阿備といふ。又此地は日前宮神戸の内ならん。久安年中に至りて。觀喜光院の領三上院十二郷の内に入り。安原郷といふ。又平中納言頼盛の領となる。山崎記治承四年

此邊古入海の地にて。神功皇后三韓より御凱陣の時。本國日高に至り給ひ。夫より此地に御着船あり。都に上らせ玉ふ。又武雄心命の本國にて群神祇を祭祀せし時。此地に九年留りしも。輻湊繁華の地なればならん。後世海水減退し。茫々たる原野となり。其形大に古と異れり。里民漸次に其地を耕治し。阿備七原の謠。今猶口碑に残れり。七原は。安原原吉原松原内原柏原境原是なり。村落山に沿ひ。中原曠莫にして。其中間人功届さかたき所あり。地汚下にしてはく水涼の災に罹る。寒僻の地といふへし。故に村民質朴にして浮華の風なし。松原村。江南村の長。四町半許にあり。村の異二町餘小山を隔て。柏原といふ小名あり。柏原は。書紀に見えたる阿備柏原の古名存せるなり。廢柏原王子社。小名柏原に王子ヶ谷といふあり。又王子ヶ池と云ふ小池二つあり。古王子の社ありし地なりといふ。とあるにて明らけし。紀國造系圖。孝長。康平六年任。號三阿備國造。とあり。○紀直。記には木國造とあり。記傳云。國造本紀に。紀伊國造。桓原朝御世。神皇產靈命五世孫。天。道根命。定。賜國造。姓氏錄河内國神別。紀直。神魂命五世孫天道根命之後也。また和泉國神別。紀直。神魂命子御食持命之後也。木國造は。水垣宮殿。敏達帝などに見え。紀直は。神功天皇紀國に行幸の時なり。天。平。元。年。三。月。紀直豐島爲三紀伊國造。延曆九年五月。紀直五百友爲三紀伊國直摩祖爲三國造。又三代實錄貞觀五年に。紀直氏の人に。宿禰姓を賜しこと見えたり。續後紀神代二年。紀伊守伴宿禰直男。與。國造紀宿禰高顯。不。慙。云々。の事あり。貞觀儀式に。出雲國造と紀伊國造とを任式を載られたり。他國とは殊なる由あるなるへし。とあり。氏族志云。天道根九世孫。豐布流。始賜大直姓。(紀伊國造系圖)大直木國。按紀氏族有。單稱直。國造紀宿禰高顯。不。慙。云々。の事あり。蓋國造之後也。崇神帝時。有。國造荒河刀輪。(古事記)最行帝時。有。紀直高直氏。一者。見。下。



彦(日本紀)仁明帝時。右京人近江少目伊蘇志臣廣成。同姓大和人正六位上人麻呂。及紀伊人外正八位上紀直繼成等十三人。賜紀宿禰。紀  
 伊名草郡人。正七位上滿直國立等。紀直。(續日本後紀)清和帝時。名草郡人内堅紀直貞吉。賜宿禰(三代實錄)光仁帝時。名草郡人直乙  
 麻呂等二十八人。賜姓紀。直清弟等二十三人。紀名草直。直秋人等百九人。紀思恒直。蓋同族也。(續日本紀)國造世々相傳。掌日朝  
 神宮之祀。至豐和流十六世孫奉世。無子。養武内宿禰孫行義。爲嗣。竟爲皇別之紀氏。(國造系圖)其族有湯淺氏云々。○菟道查。記には字豆比古とあり。紀國造系圖に。第一代天道根命。第二比古麻命。第三鬼刀禰  
 命。第四久志多麻命。第五大名草比古命。第六宇遲比古命と序たり。記傳云。今世に紀國若山の内に。  
 宇治と云處あり。此地名に依れる名なるへし。と云り。○影媛。記に山下影日賣とあり。記傳云。名  
 義。山下は諸木葉の變紅したる秋山の色を云。輕島宮段に。秋山之下氷壯士と云あり。影は耀くに  
 て。紅顔を美たる名なり。と云り。○生武内宿禰。此命の事は。既に孝元紀の下に云り。此命の誕  
 生の地の事は。續風土記名草郡松原村の下に。武内宿禰誕生井。小名柏原にあり。日本紀に。景行天  
 皇二年春二月云々。生武内宿禰とあるは。即此地なり。天和二年紀に。此所を位高き屋敷といひ傳ふとあり。此時兵  
 いひ傳ふるを見れば。此地武藏心命住居の地。亂うちつゝ。其事蹟漫漶すといへども。職位高き屋敷と  
 にて。武内宿禰誕生の舊蹟なること明かなり。此地境内東西十間。南北十五間。松樹茂生す。其間に井あり。享  
 保年中官命ありて。井邊に甃をなし。井欄を鎖して。平日汲ことを許さず。傍に碑を建てて武内宿禰  
 誕生井と刻し。境内四圍籬を施し。人の妄に入事を許さず。とあり。記傳云。此人の生は成務卷に。  
 初天皇與武内宿禰同日生之とあり。年紀合す。其故はまづ景行卷三年に。父命紀國に詣て。九年留り坐る間に。生玉ふ  
 けむを。成務天皇は。景行天皇四十六年。立爲太子。年二十四とあれば。二十三年に生坐るなり。然れば此天皇の生坐しは。かの十二年より  
 は。十一年後なるをや。又此天皇太子に立坐しこと。景行卷には五十一年の事なれば。四十六年とあるを誤として。五十一年に御年二十四  
 としして計れば。二十八年に生坐るなれば。彼の十二年より。十六年後れたり。又此天皇崩時。年一百七歳とあるを以計れば。景行の十四年に  
 生坐るなれども。其にてもなほ二年後れたり。如是く成務天皇の御年紀も。彼是と皆合はされは。此人の生の年もまたかには定められたる

となり。されば彼天皇と同日生とあるは買なるへし。さて此人の事。志賀宮段に始て出て爲大臣とありて。訶志比宮輕島宮を歴て。  
 高津宮段まで見えたり。紀には景行天皇の二十五年より見えて。同五十一年に爲棟梁之臣と見え。  
 成務天皇二年に爲大臣と見えて。其後仁德天皇の五十年まで見えたり。抑上代の人の中に。後世ま  
 て名高きこと。此大臣に及はなく。世に遍く語傳へたり。とあり。なほ此人の事は。尤恭紀五年に。墓の事見え  
 たるところに。とりすへて委しく云へし。

四年甲戌

四年春二月甲寅朔甲子。天皇幸美濃。左右奏言之。茲國有佳人。曰弟  
 媛。容姿端正。八坂入彦皇子之女也。天皇欲得爲妃。幸弟媛之家。弟媛  
 聞乘輿車駕。則隱竹林。於是天皇權令弟媛至。而居于泳宮。泳宮。此  
 利能彌都。鯉魚浮池。朝夕臨視而戲遊。時弟媛欲見其鯉魚遊。而密來臨池。  
 天皇則留而通之。爰弟媛以爲夫婦之道古今達則也。然於吾而不便。  
 則請天皇曰。妾性不欲交接之道。今不勝皇命之威。暫納。惟慕  
 之中。然意所不快。亦形姿穢陋。久之不堪陪。於掖庭。唯有妾姊。名  
 曰八坂入姬。容姿麗美。志亦貞潔。宜納後宮。天皇聽之。



甲子。十一日。○八坂入彦皇子。崇神紀に尾張大海媛生八坂入彦命とあり。○乘輿。儀制令。乘輿服御所稱。此事上にも云り。○泳宮。萬葉十三に。百岐年。三野之國之。高北之。八十一隣之宮爾云々。今土岐郡に久々利あり。通説に。八十一隣。則惠安郡名。今地名。於池邊云。と云るは。寺島真安が三才圖會に。美濃八十。一隣宮。有。池邊之名物。在。惠安郡。御機細久手之近邊。と云るに因れるなるへけれど。郡たかへり。○鯉魚。倭名抄。鯉魚和名古比。○留而通之。此の故事をよめる歌。夫木集に。いとねたし泳の宮の池にすむ。こひゆゑ人にあさむかれつゝ。たのめたし泳の池にすむときく。こひこそつねのしるへとはなれ。○不便の訓。モヤクモアラス。未詳。今俗にモヨリと云事あり。便字にあたり。但しモヤクと云る意は知かたし。顯宗紀允恭紀も訓同じ。○惟慕。通説云。下文幕下訓同。大殿也。源氏談所謂大殿應。蓋同意。此訓。閨中一也。然詳。上下語意。并考。下文及繼體紀。則與。曲禮所謂惟薄。不。同耳。とあり。○穢陋。字鏡。醜也。加太奈志。又噓醜加太奈志。又觀。加太奈志。とあり。○八坂入姫。記に八坂之入日賣命とあり。御名義父命に同じ。本に姫を媛とあり。此姫命後に五十二皇后と爲ませれば。媛は姫とある例なり。故今改む。下同し。

仍喚八坂入姫爲妃。生七男六女。第一曰稚足彦天皇。第二曰五百城入彦皇子。第三曰忍足別皇子。第四曰稚倭根子皇子。第五曰大酢別皇子。第六曰淳尉斗皇女。第七曰淳名城皇女。第八曰五百城入姫皇女。第

九曰驛依姫皇女。第十曰五十狹城入彦皇子。第十一曰吉備兄彦皇子。第十二曰高城入姫皇女。第十三曰弟姫皇女。

稚足彦天皇。大御名義殊なることなし。○五百城入彦皇子。御名義。五百城入姫皇女の下に云へし。姓氏錄。右京皇別。高篠連。景行天皇。々子五百木入彦命之後也。と見ゆ。此注は。續紀三十八。延暦三年八月。左大。史正六位上。衣積首廣瀨等。賜。姓高篠連。とあり。考證云。衣積首。姓氏錄不。載。於。諸史。亦無。見。云。按。に。類聚行宮抄。朱雀帝時。高篠連。あり。○忍足別。本に足を之に誤る。舊事紀に足とあるに依て改む。淤斯和氣と訓へし。忍を淤の假字に用ひしこと。忍代別などあり。足は斯の假字なり。記に押別命とあり。記傳に。押は大の意なるへし。○稚倭根子皇子。記に倭根子命に作れり。○大酢別皇子。記にはなし。記傳云。按ふに此は忍之別と一王なるか。二柱になれるなり。其は上に云る如く。忍は大の意なれば。淤富斯と淤富須と。御名の傳の。聊の差よりまきれて。二柱にはなれるものなり。かの億計天皇の御名。大脚とも大爲ともある例をも思ふへし。されは記に大酢別の無きも宜なり。と云り。○淳尉斗皇女。尉字考本永享本舊事紀に駸に作る。されと通説に。尉尉本字。古器評曰。漢尉斗蓋伸。帛之器耳。按今俗謂之火伸。とあれは。字は本のまゝにてよろし。さてこの皇女。記には見えず。沼代皇女といふかあり。又妾之子。とあり。それなるへし。されと斯と斯呂と同じきよしあるか。詳ならず。記傳に。沼は例多し。新呂は天皇の御名。新呂と同じか。又御名は舊紀に依り。御母は記の豊戸別。同じきよら。西國の地名などにもあらむか。と云れたり。考へし。○淳名城皇女。記には。又妾之子沼



名木郎女とあり。さて崇神天皇御子に。淳名城入姫命あり。御名義そこに云り。○五百城入姫皇女。御名の五百城は。御兄の五百城入彦皇子とくもに。御母の近き境なる。尾張國にて生れたまひて。其地名を御名には負し玉へりけん。そは記傳云。或書に引る尾張國風土記に。葉栗郡若栗郷有宇夫須那神社。廬入姫誕生産地也。故有<sub>二</sub>此號<sub>一</sub>と云り。此御母命は。美濃國より出坐。彼國にて天皇娶坐れは。此日女命尾張國にて生坐けむこと由あり。御兄五百木入日子命の。尾張連の女に娶坐しこと。明宮段に見えたり。是も由ありて閉ゆ。とあるにこゝに或書にて引れたるは。尾張連の女に娶坐しこと。いかなれば其名を依引れりけん。是は本書を見ず。他書に引けるを。とられたりけん。依て考ふるに。御兄の五百城入彦皇子も。同じく此地に生れたまへりしものなるへし。其は和名抄郷名に。尾張國海部郡伊福とある地名を以て。御名と爲玉へる事著明く。また式に。葉栗郡伊富利部神社とあるも。伊富伎伊富利。共に同じくして。此皇子等を後に祭れる社なるへし。さてこそ皇女を廬入姫とも申けぬ。右の宇夫須那社とあるに就て。栗田寛云。産土神の事の見えたる始なるへし。さて此社は。式同郡宇夫須那神社と見え。今上門間庄島村にありて。五社權現といひ。廬入姫命を祭ると云り。これによりて思ふに。古へは其祖神を。我本居の地に祭りて。崇め奉りしかは。其を唯に宇夫須那神とも云ひ。又は其居處離れし所に祭れるをは。氏神と云るならはしなりけん。故氏神を宇夫須那神とも通はして云しものなるへく。廬入姫御母は。尾張氏の族にて。皇后に立たまへる故に。殊に其本居の氏神を宇夫須那社と云ひしに。廬入姫命をも。合せ祭りしものなるへし。と云れたるは然るへし。

○藤依姫皇女。記に香余理比賣命とあり。記傳云。香は紀に廣とあるに依て。訶基と訓へし。御名意上に例あり。○五十狭城入彦皇子。本に入字脱したり。今永享本釋紀系圖舊事紀等に因る。名義未詳。記には若木之入日子王とあり。記傳云。若木之入日子王は。御叔父に同御名ありいか。書紀には此王なくして。五十狭城入彦皇子あり。其なるへし。書紀の方よりとあり。さて舊事紀には。五十狭城入彦命。三河長谷部直祖。とあり。倭名抄に參河國碧海郡谷部とあり。さて姓氏錄左京皇別。御使朝臣。一作宿出<sub>二</sub>自<sub>一</sub>諡景行皇子氣入彦命之後也。譽田天皇御世。御室雜使大王生等。逋逃不仕。天皇遣使尋求。並不復命。於是氣入彦奉<sub>二</sub>詔指<sub>一</sub>追<sub>二</sub>於參河國<sub>一</sub>。捕獲參來。天皇嘉令<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>御使連<sub>一</sub>。また右京に。御立史。御使同氏。氣入彦命之後也。持統天皇御代。居<sub>二</sub>參河國青海郡御立地<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>御立史姓<sub>一</sub>。とある。氣入彦命は。五十狭氣入彦命にて。五十狭三字脱せしにやあらん。なほよく考へし。氏族志には。氣入彦命を。五百城入彦命の事とせり。姓氏錄高彥連の一種に載<sub>二</sub>たれば。さもあらん<sub>一</sub>。○吉備兄彦皇子。考なし。舊事紀に。豐國別命。吉備別祖。とあり。此紀には豐國別命は。日向國造始祖とあり。よしはなきにや。○高城入姫皇女。記には高城比賣命とあり。山城志綴喜郡高木村あり。此の御名は記傳に。應神天皇の妃の。高城入姫命の御名と混ひたるなるへし。と云り。○弟姫皇女。右十三柱の内。四柱は記と合り。八柱は御母異なり。今一柱大酢別皇子は記に見えず。此事は既に上に注へり。

又妃三尾氏磐城別之妹。水齒郎媛。生五百野皇女。次妃五十河媛。生神







なり。姓氏録に。垂仁皇子なる五十日足彦命を。讚岐公酒部公祖と。さて此皇子の事に附ては。松岡調が讚岐國兩王墳墓考と云書に委しければ。今其大略を此に擧ぐ。云く。神櫛王御墓は。三木郡武列鄉牟禮村 高松村との境に在て。土人王墓と稱ふ。神櫛王は本國に赴任て。山田郡に殿舎をしつらひ居住給ひてより。漸々に富榮えて。其子孫も國內の所々に蕃息玉へり。三代物語にも。神櫛王者讚岐國造始祖云々。寒川三木山田諸郡苗裔最衆。植田神内三谷十河等。皆其支流也。とあり。此物語は後世の書なれど。古書に見えたる氏は。續日本後紀に。承和三年三月云々。三代實錄貞觀六年八月云々。姓氏錄右京皇別讚岐公云々。酒部公云々。武部云。此云々とした。尙あるへし。然らば和氣酒部は。神櫛王の後裔なるを。讚岐公系圖にと知へし。序に云。神櫛といふ御名の櫛も借字にて酒部。此王の御璽を記れる神社の櫛梨も酒部。また城山の城も酒ならんも亦知へからず。又由良神社に。神櫛王の醴酒の器と云かあるも由あり。此社の事は尙下にいへり。

神櫛王。景行天皇第十七子。母五十河媛也。次千麻命。次能麻命。次森葉麻命。次小枝大別命。次吉美大人。吉を古。美を卷に。作る本もあり。次油良大人。次坂根麻呂。次笠麻呂。次小櫛麻呂。次海麻呂。浦上一本。浦字あり。浦一本。浦字あり。浦一本。浦字あり。次浦津大人。浦一本。浦字あり。浦一本。浦字あり。次吉美大人。吉を古。美を卷に。作る本もあり。何れの御代の人とも記さざるかくちをし。されど全讀史讚岐國造世紀に。十河氏譜曰。神櫛王云々。其子曰。千麻命。成務帝。國郡立。造長。縣。置。櫛梨。並。賜。櫛梨。以。爲。表。百姓。以。安。蓋。是。時。也。其。子。曰。能。麻。命。神。帝。命。以。爲。國。造。所。言。須。賣。保。禮。命。是。也。其。子。孫。孫。孫。命。其。子。曰。小。枝。命。其。子。曰。大。別。命。其。子。曰。吉。美。大。人。武。烈。帝。御。宇。天。雨。火。諸。國。作。石。室。蓋。此。時。也。其。子。曰。油。良。大。人。移。府。於。山。田。郡。油。良。即。油。良。氏。之。祖。也。云々。其。子。曰。坂。根。麻。呂。飲。明。帝。二。十。八。年。諸。國。洪。水。敗。不。隊。人。相。食。矣。其。子。曰。立。雲。崇。峻。帝。二。年。七。月。定。讚。岐。國。境。蓋。有。強。場。之。事。也。其。子。曰。小。櫛。麻。呂。大。庭。古。者。民。實。直。而。國。造。之。政。以。仁。惠。爲。本。而。後。世。國。造。之。政。廢。而。民。墮。土。炭。是。以。孝。德。帝。諸。國。置。國。司。以。按。檢。之。其。子。曰。浦。津。麻。呂。此。時。天。智。帝。城。于。屋。島。而。成。又。山。田。郡。民。家。主。四。足。嶋。其。子。曰。浦。津。大。人。當。持。統。文。武。之。間。蓋。從。神。王。一。至。于。此。經。世。十。三。歷。年。六。百。食。邑。於。三。谷。曰。三。谷。氏。食。邑。於。植。田。曰。植。田。氏。食。邑。神。内。曰。三。木。曰。寒。川。曰。十。河。皆。以。其。食。邑。爲。稱。蓋。後。世。有。傳。其。族。一。者。而。送。交。云々。と記せるは。國史

及諸書より抄出して。配り當たるものならむ。然るに國造本紀に。須賣保禮命を三世孫とあれば。森葉命なるへきを。能麻命に充たるは。いかん。上に引系圖に。千枝大別命と有るを。小枝命大別命の二人とす。三代物語に。神櫛王五世孫孫目命と有は。大別命にあたるか。將吉美大人にあたるか考ふべし。油良大人。山田郡上田井村由良山の説に。由良神社と云あるは。此大人の櫛を記れるならむ。神櫛王の醴酒の器と云ふ大鏡二口を。境内に埋てあり。又由良社印といふ古銅印も傳りて。蓋社なり。また清宮神社名帳。千手堂神名帳等にも見えたり。又小櫛麻呂。寒川郡に。大串小串と云ふ。海に突出する山。按ふに此神櫛王の本國に分任され給ひ。後三世二所もあり。小串は由あるか。又香川郡。小櫛神社と云ふもあり。

孫須賣保禮命に至り。國造に任給て。代々を経る間に。讚岐公といふ姓を玉はりて。遂に臣の列に編入たるならむ。爰にこの王の居住玉ひし所は。山田郡古高松村に其館墟あり。三代物語に。神櫛王館墟。在古高松津村云々は。宮所郷則今の前田村ならむかし。其は讚岐舊事記に。神櫛王者讚岐國造之始祖而。食采於山田郡。其後世稱讚岐公とある上。和名抄本國山田郡郷名の段に。宮所美也止とあるにて知られたり。借も前田と改まりしは。何の代の事ならん詳ならねど。今西前田村に。宮土地と云て。稍開けたる所あり。是そ彼殿舎の蹟所なるへき。此所の地形は。山の麓にて。五十間四方許の平地にして。南面の所なりとす。借此所より二十間許隔て。兩方に大なる。壙。などありと聞り。然るに全讀史に。神櫛命封山田郡。止于屋島下。蓋今之牟禮壙云々。また上に引る三代物語の説など如何あらむ。或人云。古高松村なる櫛氏の宅所は。神櫛王の館墟にて。彼所の鎮守に王荒神と云ふ御あるか。即ち神櫛王を祀れりといふ。全讀史三代物語等の説も。此所の事ならん。又城山神社の舊記に據に。景行天皇の御代に。南海に住る大魚を誅討玉ひし勳功に依て。本國に任れ玉へは。館舎を城山に造營て居玉ひ云々。とも見ゆ。全國を治め玉へるなれば。國內には所々に殿舎もあるへきか。借この神櫛王久しく座々て。國內を遣る限なく治め給ひて。後遂に薨坐るを。此傳も城山神社の舊記にみゆ。仲哀天皇の八年に。壽百二十歳にて薨とあるに。三木郷牟禮村に葬り奉りしなり。玉藻集に。神櫛王一名神櫛別命云々。治山田郡。薨葬于三木郡武列鄉。呼其地曰王墓。三代物語に。王墓在牟禮。神櫛王。邑于山田郡高松。葬于木郡武列鄉云々。と。さるを王墓と稱るを。大墓と訛りて。數多の星霜を経るかまにく。恐くも衆人の墓もあるにて著明し。



所となりて。汚穢を極めて。其兆域さへも詳ならず。尙且なる御標石のみ建たりしを。全歴史に。王墓在。津村東。云々。

有二立石。一則高五尺七寸。一則高四尺三寸。皆此面。割。星辰象。蓋神標王之墓也。又さぬきものかたりといふ書に。三木郡牟禮の里。王墓と云所の丘に。長さ石の二つありけり。其石を土人のよき権石なりとて。近き邊に流るも小川の橋に架。てければ。重の蓋ひ所となりて。月日を経る程に。其邊の家。の庭の夢の。白き。或東したる。風高き人の現て。宜給へるには。我は神標の御子なり。我墓するし。の石を橋に架。て。願せるかいと。願たし。とく。元の所へ。返すへし。しからず。は。里内に。其を。おこして。示さむものを。どのたふと思ふまじに。夢は。さめたり。借つとめて。彼。庭の。しかく。と。路れるを。里人。聞つきて。其は。恐き事なりと。直ちに。其石を。元の所へ。返しければ。何の事もなく。其年は。殊に。たなつものも。常より。は。よく。みのりたりと。なむ。と云事もあるは。同し。所。の。事。と。見ゆ。斯て。此石の。御墓。再興の。を。り。上に。小石を。うづ高く。盛て。現今は。見え。す。なり。ぬ。其石に。形たる。星象。といへるは。明治二年五月に。從四位高松藩知事源朝臣。題字。書に。載たる。日。隔。東。か。寫。得。たる。上。古。之。文。字。と。云。内。なり。數字。に。似。たり。

神祇官の許可を得て。再營にかゝりしを。翌三年九月に至て。全く落成て。御墓の隆盛を再び往古に引返し奉しかは。現今は官より守部(二戸)を置れて。朝夕の洒掃嚴重にして。甚も清々しき御墓所とはなりけり。然るに此王の御墓と云か所々にあるは。皆其子孫等の墓を云なるへし。阿野郡なる十瓶山

如此て此神標王の神靈を。齋祀る神社は。國內には數所あるか中にも。城山神社名神大の官社におはして。神位をも度々授け給へり。又菅家文章に。祭。城山神。文。云々。伏惟境内多。山。玆山獨峻。城中數社。茲社尤靈。是用吉日良辰。禱請昭告。誠之至。矣。神其察之云々。正徳五年。藤原春野の社記ありてくはし。楠梨神社。式の小社にて。國史に。授位の。事。も。見え。され。と。朝野群載に。御體御卜の。段。また。永高記。千手堂。神名帳。にも。見。えて。本國。にて。は。有。名。なる。社。に。お。は。し。ます。

等は官社に列せられ給へり。と云るはいと詳なればこゝに載す。(櫻州府志) 又有。阿波。脚。昨。別。系。出。神。標。別。宿。習。住。王。(日本書紀) 神。本。書。及。性。氏。錄。屬。住。爲。神。標。別。之。後。無。不。疑。然。其。世。今。不。可。考。

○播磨別。播磨は和名抄に波里萬。名義は此國風土記に。萩原里土中中。右所。以名。萩原。息長。帶日。賣命。韓國。還上。之時。御船宿。於此村。一夜之間。生。萩。根高一丈許。仍名。

萩原。即開。御井。故云。針間井。其處不。聖。また。仍。萩。多。榮。故云。萩原。也。とあれど。なほ上代より有し名なるへし。國造本紀に。針間國造。志賀高穴穗朝御世。以。稻背入彦命。孫伊許自別命。定。賜國造。とあり。伊許自別命は。姓氏錄右京皇別。佐伯直。景行天皇々子稻背入彦命之後也。男御諸別命。稚足彦天皇。御代。中。分。針間國。給。之。仍。號。針間。別。男。阿。良。都。命。一名伊許自別。譽田。天皇。爲。定。國。界。車。駕。巡。幸。到。針間國。神。崎。都。瓦。村。東。崗。上。于。時。青。菜。葉。自。崗。邊。川。流。下。天。皇。詔。應。川。上。有。人。也。仍。差。伊。許。自。別。命。往。問。即。答。曰。己。等。是。日。本。武。尊。平。東。夷。時。所。伊。蝦。夷。之。後。也。散。遺。於。針。間。阿。藝。阿。波。讚。岐。伊。豫。等。國。一。年。の。下。に。出。た。仍。居。地。爲。氏。也。

後。改。爲。伊。許。自。別。命。以。狀。復。奏。天。皇。詔。曰。宜。汝。爲。君。治。之。即。賜。氏。針。間。別。佐。伯。直。姓。一。也。直。者。謂。所。賜。氏。也。爾。後。至。庚。午。年。脫。落。針。間。別。三。字。偏。爲。佐。伯。直。と。あり。

平田。書。云。右。の。姓。氏。錄。文。を。空。引。る。姓。氏。錄。の。文。の。次。に。即。賜。氏。針。間。別。云。と。ある。下。に。此。孫。阿。良。都。命。男。云。と。ある。二。十。六。字。脱。け。む。を。幸。に。此。傳。に。存。れる。に。そ。有。へ。き。白。國。氏。系。譜。に。此。譜。は。彼。國。の。氏。人。の。持。傳。へ。たる。物。にて。珍。らし。き。事。も。往。々。見。え。たり。稻。背。入。彦。命。(母。皇。紀。曰。五。十。河。姫。命。父。天。皇。有。八。十。之。子。仍。配。于。諸。國。) 稻。背。命。封。于。針。間。國。仍。新。羅。波。那。之。地。造。宮。而。針。間。國。別。之。始。祖。也。また。御。諸。別。命。(入。彦。命。の。御。子。に。系。て) 成。務。天。皇。配。分。針。間。國。給。之。離。鹿。野。造。宮。居。と。あり。(新。羅。波。那。は。同。謂。と。仁。德。天。皇。紀。に。因。る。に。玉。代。と。い。ふ。地。なる。へ。き。を。土。人。に。よ。く。關。正。す。へ。し。と。云。り。

さて中。分。針間國。給。之。とある文に依て考ふるに。此國の別となりしは。稻背入彦皇子及御子御諸別命なりしを。國造にせられしは。其孫伊許自別の世なるへしと。栗田寛云り。此氏人仁德紀に。國造速待。また續紀九十卷に播磨直弟兄乙安あり。又播磨風土記等に見えたり。また國造本紀に。針間。國。造。と。ある。は。眞。姓。なり。其より後は。姓なき人。外記日記。除目申文鈔。小



右記。權記等に見え。宿禰姓の人。權記。宇佐大鏡等に見え。其族播磨大椽。及總檢校に補せられしこと。朝野群載に見えて。陸續絶えず。また播磨造。除目大成鈔にあり。拾芥抄に朝臣とあるも又此族なるへしと。氏族志に詳かなり。さて別は記の此天皇段に。別賜國々之國造。亦和氣及稻置縣主也。此記にも下に。當封國郡。故當今時。と見えたる和氣にて。別は傳に。和氣は諸國處々に在りて。上として其地を治むる人を云。と説れたるこれなり。皇子等の御名。某別せあるも。かなそれより出たるものなること。下に委く云ふ。

次妃阿倍氏木事之女高田媛。生武國凝別皇子。是伊豫國御村別之始祖也。次妃日向。髮長大田根媛。生日向襲津彦皇子。是阿牟君之始祖也。次妃襲武媛。生國乳別皇子與國背別皇子。一云宮道。豐戸別皇子。其兄國乳別皇子。是水沼別之始祖也。弟豐戸別皇子。是火國別之始祖也。

阿倍氏は。大産命之後なること。孝元紀に見えたり。○木事。名義未詳。神代紀與台産靈。記反正丸。週之許基登臣。性氏錄。布宿宿禰。此は同名の例也。○高田媛。地名なるへし。倭名抄伊豫國風早郡高田よ。あるか。もしくは御母伊豫國より出たまへるなどにて。其御子。子やかて其國の君とばなり玉へるにもあるへし。又山城國萬野郡高田郷。式河内國澁川郡鴨高田神社見ゆ。○武國凝別皇子。名義異なることなし。此皇子記にはなし。舊事紀には。武國凝別命筑紫水

間君祖とありて。又別に武國皇別命。伊與御城別。添御杖君祖とあり。疑はしき事なり。御城は御村の誤別と申す御名の例なし。○伊豫御村別。此事は僧圓珍か系圖に。三井寺實錄にある處の。和氣氏系圖なり。景行天皇第十二皇子。武國凝別皇子。伊豫國御村別。御村二字出にていたく書はれ。讚岐國口父首等始祖とあり。今其系を採。摘みていはく。此皇子の子水別命。又名三津別命。此命の系今略けり。次津守王。又名大笠別命。命小笠別。次阿加佐乃別命。次口口命。次百日女命。右六人。母高志道君祖伊知利生女都夫良媛とあり。津守別命の子。和備乃別命。子皮奈陋乃別君。此人の系略けり。次阿佐乃別命。其子麻呂子乃口別命。其子眞淨別君。其子口尾口君。此人從伊豫國。到來此土。信友云。今按此土。謂讚岐也。其子忍波。首長。次與呂豆。此二人隨母負。曰志百姓とあり。さて忍波の子忍口。其子止伊。次豐日。次宇麻。豐日宇麻の。止伊の子に小山上身。難破長柄朝廷住立帳とあり。身の子口足。此人の系略けり。次友足。此人の系略けり。次廣足。次足國。次五百島。次足背。次攷足。足國以下の人。の系をも略く。廣足の子道高呂。次宅口主。次人口。次船口人。宅口主以下の。道高呂子宅成。後得度僧仁德。宅成の子僧圓珍。次福雄とありて。圓珍か家の系統圖と。支流圖とを引たり。圓珍和氣氏にて。讚岐國人なる證は。天台座主記。元享釋書等に見えて。たしかなれば。伊豫御村別より出て。後に讚岐に來り。さて和氣氏をもて氏とせる事知られたり。此事はなほ下に詳に云ふ。其は三代實錄に。貞觀八年十月。讚岐國那珂郡人因支首秋主云々。多度郡人因支首純雄云々等九人。賜三姓和氣公。其先武國凝別皇子之苗裔也。とあるにて知られたり。さて御村は詳ならず。式に伊豫郡伊預神社。



名神とある社を。三代實錄に伊豫村神と爲るは故あるか。考へし。○日向髪長大田根媛。本に媛字を  
 し。今集解本に據古本一補。とあるに従ふ。名義字の如くなるべきか。また通證に。應神紀亦有二日  
 向髪長媛。疑髪長是地名。とも云り。さて倭名抄諸縣郡大田。○日向髪津彦皇子。媛は神代紀に出。  
 大田國也。○阿牟君。阿牟は和名抄長門國阿武郡阿武あり。されど國造本紀に。阿武國造。日向日代朝  
 御世。神魂命十世孫。味波々命定賜國造。とあれは異姓なり。舊事紀に。日向髪津彦命奄智君祖とある  
 方。正しかるべくや。されど記に。天津日子根命。倭國知事之祖。と類聚國史弘仁二年三月。阿牟公人足。授外從  
 五位下云々。文德實錄阿牟公門繼といふ人あり。これらは國造の流にもあるへし。  
 ○裴武媛は。記傳云。熊曾國の女人にて。武媛と云名なるへければ。ソノタケヒメと訓へし。父名は  
 傳はらさりし也。さて國乳別。國背別二王も記にはなし。○國乳別皇子。國背別皇子。乳も背も共に美  
 稱なるへし。乳は大戸道などの知に同じ。舊事紀には。次妃裴武媛生國乳別皇子。次國背別  
 皇子亦名宮道別皇子とあり。されど國疑は武國疑別のまかひしものなるへし。○一云宮道別皇子。舊  
 事紀には。國背別皇子の亦名とせり。和名抄參河國實飲郡宮道。○豊戸別皇子。記云。又妾之子豊戸  
 別王とあり。記傳云。戸は速の意なとにやあらむ。舊事紀に。豊門入使命と云を傳へ。とあり。○水沼別。  
 倭名抄筑後國三瀨郡。これなり。さて神代紀にも。宗像大神を此筑紫水沼君等祭神是也とある。  
 其は天孫本紀に。饒速日命十四世孫物部阿遲古連公を。水間君等祖とある是なり。此人は守屋大連の

弟なるに。雄略紀に水間君名狀と云ふ見えたるは。此皇子の御末なるへし。外記日記類聚符宣抄に。式部大藏  
 未。さてまた天皇本紀に。國乳別命を伊與、宇和、別とあるは。違へるか如くなれど。和名抄伊與國宇  
 和郡三間美とあるは。水沼の略と聞ゆれば。其子孫の蕃息りて。伊與にも移住るから。然る地名も  
 出來れるなり。さてまた同本紀に。武國疑別命を筑紫水間君祖。國背別命を水間君祖とあるは。共に同じ御兄弟の混れなるへし。ま  
 出れるなり。た豐門別命を。三島水間君とあるは。筑後國神名橋に。三瀨郡信從五位下三島神とみえたり。此も水沼君の一行なる  
 ものなほ此紀下十八年の處に。水沼縣主猿大海と云かあるは。一處。此は三瀨郡の舊名に三瀨。の縣主にし  
 て。皇子は別となりて。廣く其地を知看し。縣主は其下に屬たるものとすへきなり。しか見されは。一國に  
 なるか如く。なほ此水沼の事は。神代紀に云るをも見合すへし。筑後人船曳鐵門曰。己か家にて三百年以  
 來。明治の今日に至るまで。二里餘を隔てかけたる。郷社三瀨郡高三瀨村にあり。弓頭神社と稱へ  
 て。開國の君國乳別皇子をそ齋ひまつれる。正殿西南而上。第一殿若皇子神。御形神石三座。第二殿  
 弓頭神。御形神石陰陽二座。第三殿弓頭御子神。御形神石陰陽四座。總て九座を鎮り給ひける。第二  
 第三殿は。正殿  
 中の小祠を云。境内に須佐乃乎神社。境外に若皇子神社そ。既くよりまじくける。さて皇子の御墓を。  
 烏帽子塚と云て。今は其邊り田島とされるか。纒に残れる圓丘の形以て。烏帽子塚とは云るなり。其  
 地形を視るに。湍池四方に周りて。最も嚴重しき山陵の製なり。近世開墾せし時にほり出たる。曲玉  
 管玉。金銀鍍青銅。矛刀劍。忌笠の類。多くは神庫にぞ藏めたる。此他古塚二所あり。其製大抵烏帽子  
 塚に同じ。按ふに皇子より三世までを。此地に葬しまつりて。四世より以下數十世は。宮本安武等の



山野にぞ送たりけん。此二村の内には。四十餘所の古墳ありて。俗にイロハ塚とそいへる。今全形のまゝにて存在れるは。宮本村なる鬼塚権現塚なり。此二塚はさながら京畿の山陵の如し。鬼塚は王塚なり。さるも此宮本村なる玉垂命神社に。建徳元年の繪縁起あり。武内大臣高三瀨廟院にて。皇子と征韓の軍議したまへる圖を載す。本社傳説には。征韓の御時。弓軍の總督にてまじりより。弓頭大神と稱す。と見ゆ。さるを本國天慶神名帳には。三瀨郡五十三前の中。借從五位下宗形神御縣神と連ね載て。右時吏奉<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>位也。而位記紛失不知<sub>二</sub>叙日<sub>一</sub>と見えたるそ。若皇子神と弓頭神との兩社なるへき。本村即水沼御縣の地なれば。國祖の都邑を別玉ひしより。水沼若皇子世禰治の本所なれば。御縣の稱本村を置て他に有へきにあらず。開國の皇子を祀りて。御縣神とそ稱へ奉りたりけん。さるは當時の國司。水沼君の持齋<sub>二</sub>宗形神<sub>一</sub>と。皇子の御靈にます御縣神と。後日奏上を経て。本位に叙し奉らんか爲に。借位を授け位田を奉りて。朔幣の例などに預奉りけん。さてこそ村内に。祝田土器田燈油田などの地字。數多散在たりけれと云り。さもあるへし。○火國別。火國は和名抄に肥前比乃美知乃久知肥後比乃美知乃之利とある是なり。名義は下の十八年五の處に見えて。そこに委しく云へし。國造本紀に。火國造。瑞籬朝大分國造同祖。志貴多奈彥命兒。運男江命定<sub>二</sub>賜國造<sub>一</sub>。粟田寛云。運男江は建男祖の誤しなり。この事十二年の下に云。とあり。此は記に神八井耳命者。火君之祖。姓氏錄右京皇別。火同祖。多朝臣同祖。神八井耳命之後也。とあるさ。また大和。肥直。多朝臣同祖。神八井耳之命之後也。とあるに同じく。崇神天皇の御世より。既に國造にてありしなり。十二年の處にも。熊襲身帥の子。市鹿父賜<sub>二</sub>於火國造<sub>一</sub>とあるも。其子孫を

り。然るにこゝに。豊戸別皇子を。火國別と云るは。皇子の御末の。此後に火國を賜はりしか如く通えられた。なほしからず。此御世の別は。みな其皇子等の。封され玉ひしものなれば。此事は下に委しく云。また別の事もそこ。こゝも右に云る水沼別の如く。もとよりの造はあれども。此皇子は別となり玉ひて。なほ其上に坐々て。廣く火の國を知玉ひしなり。なほいは。火國造はあれども。國造本紀に依るに。肥前國に末羅國造。肥後國に阿蘇國造。兼分國造。天草國造等ありて。持分たりしを。火國別は。ひろくそれらを總括せりしなり。さて舊事紀には。豊門別命。三島水間君。菴智首。壯子首。粟首。筑紫火別君祖。とあり。こゝに筑後國人矢野幸夫か縣苞と云ものに。豊戸別皇子は。肥前國三根郡に封せられ玉ひ。御墓三根郡白石村にあり。營築甚嚴重なり。かの筑後國宮本村と。相去道程二里餘あり。と云り。なほよく聞かまほしきものなり。

夫天皇之男女前後并八十子。然除日本武尊。稚足彥天皇。五百城入彥皇子之外。七十餘子。皆封國郡。各如其國。故當今時。謂諸國之別者。即其別王之苗裔焉。

前後并八十子。記云。凡此大帶日子天皇之御子等。所錄二十一王。不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>記五十九王。并八十王之中云云。とあり。記傳云。八十柱とは。元よりの傳への意は。唯大數を云るにて。俗に七八十人必しも精く



計へてには非し。と云れたれど。また自れ其餘七十七王。などあれば。古より正しく八十と取て。計へたるものを見るへし。善事紀には。天皇所生男女總八十一皇子之中。男五十五。女二十。皇女二十五。合七十五。各封一州縣。不入一國史。と云て。五十五皇子。一皇女の御名を學たり。信かたきこと。十六。就中。留六皇子男五女一。以外皆封一州縣。矣。皇子五ともなり。されど右の文か。八十一皇子と古より傳へたる説あるに據て。御名ともは後に作れるにもあるへし。○除日本武尊云々之外。記には。若帶日子命與倭建命亦五百木之入日子命。此三王負三太子之名。自れ其餘七十七王云々。とあり。記傳云。三王負三太子之名とは。是上代の常なり。抑上御代々々に。日嗣御子と申せるは。皇子たちの中に。取分て尊崇めて。殊なるさまに定め賜へる物にて。其は必しも一柱には限らず。或は二柱三柱も坐しことなり。まつは皇后の御腹の御兄。さて。かくて御位は。必其日嗣御子の中なるを。繼坐けは。殊なる由ある皇子たちなり。皇太子と云故に。其字を取て。日嗣御子に用おたるなり。さるは遂に御位を嗣さる。然るに漢國にて。王の位を嗣くへく定めたる子を。皇太子と云故に。其字を取て。日嗣御子に用おたるなり。さるは遂に御位を嗣さる。坐。其御子等の中に。元來も然定置賜へる物なれば。彼皇太子よく當りたれども。彼は元より一人に限りて定めたる稱。此は一柱には限らざる御稱なるは。同しからず。異なることあり。されはひた。いて其證を具に云むには。先背不合命の御子たちふるに。太子字には泥むへからず。上代のさまをよく考ふへきなり。四柱の中に。五瀬命と若御毛沼命と。二柱太子に坐せむこと。又神武天皇の太子は。神八井耳命と。神沼河耳命と。二柱にて坐しこと。共に彼御段に委く辨へたるか如し。次崇神卷に。四十八年豊城命と活目命と。二柱の内を。御夢に因りて。嗣に定め賜へるも。元來此二柱。太子に坐るか故なり。次に垂仁卷に。三十年天皇詔五十瓊敷命大足彥尊曰。汝等云々。とある。此も二柱太子に坐しか故なり。若し然らずは。いかてか此二柱に限りて。此詔あらむ。五十瓊敷命の御墓。附陵式に載りて。後まで祭賜ふをも思ふへし。次に應神卷に。四十年天皇召三大山守命大鷦鷯尊之間之曰云々。とある。是又此二柱も。宇遲稚郎子と共に三柱。元より太子に坐か故なり。故其より前

二十八年の處にも。太子菟道稚郎子と記され。仁德卷には。初天皇生日。木苑入三子產殿云々。則取三鷦鷯名。以名三太子。曰三太鷦鷯皇子。と見え。此記明宮段にも太子大雀命。姓氏錄雀部朝臣にも。應神御世皇太子大鷦鷯尊とあり。此ら皆上代よりの傳言の隨に記せる文なり。又宇遲若郎子の。帝位を固。大雀命に讓避賜ひしも。大雀命は御兄にて。共に太子に坐か故なるをや。然るに書紀は。何事も漢國のふりをまねられたるは。皇太子を立賜ふ事なども。上代より全漢國の如くに。文を作りて記されたる。と云れたる。まことに動かさざる説なり。此三皇子負三太子之名。したまへるも。此説にて明らかし。○皆封國郡云々。記には。其餘七十七王者。悉別賜國々之國造。亦和氣及稻置縣主也。善事紀にも。就中。留六皇子。男五女一。以外皆封一州縣。矣。云々。とあり。この事次に云へし。○諸國之別。記には右に云る如く。國造和氣稻置縣主と。種々の名目ともあるを。此紀には別とのみ云ひて。自餘を云はぬはいかに云に。まつ和氣と云稱は。これより以前にも。記に境岡宮段に。血沼別。多遲麻竹別。伊邪河宮段に。萬野之別。近淡海蚊野別。若狹耳別。三河穗別など。なほ其次々にも見えたれど。其は未一國と云はかりの。ひろく大きな土地を治むる。職名にはあらざりけむを。此御代に皇子等を封し玉へるは。名號同じけれとも。みな一國とも云へき州縣を。授けたまへるなれば。國造などよりも貴くして。自餘の國々の司をも。總管たまへりしなり。故此御世に。皇子を封したまへりしは。みな某別とぞ稱しけん。されは此までの和氣と。ひとしなみに。はおもふへからず。なほ次々に云へし。さらば。神櫛皇子。是讚岐國造始祖也。日向豐津彥皇子。是阿牟君之始祖也。などあるはいかにそと云に。此は神櫛皇子三世孫須賣保禮命。應神天皇の御世に國造と



なれる。其後の名をはしめにくらして云るものにて。神楠皇子の讃岐に封さるれ玉ひし時は。なほ讃岐別と申しなりけり。また日向襲津彦皇子は。此の御世に阿武國造味波々命の上に立て。阿牟別とそましましけんを。阿牟君とも申しなるへし。君と云稱は。右に云る國造和氣稻置縣主などの職名の泛稱にて。いつれにも互りて云しことは。繼體紀に筑紫國造磐井を。記にけせ紫君石井また紀にも其子筑紫君萬子とあり。さて後には其君と云るも。自ら職名とはなれりしものなるへけれと。此はなほ其始なれば。阿牟別と云りしものなること決し。皆封國郡。各如其國。故當今時謂諸國之別一者云々。とあるをおもふへし。さて記傳云。和氣は國造稻置などの類にて。諸國處々にありて。上として其此を治むる人を云。名義は別と書るは借字にて。吾君兄の意なるへし。と云れたれと。なほ思ふに。記に別賜とある別字の義なるへし。さるは國々の君に分任し給へるに因て。其稱號を和氣とは。負せたりしなるへし。さてまた記傳に。別を戸と云れたれと。此御世の別は職名にこそあれ。戸となりしは後なり。其次に記傳に。また云れたる言に。今時謂諸國之別一者。即其別王之苗裔焉とある。此文には心得ぬこそある。其故は謂諸國之別一者とのみ云ては。七十餘皇子の御子孫の。世にある者は。皆悉其別と云戸のみにして。國造稻置縣主など云は。無かりしか如く聞ゆ。紀中に神楠皇子。是讃岐國造之始祖也。日向襲津彦皇子。是阿牟君之始祖也。など記しなから。此にたゞ別とのみあるはいかゞ。一を舉て餘を省く例は常多けれと。此文は其例とは聞えず。たゞ別と云に限れる如く聞ゆるなり。とあるは思ひ漏されたるなり。神楠皇子日向襲津彦皇子の事は。上に

云るか如くよしある事也。○別王。本にワカレノミコと訓めるはあたらず。和氣能美古と訓へし。其は右に云るか如く。此御世の皇子等は。みな國郡に封されまして。諸國之別となり玉へれば。やかて其別を稱號として。別王とは云しなりけり。其は後世大宰帥になり玉へるを帥の號王。一品に叙せられ玉ふを。一品親王ともいふなる稱なり。思ふに此は諸國に分任し賜へる王と云意にて。香れたるにもあるへけれと。上に謂諸國之別一者とありて。即其別王とつゞきたれば。かの諸國の別てふ戸も。分任し賜へる意より出たる如く。一に混りて聞ゆるなり。若くは撰者も然心得誤りて。如此は記されたるにやあらむ。と云れたるは。これも思ひおとされたるなり。さて古昔人名に別といふか多きは。職名より起りて稱號となり。また氏姓ともなれるなど。種々あるを爰に云へし。其はまつ僧圓珍か和氣氏系譜に依て。信友か附考に云。今此系圖を檢るに。名に連たる稱號は。後世の氏骨を合せたる如き稱にて。はた次第ありてきこゆるを。辨へ試むとせ。其はまつ上祖武國疑別皇子の御子をはしめとして。世々某乃別命とあり。此別は記に。國々之國造亦和氣。之別云々と見えたる和氣にて。傳に和氣は諸國處々に在りて。上として其地を治むる人を云ふ。と説はれたるこれなり。さてこの和氣は職なるを。名に連ねて稱號とせる例にて。後世の氏骨を合せたるか如し。古の一制なり。かくて此系圖なるは。武國疑別皇子より。世々相繼て。伊豫の和氣なりしと通えたり。さて其後孫にかよひて。某別君と云ふか世々相繼けるは。武國云。此は此系圖に。武國疑別皇子の子に。水別命。津守別命あり。其水別命の末に。爾須古乃別君。宮手古別君。と云かあり。津守別命の末にも。皮奈爾乃別君。加尼古乃別君。など云か見たるを云るなり。其職の和氣をば停められて。更に和氣の稱を存して。別君と云ふを稱號に賜ひたるにて。これも氏骨を合せたる如き稱なるへし。奈氏之古系圖に。某某公と書る。また其支流に。某君と云ふと同例なり。たもひ合すへし。



かあるは。武城云。伊波志君。友足子。君。など云る名もあり。別を除きて。君と云ふ稱を賜ひたるなるへし。系圖を按るに。これら  
 みなそのかみいまた必しも。氏と骨とをきはやかに分別つへき御制の。なかりし頃の事と察られた  
 り。かくて別君の後孫。忍波。其弟與呂豆より。はしめて世々たゞ名のみ書て。稱號を記さず。然る  
 は系圖に。此二人の父。伊豫より讚岐に來り住み。二人は母に隨ひて。百姓となりたる由見えたり。  
 母讚岐の百姓にてありけん。身の賤しくなれるか故に。別君の稱號を避りて。自ら和氣を以て氏とせ  
 しなるへし。公より改稱したるは。此二人下の系譜によりて推考するに。大凡推古天皇の御世の頃の人の察ら  
 れたり。景行天皇の御後の和氣氏も。准へて考へし。と云れたるにて心得へし。景行天皇の御後の和氣氏は。  
景公。神傳命の後なる和氣朝臣等あるを云るなり。○苗裔の訓義は。重胤云。苗裔を私記に美阿那須衝と訓じ。顯宗紀に出たる天皇  
 の御詔に。御裔。僕是也とある。御裔をも阿那須衝と訓せたるは。俗に子孫の事を阿登と云に同じくし  
 て。即神代紀なる足端に等しく。先祖を頭として對へたる稱也。足と云。右の二の裔をアナスエと云は。  
 此の足端に同じきを。阿のアと。美のアと。片假名の混らはしきに依て。通證に御名末也と云る。其  
 も然る事にはあれども。今も俗に人の後を繼ぐ事を。跡目とも跡繼とも云る。此例によらは。アナス  
 エと云むも強言には非るへし。と云へり。此はをほよく考へし。

是月。天皇聞美濃國造名神骨之女。兄名兄遠子。弟名弟遠子。並有國色。

則遣大碓命。使察其婦女之容姿。時大碓命便密通而不復命。由是恨大碓命。

美濃國造名神骨。記開化段に。日子坐王子神大根王。亦名八瓜入日子王云々。三野國之本巢國造長幡部  
 連之祖。とあり。國造本紀に。三野前國造。春日率川朝皇子彦坐王皇子。八瓜命定賜國造。此三  
 野。國造。志賀高穴。磯朝御代。以。物部連。栗田寬云。前後と云は。何の御世に如何分てるにか。物に見え  
 出雲大臣命孫。臣賀夫其命。定賜國造。とあり。然はあれど此三野前國と云は。記に三野國之本巢國造とあるを思ふに。本巢郡より京師に近き方  
 をさせるには非るか。其由下文。に云へし。さて記傳に。三野國之本巢國造を。三野國造。本巢國造と二氏ならむと  
 いへるは疑はし。三野國の國字衍にて。三野之本巢國造なるへし。故省きては三野國造とも云けん  
 ともはる。さて神骨と神大根王は。同人と聞えたるを。神大根王は。記に三野國之本巢國造之祖と  
 り。神骨は紀に美濃國造とあるに據りて。孰も別なる國造ならんと思ふへけれど。三野國之本巢國造  
 と云ふは。正しくいへるうへをもて記し。三野國造とは。略省ていへるより書る文なるへし。若然ら  
 ずは。この佗の古書とも。本巢國造の事。必ずあるへきに。絶て見えたることをなきを以て。本巢と  
 三野國造と。同じき故なる事決し。本巢は倭名抄美濃國本巢毛止郡とある是なり。さて此國造は常



陸國に由縁ありて開ゆ。其は常陸風土記久慈に。郡東七里太田郷長幡部之社。古老曰。珠賣美萬命自天降時。爲織御服。從而降之神名。綺ハカマヒメ日女命。本自筑紫國日向ノ二神之峯。至三野國引津根之丘ヒキツネノヒノ。已上の文は。三野國造の事。當昔古者如此さまに語り傳しなるへし。○重胤。後及美麻貴天皇之世。長幡部遠祖多豆命。云。引津之丘は。當國神名帳に不被郡在五位下引常明神とあり。既とすへきなり。中。今毎年別爲三神調。獻納之。とあり。神名式久慈郡長幡部神社。今大田村の東。主計式。長幡部七疋などある。長幡部遠祖また避自三野と云は。ともにも神大根王者。三野國之本巢國造。長幡部連之祖。とあるに合ひて開ゆるは。いかうあらむ。猶よく考へし。と云はれたるは然るへし。さて此神骨か事は。いにし明治七年或人の説に。美濃國本巢郡見延村に古社あり。カムオウ。さて神骨の名義は。記に神大根とある字義なるへし。氏人は。續紀。美濃安八郡國造千代。方縣郡少領國造雄高。尙掃美濃直玉融任國造。續後紀。席田郡人國造眞祖父あり。又美濃縣主。倭姬命世記にあり。同族なるへし。○兄遠子弟遠子。本にアチトホコ。オトトホコと訓れたるは。古き稱と通えたり。さて此名倭名抄本巢郡遠市とあるは。よしありけなり。記には兄比賣弟比賣二嬢子とあり。其は名を省きていへるなり。○遣大碓命云々。是は行幸の先より遣し玉ひしにや。記傳云。此にはいと疑しき事あり。其故は天皇の二十七年に。日本武尊年十六とあれば。十二年に生坐るなり。然るに其同日に。雙生坐る大碓命の事。四年に見えたるはいかう。されは天皇の美濃國の幸を。四年の事とせるがたかへるか。はた大碓命の此事を。天皇の美濃に坐しほとの事とせるかたかへるか。何れにまれ誤あるへし。

と云り。○密通。紀中通また奸尤淫安など。皆こゝと同一多波久と訓り。記傳云。凡て男女の交通の。義に違へるを多波久と云りと通ゆ。字鏡に。奸亂也犯淫也多波久とあり。同書に。姪太波留とあり。是も本同言なるへし。又高梁二十に多波和射とあるも。又征も皆同言にて。本は男女の事には限らず。凡ての事にいふ言なりけり。とあり。○不復命云々。記云。故其大碓命娶兄比賣生子押黒之兄日子王。此者三野之字。泥須和氣之祖。亦娶弟比賣生子押黒弟日子王。此者本定部君等之祖。とあり。なほ四十年の下に云へし。

冬十一月庚辰朔。乘輿自美濃還。則更都於纏向。是謂日代宮。

日代宮。帝王編年紀に。纏向日代宮。大和國城上郡。今卷向檜林是也。大和志に古蹟在穴師村北とあり。舊都趾要覽云。磯城郡(舊式上郡)纏向村大字卷之内舊字ひしり地。これ皇居の一部分なるへし。今耕地となれり。記。雄略段歌に。麻岐牟久能。比志呂乃美夜波。阿佐比能。比傳流美夜。由布比能。比賀氣流美夜。多氣能泥能。泥陀流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。夜本爾余志。伊岐豆岐能美夜云々。此は此大宮を稱へたるなり。記傳云。日代宮地名に依れるか。又た宮の號か詳ならず。此大宮あたりの地も。檜原けたるにもやあらん。代とは何にまれ。其と定めて區れる處を云。又城を志呂と云事は。古く見えねども。山背國を。延暦十三年に。山城と字を改らし時の詔に。此國山河帶自然作城云々。とあるを以見れば。尙昔より志呂ともありし故に。城字を用られしならむ。若此も古言ならば。直に檜城と云はる。さて城を志呂と云も。本かの代の意なれば。其も同じことなり。



十二年壬午

十二年秋七月。熊襲反之不朝貢。八月乙未朔己酉。幸筑紫。

熊襲。記に熊曾とあり。記傳云。熊曾は曾國なり。曾と云はもと神代卷に。日向襲とある地にして。和名抄に。大隅國嘯啖郡とある是なり。國名となりてありし事は。景行卷武野云。即次に。議討熊襲の文なり。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚鹿文走鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉云々。是を以て襲國即熊曾なる事をも知へし。彼梟帥ともいふ建かりし故に。熊曾とは云なり。熊鷹熊鷲熊鷹など。皆猛きを云稱なり。ごあり。かくて矢野玄道云。そこを領居て叛奉れるは。いかなる者そと討究るに。疑なく火酢芹命の苗裔なる。隼人の祖ともにて。其本國は。釋紀神皇正統記に説か如く。和名抄に大隅國嘯啖郡とある地にて。右の二國をも併吞し。漢國韓國等へ私に使を通して。朝廷に叛奉れるなりけり。武野云。熊鷹の漢韓へ私に通せし事仲哀紀に云。其はかの熊襲。景行天皇御代に。二度まで叛て。一度は天子親征に勞き玉ひ。後は日本武尊これを平定玉へり。これを國造本紀に。經向日代朝御世治平隼人同祖初小とも。經向日代朝代。薩摩隼人鎮之。ともしるされ。近頃薩摩國人の著せる襲山考に。曾乃字則本襲也。續紀令諸國定郡鄉名。爲二字一時添之韻。書嘯啖。猶紀伊例云々。自神古時。大隅隼人世領其國。因以曾乃君爲其姓號。則續紀天平十三年授正六位上曾乃君多理志佐外從五位下。今曾於郡曾於鄉尙有社。名隼人塚。在於鄉之止土神社。西數百步。而祀其先神火闌

降於同社庭。曰大隅神社。又其隣鄉國分。亦有隼人城遺墟。在於要嶮所。蓋火闌降以來神胤隼人所三世居也云々。といへるは。信に宜なる説にて。なほ記傳に。熊襲とは強剛慍悍の稱なるよしを。委く説れしか。隼人と呼もまた。武士の勇猛敏捷謂なるをも思ふへし。さて右の嘯啖なる遺種。かの天武天皇持統天皇紀及延喜式なる大角隼人なるか。同族の薩摩國阿多郡阿多郷に住ししを。阿多隼人といひて。右にあげし國造本紀。また續紀姓氏錄なる薩摩隼人なり。されは萬葉集には。隼人のさつまを詠み。大寶二年紀には。薩摩國を即唱更國とも書れたり。そか中にも。大角なるか繁榮えしと聞えて。彼三國をも漸々に領居けむ故に。其本居の名を三國に掛て呼ふ事とも成けむこと。他の例を引くまでもなく。右の唱更國の例にて知るへし。されは熊襲隼人曾乃君など云も。皆同胤同族なること。いと灼然にあらずや。と云れたるは然る説なり。こゝにまた鶴峯戊申か。襲國爲借考云。襲國はもと神代卷に。日向襲と見え。景行卷に襲國とある地にして。和名抄に大隅國嘯啖郡ある是なり。大隅薩摩はもと日向國に屬して襲國といひしは其國にて。朝廷に背きまつりし者ともを。朝廷よりよひ給ひし名なり。然るに其名やとひろこりて。即て國名の如くなりてもゆき。後には日向國の一名となりしなるへし。其よしは古典にしるせる趣にてしらるゝなり。但し古事記舊事紀ともに。日向國の亦名をしるせる條には。傳寫の誤ありとおほし。すへて古典に。日向國のみ書て。熊襲國とはうちまかせて書ざるも。熊襲はもと日向國の一名なればそかし。かくて熊襲といひしものは。いかなるもの後そと尋ぬるに。まつ晋書に。倭人自謂太伯之後としるせる倭人とい



ふもの。即てこの熊襲の事にそあるへき。その太伯の後といひよしは。吳の太伯うせて子なし。弟仲雍嗣て立つ。後十七世夫差。越の勾踐に亡さる。この時。天朝孝昭天皇の三年にあたり。普陀山志に。越王勾踐欲<sub>レ</sub>使<sub>下</sub>放<sub>二</sub>吳王夫差<sub>一</sub>居<sub>之</sub>。然不<sub>レ</sub>至也。とあるを思ふに。勾踐夫差を普陀に放せしか。夫差普陀に至らずして。この襲國に來れるなり。また爲朝義經などのあとの如く。死と偽り逃れ來りしにてもあるへく。またみつからは死して。其支庶の逃來しにても有へし。吳支庶入<sub>レ</sub>海爲<sub>レ</sub>倭といふ事は。通鑑にも見えたり。さて其子孫とも。たま<sub>一</sub>帝都に遠き地を幸にして。吾は太伯の後吳王の子孫なり。などいひて。或はかの隼人の祖をた<sub>一</sub>縁を結び。朝廷には今來隼人など奏上し。私には王とも名告り居りし事をおもふへし。使驛して漢に通せしは。開化天皇の御時よりと聞ゆれども。朝廷にはなほ服<sub>ひ</sub>居りつるを。景行天皇の十二年に至りてそ。あらはには叛き奉りけん。されは天皇いみしく怒らせ給ひ。御親征給ひける御事なるへし。俗に大隅國正八幡は吳の太伯を祭れるなり。といへるもよしなきにあらず。神代卷を檢すへし。また姓氏錄に。松野吳王夫差之後也とあるに。豊後國大野郡にありしといふ眞名長者の類。松野と眞名野と。音いとちかきもよしありけなり。武野云。此事は此にあまりいとふるき世にして。漢にならへる風俗多きをおもふに。襲人はいかにも吳王か後にそあるへき。されは漢人の倭奴國。東海姫氏國。女王國といへるは。もと襲國の事にて。襲國は姫姓なる故姫氏國といひ。また卑彌呼といへる女子王となりて。女王の名いと高きこえたる故。女王國とも云るなるへ

し。はた倭といふ名は。もと襲人の借して建たる國號なること。字書に倭鳥禾切。女王國名。在<sub>二</sub>東海中<sub>一</sub>。とあるにて推へし。しかるに之を皇國の國號に混し。ヤマトの借字に用られし事は。いとく<sub>一</sub>あか如事にそありける。かくて太平御覽に。魏志曰。自<sub>二</sub>帶方<sub>一</sub>至<sub>二</sub>女國<sub>一</sub>。萬二千餘里。其俗男子無<sub>二</sub>大小<sub>一</sub>。皆<sub>レ</sub>面文<sub>レ</sub>身。聞<sub>二</sub>舊語<sub>一</sub>。自謂<sub>二</sub>太伯之後<sub>一</sub>。などあるにつきて。襲國の事をしらするものは。かしこくも。これを朝廷の御事にあてり。天照大御神の御事をさへ申し出せるは。いみじきひか事ならしやは。さて大日本史に。按後漢書曰。建武中元二年倭國奉貢。使人自稱<sub>二</sub>大夫<sub>一</sub>。然本書無<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>。恐非<sub>二</sub>朝廷所<sub>レ</sub>命也。としるされたるは。誠にさる説なり。朝廷の命し玉へるところにはあらて。みな襲人の所爲なりけり。日本といふ名は。始めて唐書に見えたり。舊唐書には。倭。日本。別に條を立て。日本國。倭國之別種也。其人入朝者。多自<sub>二</sub>於大<sub>一</sub>。不<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>實對<sub>一</sub>。としるせり。襲國を倭と云し證は。前漢書に。樂浪海中<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>倭人<sub>一</sub>。分爲<sub>二</sub>百餘國<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>三歲時<sub>一</sub>來<sub>レ</sub>獻見<sub>云</sub>。とある樂浪海中とは。すへて九州の地方の海をさして云るなり。また魏志に。女王國。東渡<sub>レ</sub>海千餘里。復有<sub>レ</sub>國。皆倭種。參<sub>二</sub>間倭地<sub>一</sub>。絶在<sub>二</sub>海中州島上<sub>一</sub>。といへるは。倭地は海中州島の上に在て。其東海を渡れば。四國などの國あるをいふなり。また魏志に。從<sub>レ</sub>郡至<sub>レ</sub>倭循<sub>二</sub>海岸<sub>一</sub>。水行歷<sub>二</sub>韓國<sub>一</sub>。乍南乍東。到<sub>二</sub>其北岸狗邪<sub>一</sub>。韓國。七千餘里。始渡<sub>二</sub>一海<sub>一</sub>。千餘里。至<sub>二</sub>對馬國<sub>一</sub>。又南渡<sub>二</sub>一海<sub>一</sub>。千餘里。名曰<sub>二</sub>澁海<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>一支國<sub>一</sub>。又渡<sub>二</sub>一海<sub>一</sub>。千餘里。到<sub>二</sub>末盧國<sub>一</sub>。東南陸行五百里。到<sub>二</sub>伊都國<sub>一</sub>。東南至<sub>二</sub>奴國<sub>一</sub>。百里東行至<sub>二</sub>不彌國<sub>一</sub>。百里至<sub>二</sub>投馬國<sub>一</sub>。



都を流れ 水行二十日。南至邪馬臺國。女王之所都。水行十日。十上脱 陸行十日。邪馬臺は是も國人の管轄にて。おのれかゝる處を。皇初大和に  
擬して呼し。とあれは。襲人の在し地は。薩摩大隅のあたりなること明らかなり。さて襲人は吳王夫差の後  
ものなり。にして。即姫姓の國なり。子孫遂に僭して王と稱し。國號を建て倭といふ。開化天皇の御時に至り。  
 使釋して漢に通ず。垂仁天皇八年。新羅來て好を結ぶ。三國史記 十六年襲人新羅をうつ。三國史記 四十三年六  
 十二年。襲人また新羅をうつ。東國通鑑 六十四年新羅と講和す。三國史記 六十六年襲人使を遣して漢にゆ  
 く。後漢書光武中元二年 是歲昔脫解新羅に王たり。脱解はけたし肥後國玉名郡の人。襲人の女を娶て生む所な  
 り。東國通鑑に據る。武德云。此の考今者く。本書を見るへし。景行天皇十二年襲國あらはに叛す。帝大御親これを征し玉ふ。FO武德云。此以紀に出す。引合せて見るへし。と云れたるは。襲國に係れるめつらしき考なり。故に今其文を抄略してこゝに出す。なほ  
 後人よく考へし。○己酉。十五日。○筑紫。こゝにては九國を指云る大名なり。

九月甲子朔戊辰。到周芳娑磨。時天皇南望之。詔群卿曰。於南方烟  
 氣多起。必賊將在。則留之。先遣多臣祖武諸木。國前臣祖菟名手。物部君  
 祖夏花。令察其狀。

戊辰。五日。○周芳。記傳云。師は須波と訓れき。信に萬葉などにも。芳は波の假字に用ぬ。又須波

字と云むよりは古言の體なり。されど此國の名を正しく然云る例を見ず。萬葉傳に。周防在畿國山平とよめ  
定めか 和名抄にも周防須波とある故に。今も然訓つ。名義いまた考得ず。國造本紀に。周防國造。輕  
 島豐明朝。茨城國造同祖。加米乃意美。定賜國造。とあり。以上と云れたるは。其例を得られさりしか  
 故なれど。なほ須波とよむへき證あり。其は周芳國庄。周方大神之神主大宮司系譜傳と云ものに。庄と  
は阿都なるかたつぬへし。傍にサバキと訓るも詳ならず。按ふに今此國佐渡郡に。庄方と云ふは。それにはあらざるか。さてこ 大國  
の系譜傳といふもの。全文は疑しきよしあれども。みなから後に作れるものともみえず。古傳によりて増加せるものともみえず。  
 主大神。高志沼河姬命を娶て生める御子。健御名方命。亦名南方富命と申す。是周芳庄長太之周方大  
 明神にて御坐す。此祭官は天津彦根命の裔。周方刀禰命の子孫なり。於是南方富命。周防の音を以。  
 科野國中を讓方と名つけて。御父大國主大神の禰を領御坐云々。とあり。今は昔く文を切めて。さて周芳  
 刀禰命是長より。嗣々の名ありて。十二代に加米乃意美命あり。其處に。十六代豐明御世。定賜周  
 防國造云々。また十四代加米刀禰美命の下に。二十二代之朝廷。周方社二俣社を一處に並て建立し。  
 兩社を俱に司るよし記されたり。うれよりなほつきく。近き頃 信濃國諏訪を。周芳より出しものなりと云  
 るによれば。周芳は須波なること決し。此二俣社は。延喜式都濃郡二股神社とある社なるか。重胤の説  
神社の傳に。他御名方神。出雲にて經津主武甕槌神に攻られて。スハと云て此に逃來 又諸家文書の内なる河野文書に。毛利  
居玉ひし故に。國をスハと云といへり。此は浮たる傳説にはあれど。こゝによしあり。  
 備中守隆元が狀に。抑至防州須方。要害執懸候。則云々。とあり。これ防州にこの頃も。須方と云處  
 ありし證とすへし。今もありや かく其例あるからには。周芳をいにしへは須波と稱し事しるければ。加



茂翁の説の如く。須波と訓へきなり。○設磨。倭名抄周防國佐波郡佐波。此佐婆津より御船發し給へる事は。豊後國風土記に。速水郡下。纏向日代宮御宇天皇。欲<sub>レ</sub>誅<sub>二</sub>球磨<sub>一</sub>。幸<sub>二</sub>於筑紫<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>周防國佐婆津<sub>一</sub>。發<sub>レ</sub>船。而渡<sub>二</sub>海部郡宮浦<sub>一</sub>云々。國崎郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。御船從<sub>二</sub>周防國佐婆津<sub>一</sub>。發而度之。遙覽<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>。勅曰。彼所見若<sub>二</sub>國之崎<sub>一</sub>。因云<sub>二</sub>國崎郡<sub>一</sub>。と有<sub>レ</sub>など。何れも此御時なり。○南望。周芳婆婆より御舟出し玉ひて。海上にて南望し玉ひしなり。婆婆より望み玉ひしにはあるへからず。○烟氣多起。かゝる例は。倭姬命世記に。天皇詔<sub>二</sub>天日別命<sub>一</sub>。覓<sub>レ</sub>國之時。度會賀利佐嶺。火氣發起。天日別命視之曰。此<sub>二</sub>小佐居歟<sub>一</sub>。差<sub>レ</sub>使遣<sub>レ</sub>令見云々。肥前風土記松浦郡條に。纏向日代宮御宇天皇巡幸之時。在<sub>二</sub>志式島之行宮<sub>一</sub>。久老云。志式島未詳。御覽西海。海中有<sub>レ</sub>島。烟氣多覆云々。島別有<sub>レ</sub>人。又常陸風土記行方郡條にも。斯貴端垣宮大八洲所取天皇之世云々。遙望<sub>二</sub>海東之浦<sub>一</sub>。時烟所見。爰疑<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>人云々。堀<sub>レ</sub>穴造<sub>レ</sub>倭常所<sub>二</sub>居住<sub>一</sub>。とあるなど。鴻荒の世には。炊烟を瞻望して。人ある事を知れるさま。往々史典に載せたり。此の形勢とよく似たり。○武諸木。考なし。名義も未詳。○國前臣。國前は。倭名抄に豊後國崎<sub>郡</sub>。郡國前郷とある地なり。さて此氏は。國造本紀に。國前國造。志賀高穴穗朝。吉備臣同祖吉備郡命六世午佐自命定<sub>二</sub>賜國造<sub>一</sub>。とあり。氏人は。東大寺正倉院文書に。豊後球珠郡領國前臣龍麻呂あり。聖武帝時の人なり。栗田寛云。吉備臣同祖吉備郡命。姓氏錄に吉備臣。稚武彥命孫。御友別命之後也。と見えて。稚武彥の後ならんと思ふに。記<sub>老</sub>に日子刺肩別命者。高志之利波臣。豊國之國前臣。五百原君。角鹿海直

之祖也。とあれば。此國造は日子刺肩別命より出たるへく思はるゝに。此命の弟比古伊佐勢理毘古命。亦名大吉備津日子命。次に若日子建吉備津日子命と見え。此に吉備津命とありて。何れの御裔とも決めかたけれど。記にいへる所は誤にて。若日子建吉備津日子命の後と定むべきなり。吉備津命は。津の下彦字脱たるにて。稚武吉備津彦命なるへし。午佐自命見あたらず。午は平の字ならんと。宜長はいひつれと。信友か。國崎郡武藏郷あるに據て。牟の誤とせり。宜しかるべき。云へり。○菟名手は。國造本紀に。豊國造。志賀高穴穗朝御代。伊<sub>基</sub>國造同祖。宇那<sub>那</sub>足尼定<sub>二</sub>賜國造<sub>一</sub>。栗田寛云。宇那<sub>那</sub>足尼は。景行紀また風土記に菟名手とある同人なる事決なければ。宇那の下に手を補へり。さて風土記に。昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇。詔<sub>二</sub>豊國直等<sub>一</sub>。祖菟名手。遣<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>國。徑到<sub>二</sub>豊前國仲津郡中臣村<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時日晚偶宿。明日味爽忽有<sub>二</sub>白鳥<sub>一</sub>。從<sub>レ</sub>北飛來。翔<sub>二</sub>集此村<sub>一</sub>。菟名手即勤<sub>二</sub>僕者<sub>一</sub>。遣<sub>レ</sub>看<sub>二</sub>其鳥<sub>一</sub>。鳥化爲<sub>レ</sub>餅。片時之間更化<sub>二</sub>孝草數十許株<sub>一</sub>。花葉冬榮。菟名手見<sub>レ</sub>之爲<sub>レ</sub>異。歡喜云。化生之芋未<sub>二</sub>曾有<sub>一</sub>見。實至德之感。乾坤之瑞。既而參<sub>二</sub>上朝廷<sub>一</sub>。舉<sub>レ</sub>狀奏聞。天皇於<sub>レ</sub>茲歡喜之有。有は余の誤字か。即勅<sub>二</sub>菟名手<sub>一</sub>云。天之瑞物。地之豊草。汝治國可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>豊國<sub>一</sub>。重賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>二</sub>豊國直<sub>一</sub>云々。景行紀を併考るに。天皇の南方に烟氣多起とみそなはしむ地は。豊後海部郡。風土記連見郡條に。昔者纏向日代宮御宇天皇。欲<sub>レ</sub>誅<sub>二</sub>球磨<sub>一</sub>。幸<sub>二</sub>於筑紫<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>周防國佐婆津<sub>一</sub>。發<sub>レ</sub>船而渡。泊<sub>二</sub>於海部郡宮浦<sub>一</sub>。時於<sub>二</sub>此村<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>女人<sub>一</sub>。曰<sub>二</sub>速津媛<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>其處之長<sub>一</sub>云々。書紀にも此總見。豊前國宇佐田河。書紀の次條に。先遣<sub>二</sub>多臣祖武諸木<sub>一</sub>。國前臣祖菟名手<sub>一</sub>云々。唯有<sub>二</sub>獲賊者<sub>一</sub>。一曰<sub>二</sub>卑垂<sub>一</sub>云々。屯<sub>二</sub>結於菟たり。換川上。二曰<sub>二</sub>耳垂<sub>一</sub>云々。三曰<sub>二</sub>麻綱<sub>一</sub>云々。居<sub>二</sub>高羽川上<sub>一</sub>。四曰<sub>二</sub>土折折<sub>一</sub>云々。悉捕誅之。とあり。なとをさせりと聞ゆれば。此國<sub>古</sub>は總て豊<sub>國</sub>を御征伐の時。この菟名手は。殊に國前の地を平治たる



功勳をとりしをもて。國前臣と稱しか。此後もはら豊國を治に遣はされて。瑞物豊草の由縁を復奏しに因て。即其國名を豊國といひ。重賜姓豊國直。と稱ふへしと勅る趣なり。今まで國前臣と云ひしうへに。姓を賜ふ故に。重賜。姓とは記しな。さてかゝる功を。成務の御世に思ほしめして。國造をせられしにやあらむ。されは此國造と。國前國造と同祖なるへきに。本文伊基國造同祖とあるはいかゝなり。伊基は國前の誤なるへし。と云れたり。伊基國造は。出雲武志國造同族にて。天福日命の後なり。此は猶よく考へて定むへし。さて豊前志に。京師郡福光村に。國時八幡宮あり。國前臣重賜名手に。八幡宮を合祭せり。今正月五日に。武者役祭と云あるは。軍の先鋒に立れし人を祭れるなればなるへし。月日異なる。九月戊辰は五日にて。祭日と同日也。と云り。○物部君。集解に按有物部連物部首姓。君者未見。と云へるは疎漏なり。物部君は物部首同族なり。垂仁紀に云り。氏は。上野國金井澤神龜三年碑に。物部君千足あり。稱德紀に。天平神護元年十一月。上野國甘樂郡人。中衛物部蛭淵等五人。賜姓物部公。同二年五月。同國同郡人外少初位下磯部牛麻呂等。賜姓物部公。とあれは。公とも云へりしなり。なほ此條に國史に見えたり。これに就て氏族志に。按神龜碑有鍛師磯部君牛麻呂。即是也。又按羅山文集。甘羅郡有貫前神社。磯部氏世掌其祀。蓋是族也。と云れしはさることなり。○夏花。永享本に花下等字あり。

爰有女人。曰神夏磯媛。其徒衆甚多。一國之魁帥也。聽天皇之使者至。則拔磯津山賢木。以上枝。挂八握劍。中枝。挂八咫鏡。下枝。挂八尺瓊。

亦素幡樹于船舳。參向而啓之曰。願無下兵。我之屬類。必不可有違者。今將歸德矣。唯有殘賊者。一曰鼻垂。妄假名號。山谷響。聚屯。結於菟狹川上。二曰耳垂。殘賊貪婪。屢略人民。是居於御木。此云。開。川上。三曰麻剝。潛聚徒黨。居於高羽川上。四曰土折猪折。隱住於綠野川上。獨恃山川之險。以多掠人民。是四人也。其所據並要害之地。故各領眷屬。爲一處之長也。皆曰不從皇命。願急擊之。勿失。於是武諸木等。先誘麻剝之徒。仍賜赤衣禪及種々奇物。兼令搗不服之三人。乃率已衆。而參來。悉捕誅之。

爰有女人。永享本には。爰一字彼處。二字に作れり。○神夏磯媛。本にカミカシヒメと訓めるはいふか。し。夏字音に用ひし。カミナツシヒメと訓へきなり。されと名義思ひ得されは。たやすく改めず。○一國之魁帥。永享本に其國一魁帥に作れり。○磯津山。豊國のうちなるへけれと。何れの郡にありとも知られず。なほよく其地方をたつぬへし。○拔賢木云々。通證に。今按拔賢木者。磐窟章之遺意。而劔



鏡瓊所謂三種也。必挂三種者。以祀天皇。以表歸順。故實炳焉。と云り。仲哀紀八年にも。岡縣主熊罥か。拔取五百枝賢木。以云々。上枝掛白銅鏡。中枝掛十握劍。下枝掛八尺瓊。とあり。同じ意なり。○素幡樹于船舳。素幡は白幡なり。神功紀に。新羅王が素施ソロキハヤクテ而自服。素組ソノヅメ以面縛云々。降於王船之前。欽明紀にも。新羅王更舉白旗。投兵降首。とあり。常陸風土記にも見えたり。漢土にも魏志に賈充傳注。

晉書公費曰。使持白幡。從三門。并出陣。その餘にも多し。白幡を樹て。降首シノケするしと爲しは。皇國も異國もいと古昔よりの習俗しなりけらし。○不可有違。本に可字なし。今永享本に據る。○鼻垂耳垂は。其形貌を以て名けしならん。いにしへ土蜘蛛蝦夷の種類には。さましく異形なりしありけむ。○假名號。文選辨命論に。竊名號於中縣。濟曰。竊名號。謂爲帝號也。とあり。こゝは帝號までにはあらずとも。僭キョロロて衆を欺誘き居るを云るなり。○菟狹。既に出。○貪ムササビ。通證。下文望訓於保美。意通。とあれと詳ならず。○御木川上。倭名抄豊前國上毛郡加牟豆美介是なり。郷名にも同郡上毛あり。是もカムツミケの路など。にや。此は試に云のみ。今は幸子村と云ありとぞ。筑後風土記に。豊前國上騰縣カムツミケとあり。下文十八年の處に。筑後國三毛郡の古事あり。それによれば。此も木より出し名なるへし。豊前志云。御木川今廣津川と稱是なり。景行天皇紀其所據要害之地とあり。丹羽氏傳は。廣川の邊に三毛門あり。是御木の川門にある故の名にて。御木川は廣川なりと決定しは。由ありけに聞ゆれと云ふなり。廣川は上毛郡東吾妻山より出て。水源五里。此川田川郡彦山より出て。水源十三里許にて。要害の地も少なる小川にて。要害の地と云へき所にも非ざるや。

此川田川郡彦山より出て。水源十三里許にて。要害の地も少からざるなり。又御木の名義も宮材より出たるが。此川より日毎に筏に作りて下す材木の夥しきをみれば。御木の地名の根元にて。河名に負へるも宜なりとそ所思る。扱彼土蜘蛛耳垂が住りしは。何地

そと云に。柿山村の土岩屋と云處の山腹に。昔土蜘蛛の住しと云ひ傳へたる窟あり。横四間深十間にも餘るへし。其奥に少し登りて。又小き穴あり。穴中常闇にて得行難し。里人に問ふに。先頃松火を燃して入たるに。二十尋計行て。又上と中と下とに。穴三あり。其處より奥を究めし者なしと云り。此山麓なる川即ち山移川にて。柿坂村と杉畑村との間に流出て。廣津川と一つに合り。されは御木川上とも云へき所にて。土蜘蛛の住しは。此土岩屋にても有ぬへし。但し此窟は濕氣あれば。人の住へくも覺えずと。或人は云毀たれと。豊後風土記にも。昔者此村有土蜘蛛之堡。不用石築以土。因斯日無石堡。と云ことみえたれば。とかく云へくも非ず。又山國の奥に甚大なる石窟あり。此は金吉村の枝村伊福の奥にて。石窟は豊後國玖珠郡丁田村の内なり。下河内村より十丁許西に當れり。穴は南向ひて。其廣さ横三丈許七丈許。高さ六七間。或は四五間許の處もあり。内に清水湧出て。住居に便宜處なり。山上より穴口に。甚々大なる藤蔓懸りて。花の時はずと想像るゝ計なり。中昔鎌田隼人と云人住りしとて。窟内に鎌田八幡宮と云小社を建たり。故土人は鎌田が窟とのみ云て。上古土蜘蛛の住けむ事は。口碑も絶たれと。實に賤賊の住まむには。甚要害善き地なれば。まつ此處ならんとそ思定むる。抑此所廣津川の本つ川上ならねと。此石窟の下なる溪川カニガハ。金石村の下の方にて。廣津河と一つに落合しは。御木川上と云むも。何云事かあらむ。扱此廣津川は。金谷堤を築かさりし以前は。下宮永村の近境より。中津の市街チチを廣く流れて。海に出るを中津川と云ひ。大江社の南東。松江繩手の



邊より分れて。島田村此村名。中津川と大津川との間にある故の名を知らる。の東を経て。蠟瀬村と牛神村との間を弘く流れて。御供濱に出るを。大家川と云。此濱の邊を。今大家後と云。又廣津村の邊より。小祝浦の西と東とに岐れて。二川と成て海に出るを。廣津川と云ひ。又玉津川とも云ひし由なり。玉津川の事は。古表社の傳記にみえたり。此川々の惣名を。上世には御木川と云しものなり。とあり。○麻剝。名義詳ならず。もしくは淺脛などの義にて。脛のいと短き名にや。これも麻垂耳垂などの類の名にもやあらん。和名抄豊前國下毛郡麻生郷。今麻アツツと唱とそ。○高羽川上。和名抄豊前國田河郡是なり。豊前志に。高羽川は今の伊田川なるへくそ思ゆる。國郡の名は。大方は其國內郡内なる。大山大川に負持る例なるに。伊田川は此郡の大河にしあれば。郡名を負たるものなり。借河上なる落合村の内に。麻拂と云處あり。麻剝を訛れるか。縁ありて聞ゆ。此川を豊後風土記の箋釋に。下毛郡高瀬川ともせしは非なり。高瀬川は御木なること彼卷に云をみるべし。と云り。○土折猪折。名義未詳。折は居の義か。神武紀に猪祝あり。折は説の類の名にや。説は放か。今も放者など云事あり。或人云。一人の名にて。直土に猪の如く居。意を負せたり。○綠野川上。未詳。或人云。豊前人河江直種云。企救郡貫河を流る川を綠川と云。水原は京都郡企救郡の間四極山より流れ出て。海に入まで一里餘の小川なり。と云り。豊前志云。此川今は詳ならず。また微とすへき事跡もなし。但猪膝村あり。是猪折と云に少由緒ありげに聞ゆ。猶よくたつぬへし。或人は今の赤谷川なるへしと云り。此下流仲津郡天生田川となる。然れば紀の同條に。一を鼻垂と云て。菟狹川上宇佐郡に居り。二を耳垂と云て。御木川上下毛郡に居り。三を麻剝と云て。高羽川上伊田に居りし

なれば。土折猪折は。必ず此郡にても。郡の西をらては次第たかへるに非ずや。通證に綠野川。疑豊後國大野郡と云るは。殊に地理たかへり。豊後風土記の箋釋に。綠野川今綠川と云るは。何れの川を云るにか。さる名あることを不聞。借綠野は。和名抄上野國の郷名に美土乃とあれば。其に従ふへし。と云り。○不服之三人。集解に三を四とせり。其はさかしらに改めしものなるへし。

天皇遂幸筑紫。到豊前國長峽縣。興行宮。而居。故號其處曰京也。冬十月到碩田國。其地形廣大亦麗。因名碩田也。碩田。於保岐。

遂幸筑紫。上に己酉幸筑紫と云るをうけて。遂と記るなり。○豊前。和名抄に豊前止興久通乃 美知乃久知とあり。二國に分れしは何時ともしられず。○長峽縣。集解に。按類聚抄豊前國企救郡有長野。與京都郡接。蓋遺名存者。峽野語相通。と云り。今も長野存りと云り。○京。和名抄郡名京都美夜古。また國府在京都郡とあり。豊前志云。京都郡御所谷。津積村にあり。景行天皇行宮の跡なり。事は碩田國の下に出つ借此所の地理を委細く考るに。上古は今の行事川の川上流末村の近境まで。惣て入海なりしか。數百年を経て。海も漸々に淺く成以て行まに。次第に田畑となして。今の如くは成れり。何となれば。此川上一里許に大谷村と云あり。此村に舟岡山塚塚など云海に着たる名あり。又井を堀



るに。蠟貝或は舟板など土中より出とそ。又流末と云村名も。川尻にて水の海に入る故の地名なるを思ふへし。仁徳天皇紀に流末 故天皇の御舟の着しは。流末村の邊なるへくそ所思る。三代格に豊前國草野津と云見えたるは。行事川の流末なる草野村にて。其頃は船を着るに便善して。専ら公私の船の着し處としらる。されは川上なる流末村の邊も。上古は御船を繫かせ玉ふに。便宜や可かりけむ。又長峽縣に到まし玉ふにも。甚間近く。敵地をも不經して。直に到坐へき處なり。借行宮の在し處は。今御所谷と云。其跡に登立覽れは。土蜘蛛の住し鼠窟今云骨窟は正北に當りて。遙に眼下に見下して。行宮を建玉ひしは。實に宜なりと所思る所なり。扱其宮地は。絶頂平地にして。南北一丁東西二十間あり。其處に礎石二十並へり。其周回東西五間。南北四間半許なり。又中の御門。東御門。西御門と云あり。中御門の石垣は。東方長五間高三間。西方九間高三間計なり。此處に石樋を懸て山水を引り。此御門の前なる大池池は中昔堀しこと。ものにみえたり。の。堤の下の田字を門前と云ひ。又二の坪三の坪八條など云もあり。二の坪三の坪は。二條三條と云ふか如く開ゆ。東西の御門は石垣崩れたり。扱中御門より行宮の蹟まで一丁四十間。西御門まで二丁四十間。東御門まで四間餘あり。又山の周回四方に。一里か程石垣あり。或は崩れ或は其形の存れるもあり。抑上代には。御在殿には礎をすゑず。式の祝詞ともに。下都磐根爾宮柱太敷立とある如く。地を深く掘て柱を建。所謂る堀立家の如くなりしに。今行宮の跡に礎石のある事甚疑し。此は中昔此地に城を築し事も物にみえず。土人の口碑にも存れる事をけれ

は。必地頭など云類の者の。要害を頼て。城めかしき物など築きて。住りしものなめり。借石樋の懸れるは。此御世よりの事にそ有へき。其は既に垂仁天皇の御代に。石棺作イソノツクリを定玉へること。古事記に見えたるは。彼御世に石作部の在しことは論なし。今行宮より近き處に石部村あり。石作部の住し處にやあらむ。瓮辻ウツツジ御所谷東門の東南にある山なり。此處の土中より瓮ウツツを出す。故瓮辻と云を説りて。今は佛辻と云。是景行天皇の天神地祇に祈乞玉ひて。別ては三柱神志我神。物部神。中臣神。に祈申玉ふとして。祭らせ玉ひし時の瓮なるへし。又西御門の西方よりも出つ。何れも同品なり。と云り。○碩田。記傳云。碩田は後に郡となれり。和名抄に豊後國大分郡於保伊多これなり。又大隅國桑原郡にも。大分豊國二郡ならひ云。豊後國風土記。大分郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。豊前國京都郡行宮。幸於此郡。遊覽地形。歎曰。廣大哉此郷也。宜名碩田國。今謂大分。斯其縁也。また大分河在郡南。此河之源。出直入郡朽網之峰。指東下流經過此郡。遂入東海。因曰大分川。年魚多在。とあり。豊前志云。碩田を舊既に豊後と云は非なり。是は長峽縣(今云御所谷)より。碩田の國に到らし。次に碩田(今云御所谷)より。碩田の國に到らし。然なきを以て考れば。すへて豊前なること疑なし。古史傳には。古くは遊見郡と云しならんと云れつれ。土蜘蛛の事跡の。我豊前國に。薩乎に獲れるをや。然らば碩田國何處と云に。確には定難けれど。今行事村の近境を北郷と云。是オホキタの路言に非るか。又按に神田村に大分八幡あり。若豊後とせは。長峽縣に行宮を建玉ひしは。何の要とせむ。且其處を京とせへ云を。行宮に在坐し事。暫しの間に非ず。其は土蜘蛛の風石窟(今云骨窟)の險阻に據て。防禦たりしかば。輒に疎離かりしか故なり。彼是を併考て。我豊前なることを思定へし。但豊後にもさる古蹟の此彼聞ゆれば。都にさることなしと云。或ちあたし。されは彼風土記の説も。一の傳として有ゆへし。長峽縣今は長尾村とて。一村の名となれり。上古は御所谷の邊までを。廣く呼し大名なるべし。遊見色今長尾村に。津鏡社あり。此邊を古くは遊見と云しにや。或人は此神名。後世に作れるものなりと云ふ。如何あらむ。宇都宮記に。宇都宮家臣遊見新六と云人あり。此は必當國の人にて。地名を家名とせしとそおほゆる。此頃までは。なほ此名ありしにや。天書にも。豊前國遊見と見ゆ。後の物なから。本朝通記にも。豊前とみえたり。と云り。されと此豊前志と云もの。豊後風土記にありしことをも。ことく豊前國に引附て云



リ。信かたきことも多し。こ  
きに記して。後の考をまつ。

到速見邑。有女人曰速津媛。爲一處之長。其聞天皇車駕。而自奉迎  
之。謠言。茲山有大石窟。曰鼠石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一曰青  
二曰白。又於直入縣彌野。有二土蜘蛛。一曰打媛。二曰八田。三曰  
國摩侶。是五人並其爲人強力。亦衆類多之。皆曰不從皇命。若強喚者  
興兵距焉。天皇惡之。不得進行。即留于來田見邑。權興宮室而居之。

速見邑。和名抄豊後國郡名速見波夜見。風土記に。速水郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。欲誅致摩贈。  
幸於筑紫。從周防國佐婆津。發船而渡。泊於海部郡宮浦。時於此郡有女人。名曰速津媛。爲其  
處之長云々。因斯名曰速津媛國。後人改曰速見郡。とあり。○鼠石窟。名義詳ならず。豊後志速見  
郡條に。鼠巖窟二所。並在石垣莊北石垣村。俗曰鬼岩屋。蓋土蜘蛛之賊所礮居也。形如山高一丈五  
六尺。窟戸濶七八尺。深二丈餘。巨石疊築。頗似非人爲。其上竹樹鬱鬱。兩窟大稍同。按日本紀景行紀曰。  
茲山有大石窟。曰鼠石窟。有二蜘蛛。住其石窟。一曰青。一曰白。即是。蓋史曰。茲山。但疑其境非山

已。とあるこれなり。按に豊前より出坐むには。速見次に碩田なり。  
然るに豊前志には。鼠石窟京都郡等覺寺山  
の上にある。今は青龍窟と云。是は鼠窟  
を説けるなり。法華經の述。青龍窟。時序に云。在豐州京都郡三十里所。山中有等覺寺。寺之西。石谷好曲。至  
聖觀。爲抄覺寺。其上有石窟。由洞門。而深七十尺。橫十五丈云々。と云れたれ。西なし。例の疑はしき説なり。○其聞天皇車駕。

記傳云。この其は。下に若其畏我兵勢。と二の其字。漢文のさまにたかひて古言の例なり。と云  
り。ともにソレと訓へし。○青白は。土蜘蛛の種類の異りて。其身體の色のかくありしなとにや。○  
直入縣。和名抄豊後國直入郡奈保里。風土記に。直入郡。昔者郡東垂水郎有桑生之。其高極陵。枝幹  
直美。俗曰直乘郎。後人改名曰直入郡。是也。とあり。直入は舊き名とおほしきを。後人の改めつる  
よし云るは疑はし。下にも直入物部神。直入中臣神とあり。○彌野。風土記に。直入郡彌野。在柏原郷之南。昔

者纏向日代宮御宇天皇行幸之時。此野有土蜘蛛。名曰打媛八田國摩侶等三人。天皇親欲伐此賊。在  
茲野。勅歴勞兵衆。因謂彌野。是也。とあり。○打媛。土蜘蛛の猿の形に似たるよしの名か。打の義は  
○八田は。地名に依れる名か。○國摩侶。通證に人名曰摩侶。始出于此。と云り。すへて古へ人の名  
に。唯麻呂とのみも。又某麻呂とも多くよへり。又自稱にも云り。上天皇より下諸臣に至り。或は女  
子童子も同く稱する事。物語類に多し。但自稱の時は吾より尊き人に對ひては云はず。其言義は詳な

らす。水居語云。まろとはわれおのれなさいふか如し。さて師説に。かつからまろと云事は。かしこきを。かざありといふにわかへて。か  
おはゆれ。と。中古より。劔名に丸と呼もの多し。此も意は尊みて。人に准ふるなり。願切丸。小鳥丸。友斬  
丸などの類なり。ま

た轉りては。猿を猿丸。鎌の事を鎌丸なども云り。後には船の號に必某丸と云事も。意は古に同じ。○